

<令和元年度修士論文（静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科）>

社会的包摂とねむの木学園
—宮城まり子の活動に着目して—

Social Inclusion and Nemunoki Gakuen
—Focusing on Activities by Miyagi Mariko—

磯部 志げ子 ISOBE Shigeko

（論文指導：静岡文化芸術大学教授 森俊太）

目 次

要旨	1
第1章 序論 研究の背景と概要	3
第2章 障害の社会モデルと社会的包摂	7
第3章 宮城まり子とねむの木学園	30
第4章 比較対象としての施設・活動	52
第5章 結論 分析と考察	67
引用文献・引用資料・参考文献	83
図表	90

論文要旨

本研究は、肢体不自由児養護施設ねむの木学園が果たしてきた社会的意義を、社会的包摂の観点から明らかにした。特に、障害の社会モデルおよび家族の包摂機能に注目して分析をした。社会的排除／包摂概念については、阿部彩の定義や岩田正美の理論を援用した。研究方法としては、設置者他への面接聞き取りを含む現地調査と関連文書の精査である。さらに、比較のために、類似の重度障害者施設であるオランダのヘット・ドルプ、太陽の家、クリエイティブサポートレッツについても文献調査とともに現地調査を実施した。

ねむの木学園は、養育する家族のいない心身障害者に、家族的環境や教育機会を提供することによって、社会的に排除されていた障害者たちが社会参加できる仕組みを構築し、包摂される環境を実現した。具体的には、ねむの木学園の社会的包摂活動の特徴として次の6点が挙げられる。(1)国や自治体による制度が制定されていなかったにもかかわらず、創設者の個人的努力で家族のおよび教育環境を整備し実現させた、(2)差別や偏見への対応として、障害に関する認識や価値観を再構築するために、象徴的な短い言葉で自分たちの活動理念を表現した、(3)独自の教育方法で障害者の才能を伸ばし育てたことにより、エンパワーした、(4)働く場と機会を提供することにより、障害者の社会参加と地域社会および健常者との交流を促進した、(5)障害者が「家族」として参加することにより、自己肯定感を向上させ、主体性が育まれた、(6)社会的包摂の言葉や概念が存在しなかった時代に、その理念を先取りしたコミュニティとして設立し運営し新たな挑戦をしている事実は、社会的包摂の在り方に貢献し進化させ続けている。

日本の障害学では、「脱施設」と「脱家族」が政策の方向性として重視されてきた。しかし、本研究では、ねむの木学園は、施設として運営され、かつ、家族的な環境を実現しているにもかかわらず、結果的に、入所者も学園全体もさらにねむの木村全体も社会的に包摂されていることが明らかになった。この事実から、障害者政策、ひいては社会的包摂の在り方について学ぶべきものは大きい。

キーワード : 社会的包摂、障害の社会モデル、障害学、脱施設、脱家族

Abstract

This study clarified the socially significant aspects of Nemunoki Gakuen, an institution for physically and intellectually handicapped children, from the viewpoint of social inclusion. In particular, the analysis utilized the social model of disability and the idea of familial role in social inclusivity. For the definition and theoretical explication of social exclusion and inclusion, works of Abe and Iwata were used respectively. The author conducted extensive fieldworks including interviews and document reviews not only on Numunoki Gakuen but also on similar facilities such as Het Dorp (Netherlands), Taiyo no Ie, and Creative Support Let's for comparison. Nemunoki Gakuen established a system realizing those with physically and intellectually handicaps with no familial support to participate in society by providing familial and educational environment. Specifically, the following six points characterize Nemunoki Gakuen's socially inclusive activities. (1) Providing the disabled with families and education through the founder's personal efforts, despite the lack of fact public institutional support systems, (2) Stating their visions in a cogent and appealing phrase to reconstruct the perceptions of disability in order to overcome the prevailing discrimination and prejudice, (3) Developing the hidden talents of the disabled with uniquely designed pedagogical methods, (4) Providing workplaces and opportunities for the disabled to interact with people in local communities and hence facilitate social participation, (5) Improving the sense of self-affirmation of the disabled by making them participate as members of the communal families, (6) In a time when the words and concepts of social inclusion did not exist, Nemunoki Gakuen was established and operated as a community actualizing the idea of social inclusion, and furthermore, it has been contributing to the evolution of the idea social inclusion. In disability studies in Japan, "de-institution" and "de-familialization" have been emphasized as policy guidelines. However, this study revealed the fact that Nemunoki Gakuen was successfully operated as an institution and as a family-like environment, and as a result, both the residents and the entire Nemunoki Gakuen community were socially included. From this fact, there is much to be learned about disability policies and social inclusion.

Keywords: social inclusion, social model of disability, disability studies, deinstitutionalization, de-familialization

第1章 序論 研究の背景と概要

本章では本研究の背景と問題意識を述べ、なぜ、ねむの木学園¹を取り上げるのか、その研究の目的と方法を示していきたい。

1.1 研究の背景・問題意識

障害の捉え方には、障害の「社会モデル」と障害の「個人モデル」という2つの考え方があり、歴史的に主流であった考え方は、障害の「個人モデル」と呼ばれている。障害を個人の身に振りかかった悲劇と捉え、その克服が障害者個人に帰せられたため、こう名付けられた。この考え方は、障害者を治療対象としたことから「医療モデル」や「医学モデル」とも呼ばれている。この障害の捉え方に対するパラダイムシフトをもたらしたのは、1983年にイギリスのマイケル・オリバー（Michael Oliver）が提唱した障害の「社会モデル」という考え方である（Oliver1983=2010）。障害を社会の側の障壁として捉え、障害の問題とは障害者が経験する社会的不利のことであるため、その原因は社会にあるとするのが、障害の「社会モデル」である。このような考え方の生まれた背景には、実質的に障害の社会モデルという考え方をしてきた、1970年代のイギリスにおける「隔離に反対する身体障害者連盟」（Union of the Physically Impaired Against Segregation : UPIAS）による障害者運動がある（Giddens 2006=2009, pp.303-304）。同時期にアメリカや日本でも独自に障害者による運動が展開されたのであるが、この障害の社会モデルという考え方は欧米諸国へと広がり、国際連合をはじめとして各国の障害者政策に大きな影響を与えている（長瀬 1999, pp. 17-18）。このように、障害者を排除する社会に「障害」があると捉えるのが障害の社会モデルである。

岩田正美（2008, pp.17-19）によると、各国で障害者運動が盛んになった1970年代、「社会的排除」という言葉がフランスで生まれ、ヨーロッパの新しい経済社会統合をめざすヨーロッパ連合（European Union : EU）でとくに注目され、EUの中で「社会的排除」と「社会的包摂」は対語として次第に加盟国で使われるようになった。さらに、岩田（2008）は、社会的排除を、望ましい社会の諸活動への参加の欠如や、複合的不利、空間的排除、福祉の制度からの脱落など、いくつかの要素によって特徴づけられているとした。社会的排除と社会的包摂という概念は、しばしば「社会的排除／包摂」のように記述され、対概念として用いられている。この社会的排除／包摂が、注目されるようになったのは、この概念が、現代社会における多様な社会問題を包括的に捉えたものであり、非常

¹ 松丸（2018）による先行研究では、養護施設ねむの木学園を起源とする施設（「生活」の場）とねむの木養護学校を起源とする施設（「教育」の場）の両方、またはそのいずれかを指すものとして、「ねむの木学園」（かぎカッコ付きのねむの木学園）という表現を用いているが、本論文では、かぎカッコを付けないで、ねむの木学園と表記する。

に政策指向的であるからであろう（福原 2007、p.11）。社会的排除／包摂という概念は、主に貧困に対する政策の中で発展してきたが、障害者に関する問題領域でも包摂は重要な理念となってきた（榊原 2016、p.98）。「社会的包摂」という言葉は、主にヨーロッパにおいて「社会的排除」に対する政策として使われるようになった言葉である。そのため、「社会的排除」や「社会的包摂」については様々な社会経済思想や理論の枠組みと結びつきたいくつかの定義があるが、これらの定義にはいまのところ共有された決定的なものはない（福原 2007、p.21）。本稿ではこれらの議論を踏まえ、うえて、「社会的排除」の方がより具体的な研究・調査がなされていることから、阿部彩による以下の定義を用いることとする（阿部 2007b、p.131）。

「社会的排除」とは、人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件（具体的には、雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど）を前提として、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することによって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程を指す。

さらに、社会的排除指標の特徴として、「①多次元分野を対象としていること、②「社会参加の阻害」が自発的なものではなく、強制的なものであること、③欠如の「蓄積」の「過程」がみえること（阿部 2007b、p.131）」の3つを挙げている。一方、岩田正美は、社会的排除／包摂という言葉を手がかりに、さしあたり私たちにできることとして、開放と閉鎖が交錯する現代社会の、その境界部分＝周縁部²に焦点を合わせ、ここに蓄積されつつある諸問題に対して、「社会通念」にとらわれず、さまざまなチャレンジを試みしていくことを提案している（岩田 2008、p.182）。

このように、障害者個人にではなく社会にその原因があるとする障害の社会モデルの考え方³は、社会に対する参加の保障を求めていく社会的包摂において、障害者を社会に包摂していくための大きな理論的裏付けとなってきたといえる。ただし、社会的排除に関する阿部（2002、p.78）の研究は、日本より進歩しているといわれている欧州における研究でさえも社会的排除の危険に最もさらされている人々を網羅していない可能性が高く、たとえデータに把握されていてもそのデータの信憑性が最も低いと指摘している。

² 岩田は、「周縁」という言葉で呼ばれる特殊空間について次のように説明している。「多くは、主要な社会関係から排除されながら、生身の体はその社会空間から消えてなくなることはできないような矛盾の中にある排除である。この矛盾を解決するのが、同じ社会空間の中に、排除された人々を引き受け、そこに隠蔽あるいは隔離する特殊空間の形成である。このような特殊空間は、しばしば『周縁』という言葉で呼ばれる。社会を空間的に表現すれば、当然社会それ自体を維持するために重要な中心部と、この社会を他の社会と隔てる縁＝境界部分がある。周縁とは、この社会の縁や境界の部分の意味し、中心に対する周辺や末梢、あるいは町外れなどが含まれている（岩田 2008、pp.108-109）」

³ 障害の社会モデルの意義について、不利の原因を社会に求めたからではなく、障害の責任と負担を社会に求めたからだという立岩真也・石川准・杉野昭博らの主張もある（川島 2013、p.95）。

さらに、本稿では「障害学」という視点から、障害や障害者を捉えていく。長瀬修(1999、p.11)によれば、障害学(Disability Studies)とは、「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動」であり、「障害」の議論に「当事者の視点」を反映させるものである。障害の社会モデルという考え方は、この障害学の理論的中核をなしている。障害学の視点では、施設は否定される存在(夏目2012、p.200)という主張が主流である。実際に、障害者運動として、イギリスでは「脱施設」、アメリカでは「自立生活」、日本では「脱施設」「脱家族」が主張されてきた(杉野2007、p.221)。これら障害の社会モデルや障害学および障害者運動、社会的包摂については、第2章で詳述する。

なお、2003年に設立された日本における「障害学会」は「障害」という漢字表記を用いているが、他ではあえて「障がい」、「障碍」と表記する場合もある。障害の社会モデルが、「障害者」とは「社会的障害物によって能力を発揮する機会を奪われた人々」と捉える観点(杉野2007、p.6)から、多くの研究者に倣って本稿でも「障害」と表記する。

1.2 研究の目的と方法

研究対象は、1968(昭和43)年、静岡県小笠郡浜岡町(現御前崎市)に宮城まり子が設立した肢体不自由児養護施設⁴ねむの木学園とする。もともとは肢体不自由児養護施設ということで、養育する家族がいない身体障害児⁵のための施設⁶から始まっている。1997(平成9)年、静岡県掛川市の山間部に移転し、現在は福祉・教育の文化村ねむの木村⁷となっている。

本研究の目的は、ねむの木学園の果たしてきた社会的意義を、社会的包摂⁸という観点から明らかにすることである。

ねむの木学園は1970年代以前の1968(昭和43)年に設立された施設である。この時代には一般的でなかった社会的排除/包摂概念であるが、前述した阿部(2007b、p.131)の社会的排除の定義や、社会的排除指標の特徴を踏まえると、社会への参加を可能ならしめる条件の欠如が人生の早期から蓄積するという、およびその特徴が多様な分野にわた

⁴ 元来、肢体不自由児と養護施設が一緒になった施設はなく、宮城が日本で初めて設立した。現在は、障害児入所施設、障害者支援施設と呼ばれている。厚生省が「肢体不自由児養護施設」という特例を局長通知で定めたものである(宮城1983、pp.11-12)。詳細は第3章で後述する。

⁵ 現在、知的障害児(者)や心身障害児(者)も入所している。

⁶ ねむの木学園には、保護者のいる障害児もいる。宮城(1985a、p.3)は、52人の子がねむの木を巣立ち、現在49人であると記している。

⁷ 掛川市に移転した施設をねむの木村と呼んでいるが、移転前や移転後もねむの木学園やねむの木村と呼ぶこともある。主には、浜岡町ではねむの木学園、掛川市ではねむの木村と記している。また、障害児入所施設や障害者支援施設と特別支援学校を合わせてねむの木学園、その他の美術館などの文化施設やお店なども含めてねむの木村と呼ぶこともあるが、ねむの木学園とねむの木村とはほぼ同じ施設を指している。ただし、時にねむの木村は、地域で暮らす住民も含めたコミュニティを指すこともある。

⁸ ただし、ねむの木学園が設立された時には、まだ社会的包摂という概念は存在していなかった。社会的排除や社会的包摂という言葉が生まれたのは1970年代とされている(岩田2008、p.17)。

っているということから、養育する家族がいない身体障害児が社会的に包摂されることが困難であると推測できる。さらに、前述した岩田（2008、p.182）の提案は、社会的排除／包摂という言葉を手がかりに、その周縁部に焦点を合わせ、ここに蓄積されつつある諸問題に対して、「社会通念」にとらわれず、さまざまなチャレンジを試みていくことであった。実際に、宮城まり子は、当時「就学猶予⁹」ということで教育から排除され（解説教育六法編集委員会 2009、pp.157-158）、さらに養育する家族がいない障害者たちのためにねむの木学園を設立した。宮城が、それまでの「社会通念」や「法律」にとらわれず、挑戦してきた活動に着目しながら、ねむの木学園を調査・研究し、その社会的意義を社会的包摂という観点から明らかにしていきたい。

研究方法については、先行研究を踏まえた上で、調査し、分析し、考察する。宮城まり子とねむの木学園について先行研究を行ったのは、教育学者である村井実、渡辺弘と松丸修三の3人である（松丸 2018、p.28）。3人の研究は、宮城まり子がねむの木学園を設立した経緯やその歴史的意義、教育思想や教育実践に焦点を合わせたものである。また、年表については1999（平成11）年が最後となっており（松丸 2018、p.194）、浜岡町から掛川市に移転した詳細や移転後の活動についての説明は少ない。そこで、本研究では、主に先行研究でまだ明らかにされていない浜岡町から掛川市への移転前後の状況や、主に2000（平成12）年以降の活動を調査し、社会的包摂という観点からねむの木学園について考察する。また、ねむの木学園の特徴を明らかにするために、比較する施設・活動として、ヘット・ドルプ¹⁰、太陽の家、クリエイティブサポートレッツについても調査する。

方法としては、宮城自身が書いた著書やエッセイ、宮城が監督したねむの木学園の映画、『日本経済新聞』に2007（平成19）年3月に連載された宮城の「私の履歴書」、宮城やねむの木学園に関する新聞記事など多くの著作物を基にしたドキュメント分析とともに、実際に宮城および移転当時の市長であった榛村元掛川市長¹¹に半構造化インタビューを行い、さらにねむの木村の地元住民にアンケート調査を行う。ねむの木村に加えて他の施設・活動についても、実地調査を行いながら考察していく。

⁹ 学校教育法第18条には、1960年代当時も現在も「病弱等による就学義務の猶予・免除」が規定されているが、1979（昭和54）年の養護学校義務化までは、本条が結果的に障害児を学校教育から排除することを容認する根拠として機能してきた経緯がある。

¹⁰ 「ヘット・ドルプ（Het Dorp）」とは、英語に訳すと「The Village」で、オランダ語で村という意味を「この村」というように強調している。本稿では、宮城が理想とした施設として、ねむの木学園と比較して調査している。

¹¹ 榛村元市長は2018年3月7日に急逝したが、筆者は2017年8月16日に既にインタビューしている。

第2章 障害の社会モデルと社会的包摂

2.1 障害の社会モデルと障害学の誕生

1960年代から1980年代にかけて、とりわけ1970年代、多少のずれはあるものの、ほぼ同時期にイギリス、アメリカ、日本において障害当事者による運動が盛んになっていった¹²。そうした障害者運動の中から、イギリスとアメリカにおいて障害の社会モデルという理論も同時に発展していくことになる。ところが、当初日本における社会モデル論争では、アメリカ障害学が紹介されてこなかったために、イギリス社会モデルだけを前提にした議論が展開されてきた(杉野 2007、p.154)。ここでは、イギリス、アメリカ、そして日本の障害者運動とその背景や理論の相違点について、石川・長瀬編(1999)、杉野(2007)の研究を中心に検討することとする。

前述したように、本稿では「障害学(Disability Studies)」の視点から、障害や障害者を捉えていく。「障害学」とは、「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動」であり、「障害」の議論に「当事者の視点」を反映させるものである(長瀬 1999、p.11)。健常者である筆者が障害学の視点から障害や障害者を捉えていくことの是非であるが、健常者である杉野が障害学を「誰が語るか」よりも「誰に向けて語られるのか」を重視して次のように述べている(杉野 2007、p.41)ため、筆者もそれに倣いたい。

障害学が、一定の学術水準をみだしながら、障害当事者にとっても身近な内容であり続けることは、障害学の研究者にとっては、学術評価と当事者による評価という二重の評価にさらされることになる。そうした意味で、「誰が障害学を語るか」ということよりも、障害学は「誰に向けて語られるのか」という問題こそが重要なのである。

この障害学は、1982年にアメリカのアーヴィング・ケネス・ゾラ(Irving Kenneth Zola)たちによって創始され、その後イギリスでもマイケル・オリバーを中心として大きく発展し、アメリカの *Disability Studies Quarterly* (DSQ) (『障害学季刊誌』) とイギリスの *Disability and Society* (『障害と社会』) という2つの学術雑誌を通して、国際社会における障害の社会理論の形成に貢献している(杉野 2007、p.1)。こうしたなかで、日本でも1999年に石川准・長瀬修編『障害学への招待』(明石書店)が刊行され、2003年10月には障害学会が設立された¹³。2004年6月には、第1回研究大会が静岡県立大

¹² イギリスでは障害者の入所施設への不満から、アメリカでは黒人の公民権運動から成立した1964年の公民権法に影響を受けた障害者の権利意識の高まりから、日本では障害児である自らの子どもを殺した母親に対して減刑嘆願運動が起こったことに対して障害児が殺されることの理不尽さを訴えて、1970年代に障害者運動が盛んになった(杉野 2007)。

¹³ 障害学会の2003年初代会長は石川准、2017年10月から2年間は立岩真也が会長を務めたが、2019年10月からの2年間も立岩真也が会長を務めることになっている。障害学会HP「障害学会役員名簿」参照。

学にて開催¹⁴され、2005年には障害学会の学会誌『障害学研究』第1号が刊行された（杉野 2007、pp.1-2）。その後2018年11月17日・18日に障害学会第15回浜松大会がクリエイト浜松にて¹⁵、2019年9月7日に障害学会第16回京都大会が立命館大学朱雀キャンパスにて開催された¹⁶。この障害学の理論的中核こそ、障害の社会モデルという考え方である。

ただ、障害学の発展の仕方には、研究誌が充実しているイギリスに対して、学会を中心としているアメリカという違いはあるが、その共通点は自らが障害者である研究者が主要な役割を果たしている点にある（長瀬 1999、p.22）。つまり、イギリスの障害学は1990年代までは障害学と障害者運動はほぼ一体のものであり、同様にアメリカの障害学は障害学の理論的展開が障害者運動の展開と同じ方向性をもっているのに対し、日本の障害学では障害者運動との連携が弱く、「学」としての理論体系が障害者運動の歴史的蓄積に深く根差しているとまでは言えないだろう。その原因は、日本の障害学は、1970年代の障害者解放運動が残した遺産に立脚しながらも、その運動の担い手たちによってではなく、もっと後の世代に人々によって、しかも30年あまり経過した後に、イギリスやアメリカから「輸入」されるような形で成立しているからである。（杉野 2007、pp.219-222）。

2.1.1 イギリスとアメリカにおける障害の社会モデル

〔イギリスにおける障害の社会モデル〕

イギリスのマイケル・オリバーが障害の社会モデルという名称を使い始める以前の1970年代に、ポール・ハントが提唱した障害の個人モデルから社会モデルへの転換の思想は、ハント自身が設立会員であった「隔離に反対する障害者連盟」(UPIAS)の活動等により、直接的あるいは間接的に欧米諸国へと広がり、1990年代後半には日本でも紹介され、日本における障害学に関連する動きが活発になっていった（長瀬 1999、pp.28-30）。この隔離に反対する障害者連盟の「機能減損」(impairment: インペアメント)と「障害」(disability: ディスアビリティ)の二つの定義における相違は、「障害は、もはや個人の問題としてではなく、機能減損のある人びとが完全に社会参加する際に直面する社会的障壁という観点から解釈された」という障害観に基づくものである（Giddens 2006=2009、pp.303-304）。さらに、以下に引用した障害の定義¹⁷に基づく障害観は、その後の障害に関する様々な理論や活動に大きな影響を与えた（佐藤 1992、pp.26-27）。

¹⁴ 障害学会の初代会長石川准は当時静岡県立大学国際関係学部教授であったため、静岡県立大学で開催されたと思われる。

¹⁵ 障害学会 HP「障害学会第15回浜松大会」による。

¹⁶ 障害学会 HP「障害学会第16回京都大会」による。

¹⁷ UPIAS1976の定義を佐藤が翻訳したものである。

隔離に反対する身体障害者連盟による機能減損と障害の定義 (UPIAS 1976)

インペアメント¹⁸ = 「手足の一部または全部の欠損、身体に欠陥のある肢体、器官または機構を持っていること」

ディスアビリティ¹⁹ = 「身体的なインペアメントを持つ人のことを全くまたはほとんど考慮

せず、したがって社会活動の主流から彼らを排除している今日の社会組織によって生み出された不利益または活動の制約」

この定義が、イギリス障害学における土台となっている。UPIAS は障害者が中心となった組織であり、隔離型の入所施設は抑圧であると主張した (長瀬 1999、p.15)。さらに、マイケル・オリバーは、1983年に初めて障害の社会モデルを提唱し、障害の個人モデルと区別した (Oliver 1983=2010)。つまり、障害をインペアメントという個人的次元と、ディスアビリティという社会的次元とに分離することによって、ディスアビリティとは、インペアメントすなわち身体的な欠損や欠陥を持つ人に対して生み出される社会的障壁の問題であるとし、個人の問題ではなく社会の問題とすることができたのである。

また、イギリス障害学はヴィク・フィンケルシュタイン (The Open University オープン大学) やマイケル・オリバー (University of Greenwich グリニッチ大学) やバーズ (University of Leeds リーズ大学)²⁰といった自らが障害者である研究者、運動家によって発展してきたため、運動と研究が一体となって進展してきた点が大きな特徴となっている。このような運動の中心となったのが、マイケル・オリバーである。オリバーは、「個人的なことは社会的なこと」という視点から、自らを排除する社会組織に目を向けていったのである。そして、インペアメントを持つ人びとが不利となっている根本原因を障害者個人に帰責する従来の個人モデル (医学モデル) を批判し、社会モデルを成立させたのである (長瀬 1999、pp.14-20)。

[アメリカにおける障害の社会モデル]

障害当事者が中心となったイギリスと異なり、アメリカでは黒人当事者を中心とした公民権運動が障害者運動へ大きな影響を与えた。

アメリカにおいても、イギリスと同時期の 1960 年代から 1970 年代にかけて、障害者運動が盛んになっていった。特に、1962年、アメリカで初めて、極めて重度の全身性障害を持つ学生エド・ロバーツがカリフォルニア大学バークレー校に入学してきたことから始まった障害学生たちによる自己決定と社会参加を重視する自立生活運動は、1970年代前半には全米に波及し、さらにアメリカ以外にも広がっていった (杉野 2007、p.109)。アメリカでは、黒人差別問題から始まった公民権運動が世論を動かした結果、1964年に公民権法 (Civil Right Acts) が制定された。この黒人が勝ち取った権利を、障害者も獲

¹⁸ 和訳して、機能減損や損傷とする場合もある。

¹⁹ 和訳して、障害とする場合もある。

²⁰ カッコ内の大学を拠点として、研究や運動を発展させた。

得しようと、障害者権利運動につながっていったのである。そのような中で、1973年に改正されたりハビリテーション法 504 条「連邦政府から補助を受けている事業における障害者差別禁止」は、「障害者の公民権を保障しなければならない」とした表現であったため、「障害者の公民権法」と言われるようになった。しかし、504 条では連邦政府の補助を受けている事業における障害者差別禁止であったため、政府と事業契約のない民間の企業には適用することができなかった。そこで、すべての団体・個人に対して障害者差別を禁止するために、1990年にアメリカにおける障害者差別禁止法である「障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act : ADA) が制定された。このようにアメリカの公民権運動の流れから生まれてきたために、アメリカ社会モデルは「マイノリティ・モデル」といわれている(杉野 2007、pp.162-167)。

一方、アメリカ障害学の父といわれるアーヴィング・ケネス・ゾラは、仲間とともに1982年アメリカ障害学を創始した(杉野 2007、p.1)。ゾラは、アメリカ障害学会(Society of Disability Studies : SDS) の設立メンバーであり、ポリオと交通事故による思春期からの障害当事者で、ハーバード大学で学んだ医療社会学者としてイギリスのマイケル・オリバーにもまさるアカデミックな業績をもつ障害理論家でもある(杉野 2007、p.66)。彼は、“*Missing Pieces: A Chronicle of Living With a Disability*” (Zola 1982→2004) を出版している。この本の翻訳本は出版されていないが、その一部が杉野により日本語に訳されている。題名は『忘れていた自分—障害とともに過ごした日々』である。この著書の中でゾラは、1972年の5月に、オランダのアーネム(Arnhem)²¹市郊外のヘット・ドルプ²²という肢体不自由者施設に一週間滞在した体験を、自らの障害者としてのアイデンティティの回復として記録するとともに社会学者としての視点で分析している(杉野 2007、p.78)。ゾラの障害理論は、社会モデル(健康至上主義社会批判)と、自己決定の理念(医療における患者主権)と、障害の普遍化戦略(障害者と高齢者の政治的連帯)の3点に集約することができる(杉野 2007、p.93)。この中でも、三つめの主張は、「(潜在的) 障害者」が人口の過半数を占める以上、むしろ専門的な障害者リハビリテーションは徐々に廃止して、ユニバーサル・デザインのような「普遍的公共施策」へと予算を切り替えていくべきであるという主張である。杉野は、このゾラの主張を「障害の普遍化モデル」と呼んで、「社会モデル」の主張にほかならないとしている(杉野 2007、pp.104-105)。また、ゾラは、宗教や法律に代わる医療による支配を批判し、その

²¹ ここでは、杉野に倣ってアーネムと訳しているが、アーヘムやアルンヘム、アルンヘンと訳す場合もある。出典に合わせて使い分けることとするが、地図にはアルンヘムとあるが一般的にはアーネムと訳す。

²² 宮城が理想とした施設がオランダのヘット・ドルプであったため、ヘット・ドルプについて書かれた論文を探し、“*Missing Pieces: A Chronicle of Living With a Disability*” (Zola 1982→2004) を見つけた。偶然にも著者のゾラは「アメリカ障害学の父」といわれた社会学者であった。

比喩として、職業的外衣（ローブ）は残ったものの、その色は赤〔僧服〕や黒〔法服〕から白〔白衣〕へと変化した、と述べている（Zola1977=1984、p.68）。

さらに、ゾラの「障害の普遍化」モデルは、「健康でない者の公民権」を主張したものとして解釈すると、ゾラの主張もまた広い意味での「公民権モデル」であり、「マイノリティ・モデル」といえるだろうとしている（杉野 2007、p.218）。つまり、アメリカ社会モデルは、公民権の概念を用いて、ディスアビリティを社会の偏見や差別として捉えているのである。

〔イギリスとアメリカの障害の社会モデルの統合とその影響〕

異なる背景を持ち、一見相いれないようなイギリス社会モデルとアメリカ社会モデルを、統一的に理解することは可能だろうか。イギリスとアメリカの社会モデルの相違は、それぞれ唯物論的社会モデルと観念論的社会モデルとして整理できる。つまり、障害（者）を排除する社会構造を社会意識にも配慮しつつ政治経済分析をおこなうイギリス社会モデルと、政治経済要因にも配慮しつつ障害（者）を排除する社会意識を研究するアメリカ社会モデルとの違いは、相対的なものしかないのである（杉野 2007、p.148）。すなわち、障害者に対する抑圧を分析する視点として、唯物論的側面か観念論的側面のどちらに焦点を当てるかという違いが、イギリスとアメリカの社会モデルの違いとみることができる。このような視点によって、社会モデルという理論的枠組みを、より大きな射程で捉えることができる。

イギリスとアメリカの障害の社会モデルをはじめとする障害学理論は、世界的に大きな影響を与えてきた。その流れの中に 1980 年代から 1990 年代にかけての国際連合による取り組みがある。1981 年の「国際障害者年」のテーマは、障害者の「完全参加と平等」であった。この年からの「国連障害者の十年」においては、世界的な取り組みが行われ、国連総会では「障害者の機会均等化に関する基準規則」が採択され、また国際的な障害者組織である障害者インターナショナル（Disabled People's International : DPI）も 1981 年に組織化された。1981 年に発足した英国 DPI である英国障害者団体協議会（British Council of Organizations of Disabled People : BCOOP）の初代会長をヴィク・フィンケルシュタインが務めたが、これはイギリスでの障害者運動と研究が一体化している証といえる（長瀬 1999、p.16）。

このように、イギリスやアメリカの障害の社会モデルを理論的中核とする障害学の発展があり、そしてその流れの中に国際連合の取り組みがあり、それは多くの国々、むろん日本へも影響を及ぼした。次項では、日本における障害者運動、障害の社会モデルや障害学について検討する。

2.1.2 日本における障害者運動と障害の社会モデル

〔日本の障害者運動 青い芝の会〕

イギリスやアメリカで 1970 年代に盛んになった障害者運動と障害学理論は、車の両輪のように発展してきた。日本でも、同時期の 1970 年代に障害者運動として「青い芝の会」が活発に活動していた。その活動は、イギリスの「脱施設」運動やアメリカの「自立生活」運動とほぼ同時期に、「脱施設」²³を主張していた（杉野 2007、p.221）。当初、1957 年に脳性マヒ者相互の親睦を深めることを目的として東京で発足した青い芝の会は、脳性マヒ者の交流のために茶話会やリクレーションなどを中心に活動をしていた。この活動を大きく転換させたのは、1970 年に横浜で起こった障害児殺害事件であった。加害者である母親に同情が集まり、減刑を嘆願する署名運動に対して、脳性マヒ者の横塚晃一、横田弘らを中心とした青い芝の会の神奈川県連合会は「障害者は殺されていいのか」と減刑反対運動²⁴を行った。また、横塚は、自らの脳性マヒ者としての身体を鏡でみつめて、脳性マヒ者としての自覚をもって社会の偏見・差別と闘うことを訴えている（倉本 1999、pp.221-229）。偶然にも、1972 年にオランダのヘット・ドルプにおいて車椅子で一週間滞在していたアメリカの社会学者であり身体障害者でもあるアーヴィング・ケネス・ゾラも、鏡を見て、本当の自分を自覚して自らの障害者としてのアイデンティティを獲得することによって、本来の自分を取り戻したと述べている（Zola1982→2004、p.218；杉野 2007、pp.82-83）。イギリスやアメリカと同時期に日本でも独自に青い芝の会が脱施設の運動を行っていたことや、日本人の横塚とアメリカ人のゾラが同時期に同じ体験から障害アイデンティティを獲得したことは、偶然というだけでは片づけられない障害者運動や障害学理論の本質に関わる核心部分であると思われる。ところが、1970 年代末になると、イギリスやアメリカの障害者運動が盛んになっていったのとは異なり、独特の理論²⁵を持っていた日本の青い芝の会の運動は、障害学の理論を産み出すことができず、その運動手法が批判され、急速に求心力を失ってしまったのである（倉本 1999、pp.228-229）。日本の障害者運動が障害学を産み出すことができなかった原因は、障害者運動に対して障害学の成立が大幅に遅れたからである。障害学の成立が遅れた原因の 1 つとして、イギリスやアメリカと比較して日本の大学教育の閉鎖性があるのではないかと（杉野 2007、p.220）、と杉野は述べている。

〔脱施設、脱家族〕

²³ 杉野（2007、p.221）には、「反施設」とあるが、ここでは杉野（2007、p.263）や他の文献で多く使われている「脱施設」という言葉を用いる。

²⁴ 青い芝の会の減刑反対運動は、母親への減刑嘆願運動が福祉施策の不十分さを理由に母親が障害児を殺したことを正当化しようとしていることや、施設への隔離・管理というかたちで障害者を社会から排除・抹殺する棄民政策であるとして、この減刑嘆願運動を批判したのである（倉本 1999、p.222）。

²⁵ 五項目からなる「行動綱領」：「1、われらは自らが CP 者であることを自覚する。1、われらは強烈な自己主張を行う。1、われらは愛と正義を否定する。1、われらは問題解決の路を選ばない。1、われらは健全者文明を否定する」などであるが、詳しくは倉本（1999、pp.221-229）を参照。

その後障害学とは謳っていないが、日本で1990年に刊行された安積純子、岡原正幸、尾中文哉、立岩真也による『生の技法』は、副題に「家と施設を出て暮らす障害者の社会学」とあるように障害学の視点から書かれた著書である。青い芝の会の主張には欧米には見られない「脱親・脱家族」の主張があった（杉野2007、P223）が、副題にあるように安積他（1990）も「脱家族」「脱施設」を主張している。それは、杉野（2007、p.229）が、「日本の社会福祉制度は、戦前から一貫して『家族扶養主義』を原則としている。生活に困窮した個人は、まず家族によって救助されるべきであり、それが不可能な例外的な場合のみ、国家が支援するという考え方である」と述べているように、日本の福祉制度には家族依存という特徴がみられる。したがって、イギリスにおける「隔離に反対する身体障害者連盟」の「脱施設」運動、アメリカにおける「自立生活」運動と比較して、日本では「脱施設」に加えて、「脱家族」の主張がなされてきた。

そこで、施設と家族について検討する。

〔施設という居住場所〕

まず施設については、アーヴィング・ゴフマンが『アサイラム (Asylum)』のなかで、「全制的施設 (a total institution)」を「多数の類似の境遇にある個々人が、一緒に、相当期間にわたって包括社会から遮断されて、閉鎖的で形式的に管理された日常生活を送る居住と仕事の場所 (Goffman 1961=1984、p.v)」であると定義している。前述したように、障害者運動は「脱施設」から始まった。なぜなら、障害者たちは、ゴフマンの『アサイラム』(Goffman 1961=1984)が「全制的施設」として明らかにしたように、「施設」の管理システムは人格を剥奪する環境をつくりだし、また一般市民から分離・隔離された「施設」は入所者にスティグマを与えることでしかないことを自らの体験から理解していたからである（要田2004、P.119）。また、横塚晃一は、施設は必要悪として、次のように述べている（横塚2007→2010、P.32）。

先日、青い芝と府中療育センター労組三役との話し合いの席上、労組側から「施設は必要と考えるか否か」という問いが出されました。その時私は「そういう設問の仕方はまちがっている。施設は本来、人間の生活形態としては不自然なものだ。にも拘わらず、施設がないと困る人がいるということは施設そのものが必要悪だということである。悪であるならば、それをいかに少なくするか、その弊害をいかにカバーするかという問題につき当たる筈である。設問のように必要かどうかということで必要という答えが出た場合には、施設そのものが正義とされ、正義の名において人権蹂躪が行われる危険性が生まれてくる」と答えました。

立岩（1995→2012、P.356）は、施設では生活の自律性と社会性が確保されないとし、良い施設にしなければいけないが特別に用意された施設にいないければならないことはない、と述べている。

前述したように、障害学の視点では、施設は否定される存在（夏目 2012、p.200）という主張が主流である。尾中文哉は、1970年代または80年代の施設では「虐待」と「待遇の悪さ」が改善されたとしても、「管理」と「隔離」という課題が残ったと述べている。「管理」の要素として、①規則の厳格さ、②職員との間の保護—被保護者関係を挙げている。また、「隔離」とは、①施設が囲いとコンクリートの壁によって閉ざされた外部者を締め出した空間に障害者を配置し、基本的にはその範囲でだけ生活させている、②外部との接触の機会である外出・外泊や面会などが大きく削減される、③しばしば既にその立地条件からして「人里離れた」場所であるとしている（尾中 1990→2012、pp.161-164）。しかし、その後の福祉関係者のたゆまぬ努力や、「ADL²⁶（日常生活動作）からQOL²⁷（生活の質）へ」と言われるような世界的な流れの中で、それまでとは大きく異なる施設が作られるようになった（尾中 1990→2012、p.184）²⁸。

また、橋本（2012、p.94）は、障害者と介助²⁹者の関係によっては、障害者が主体的に生きたいと願って親元や施設を離れて選択した地域生活を「一人の施設」に変えてしまうこともありうる、と述べている。一方、家を出て自立生活を始めた関西青い芝の会の障害者に対して介護をしていた健全者集団ゴリラの一人は、当時のことを振り返って、次のように述べている（山下 2008、p.132）。

「ゴリラがいるから、健全者が24時間ついていてくれて、好きなどころへつれていってくれるというようなことから、次から次へと出てきた自立障害者は、自立という意味をはっきりとらえないまま今日に至った。昔、施設は花園のようなイメージのベールでおおわれたと言われていた。関西青い芝の会で自立すると、これと同じように夢と希望とロマンの世界というベールでおおわれた。実は、ゴリラの存在が親や施設職員に代わっただけの、在宅、施設という場に加えてもう一つの障害者を管理してく場が設けられたにすぎない。」（日本脳性マヒ者協会関西青い芝連合会 1978: 5）

つまり、地域で自立生活をしているように見える障害者であっても、障害者本人の自立に対する自覚がなければ、「在宅」や「施設」に代わって「障害者を管理していく場」で生活しているにすぎないということである。

一方、有菌真代は、脱施設化の本来の目的は、障害者の暮らしを地域で保障することであって、施設解体はそのための手段であるとしている。しかし、現状では日本における脱施設化は、施設解体という手段が目的へ転化し、地域で障害者の暮らしを支えるための社会的資源が整備されないまま、施設解体のみが容認される状況であると述べている。その

²⁶ activities of daily living の略で日常生活動作という意味である。

²⁷ quality of life の略で生活の質という意味である。

²⁸ 『生の技法』の p.184 には、【文庫版追記】2017/6 とあるが、目次に【文庫版追記】2012/12 とあるため尾中 1990→2012 とした。

²⁹ 日常的には「介護」を用いるが、「弱き者を護る」という意味があるため、多くの障害者は「介護」の代わりに「介助」を用いている（岡原 2012、p.192）。

理由として、脱施設化は、北欧型ノーマライゼーション理念の展開という積極的側面と同時に、社会福祉予算の抑制をねらう新自由主義の政策目標に合致してしまうという側面があるとされている。さらに、施設解体によって、障害者が、施設を追い出される、あるいは施設をたらい回しにされる危険性があると危惧している。日本の場合、隔離政策の不当性を告発する声や、入所施設の改善を求める声が、社会福祉予算の削減を正当化する言説へとすり替えられている可能性があるとして、これは「脱施設化」ではなく「合理化」であると指摘している（有菌 2014、pp.228-242）。

最後に、槇英弘は、居住場所について、生活する場所を施設にするか、一般住宅にするか、グループホームにするか等の住む場所を選ぶこと、つまり居住場所の選択ができることの必要性を強調している（槇 2013、pp.55-56）。

〔互酬性の通用しない家族と脱家族〕

次に家族について検討する。山極寿一は、家族を「互酬性の通用しない場」として、「親はまったく見返りを期待せずに子に食物を与え続けるし、そのことで子が親にあからさまに感謝の意をしめすことはない」と述べている（山極 2007、p.217）。さらに、山極は中島京子との対談において、家族と共同体について次のように語っている（山極 2016、p.13）。

僕は家族を狭く考えてはいないんです。父親と母親と子どもがいれば、それで家族になるわけじゃなくて、家族とはもっと意識的に、いわばバーチャルにつくられるものだと思います。男同士でも、女同士でも、子ども同士でもいい。自分の時間を分け与え、対価を期待せずに、共に長い時間を過ごす相手。それが家族だと僕は考えるんです。「あなたに自分の時間を使ってもらったことそのものが幸福だ」なんて、これほど割にあわない話はない。けれど人間は高い共感力を、家族に対してなら発揮できる。家族を核として、それが複数集まった共同体があるのが、人間社会の最低条件です。

この山極寿一の互酬性の通用しない場として家族、つまり、自分の時間を分け与え、対価を期待せずに、ともに長い時間を過ごす相手としての家族、このような家族観を本稿では適用する。

一方、エスピン・アンデルセンが『福祉資本主義の三つの世界』のなかで、「欧米の福祉国家が子どもや老人、病人に対して提供している社会的介護サービスを、日本や東アジアにおいては、家族が提供している（Esping-Andersen1990=2001、pp. ii - iii）」と述べ、比較福祉国家論において日本の家族依存という特徴を挙げている。

このような日本において、養育する家族がないことの社会的不利については容易に推測できる。実際に、『児童養護施設と社会的排除』のなかで、妻木進吾は、児童養護施設が社会的不平等の世代間再生産を断ち切るという機能を十分に果たしていないとして、次のように述べている（妻木 2011、pp.154-155）。

児童養護施設は、「家族依存的性格」を強くもつ日本社会にあって、家族という資源を持たず、ときには家族が桎梏とさえなる子どもたちを養護し、自立のための援助を行う一つまり、社会的不平等の世代間再生産を断ち切るという社会的機能を担うことを期待されている。しかし、児童養護施設は、その機能をいまだ十分には果たし得ていないのである。

西田芳正も同書のなかで次のように記し、家族を頼れない子どもたちが非常に困難な状況にあるにもかかわらず現実が知られていないと主張している（西田 2011、p.204）。

ただ、不利な状況にある人々、家族を頼れない子どもたちが非常に困難な状況を強いられている現実がほとんど知られていないという点が重要な意味をもつものと思われる。現状が広く知られていけば、改善に向けた社会的な合意、支持につながるのではないだろうか。「家族依存社会のもとでの家族の脆弱化」は、大多数の人々にとっても容易におちいる可能性の高い問題状況であり、また、「個人の努力」が報われるべきだとする意識が強く抱かれているなかでは、「努力するための条件に恵まれない」実状を訴えることも有効だろう。

さらに、青木紀も、比較福祉国家論の視点から、日本が「家族主義」の性格を強くもつ国³⁰であるとしている。それでも、家族があればまだいいとし、「一番排除されやすいのは、学校教育からも職業世界からも排除される、早期に家族そのものが解体した場合の子どもや若者である（青木 2007、p.201-215）」としている。したがって、養育する家族がいない上に障害児ということを加味すると、50年前のねむの木学園の障害児が置かれた状況の過酷さが推測できる。家族がいたとしても障害児（者）の置かれた状況には厳しいものがある。1970年代のそのような実態として、山下幸子は障害者における家族介助の悲惨な状況を次のように記している（山下 2008、p.178）。

障害者施策がほとんどないために、家族介助に依存せざるを得ない重度障害者が多く存在した。彼らの生活は家族の体力の有無に左右されるものだったため、思うとおりに外出ができなかったり、風呂に入れなかったりする。

繰り返すが、日本における障害者運動の特徴は「脱施設」に加えて「脱家族」ということである。

〔日本の障害学① 平等派と差異派〕

イギリスの障害学では、初期段階ではフェミニズム理論との関係は認められないが、第2世代による「社会モデルの拡張」では、フェミニズム理論の影響を受けたジェニー・モリスを中心とした女性障害者たちが重要な役割を果たした。アメリカの障害者運動と障害学は、黒人と女性による公民権運動に追随して誕生した。このように英米の障害学は、先行するフェミニズム理論に学びながら発展してきた（杉野 2007、p.240）。日本においてもこのフェミニズム理論から生み出された障害学の理論として、「差異派」と「平等派」

³⁰ エスピン・アンデルセン（Esping-Andersen 1999=2000）による。

という二つの立場がある。差異派は「健全者の価値観を否定する」という青い芝の会の主張であり、平等派は「健全者並みの暮らし」を追求してきた伝統的な障害者運動の主張である。立岩真也は、障害者運動が優生思想に反論する過程で、「障害」を「文化」や「個性」として肯定しなければならないという状況に陥ること自体が問題なのだと指摘する（立岩 1997、p.438）。また、石川准は平等派と差異派を引き裂くことは暴力的で理不尽なことであると批判している（石川 2000、p.38）。石川は、横軸に個人の選択として「同化-異化」、縦軸に社会の選択として「統合-排除」とした図 1 を使って、平等派と差異派のどちらの選択も認めることができるとしている。この図に示したように、障害者の選択と社会の選択を次の 4 つに分類している。第 4 象限：「障害者の現状」として能力や技術を身につけたとしても社会が平等に扱わないため差別されている「同化&排除」、第 1 象限：「平等派」として健全者と同化することによって社会に参入「同化&統合」、第 3 象限：「差異派」として健全者とは異なる存在としての自己を貫く「異化&排除」、第 2 象限：「目指すべき道」として障害者としての自己を認めながら社会に参画していくことを目指す「異化&統合」である（石川 2000、p.33）。この「異化&統合」こそ、石川准³¹やアーヴィング・ケネス・ゾラが獲得した障害者としてのアイデンティティに他ならない。〔日本の障害学② 関係の構築の重要性〕

その後も日本の障害学はイギリスの障害の社会モデルを土台として、様々な理論を展開している。星加（2007、pp.281-297）は、「自立」について、「自己決定」こそ「自立」である³²として、次のように述べている。

従来身辺自立と職業的自活に高い価値を置く伝統的な自立観の下で「自立」が困難であるとされ、価値の低い存在と見なされてきた人々が、「自己決定」を行うことこそが「自立」であると主張し、そのような生活を営むことによって自らの生を肯定的に意味づけようとしてきた実践が、障害者の自立生活だった。

しかし、同時に星加はこのような障害者の「自立」における「自己決定」について疑義を抱く。そして、『『他者性』を含みこんだ『自己決定』が可能になる状態』に注目し、関係の構築を提起しているのである。さらに、夏目尚は、『共生の障害学』のなかで、次のように述べている（夏目 2012、pp.207-208）。

³¹ 静岡県立大学国際関係学部教授である全盲の社会学者である。2017 年からは国際連合の障害者権利委員会委員に選出され、2019 年は副委員長を務めている。初代障害学会会長。

³² 「自立生活(Independent Living)」とは「自立とは自己決定である」という考え方である。従来障害者支援の考え方では日常生活動作の達成が自立の目安とされてきたが、自立生活の理念では、障害者が自分の人生や生活の場面において自分で選択していれば、介助者に介助されていても自立していることになる。この事を示す自立生活運動の中でよく使われる例え話に、1 時間かかって自分で服を着るよりも、介助を受けて 5 分で着替え、残りの 55 分を使って社会参加するほうがより自立していると言える、というものがある（槇 2013、pp.50-51）。

重度の知的障害者との関係を考えるとき、確固たる理性的主体の前提は、息詰まる。人と人とが交歓するときに生まれる悦ばしい関係の中に、いつもは見せることのない笑顔があったり、こんなことが好きだったんだね、という発見があったりする。(中略)そこには、主体と主体があってそこから関係が始まるというのではなく、関係の構築のあとに、あるいは構築と同時に、たまさかに彼／彼女らの、個性や主体性が浮かび上がってくる。自己決定や選択は、ことばで前もって確認してからというよりも、何となく、されてしまっている。それは職員の推測によるものなので、その意味では主体的選択ではなく押しつけ、パターンリスムなのかも知れない。でもそれは、職員が利用者に対して権力を行使するためのものではなく、ことばなきことばを聴き取るための、配慮である。

このように、夏目は関係性への気づきの重要性について言及している。さらに、堀正嗣³³は、次のように主張している(堀 2012、p.282)。

働けないこと、できないことを含めて人間存在を肯定できる価値と論理が障害学の基盤に据えられなければならないのである。そしてそれは「自然と人間の共生」に根ざした「人間と人間の共生」の再生においてのみ実現できるものである。これこそ「共生の障害学」が究極の拠り所とすべきものであると私は考える。

したがって、夏目が言う関係性への気づきの重要性にしろ、堀の述べている「人間と人間の共生」にしろ、星加の主張する関係の構築の重要性につながっていく。

〔日本の障害学③ 障害学への障害当事者の支持〕

ところで、障害当事者が研究者として障害者運動を率いて政策への働きかけをすることによって障害者の処遇を改善してきたイギリスやアメリカの障害学と違って、日本における障害学について、杉野は障害当事者の支持の重要性に鑑みて次のように述べ危惧している(杉野 2007、p.2)

日本の障害学の存立基盤を考えた時に「当事者」の支持がまず重要になるのだが、むしろ現状は、障害者の一部の支持を得たにすぎないだろう。今後、障害者の間にさらに支持を広げることができないと、障害学の発展も望めないし、その支持を失うことになれば障害学は消滅の危機に瀕するだろう。

そこで、次の項では、日本の障害者の現状をみながら、障害者運動と障害者政策との関わりについて検討する。

2.1.3 日本の障害者の現状、障害者運動と障害者施策の経緯

〔日本の障害者の現状〕

³³ 堀正嗣は、2013年10月～2015年9月の障害学会会長を務めている。障害学会 HP「障害学会役員名簿」参照。

現在、日本の障害者数は、身体障害者（身体障害児を含む）436万人、知的障害者（知的障害児を含む）108万2千人、精神障害者419万3千人となっている³⁴。複数の障害を併せ持つ人もいるため、実際には単純な合計にならないが、合計すると障害者は963万5千人である。調査時点³⁵である2016年の日本の人口は、1億2,693万3千人³⁶であるから、国民の7.6%が何らかの障害を持っていることになる。

障害別の障害児・者数、施設入所者とその割合について表1に示したが、身体障害者の施設入所者の割合1.7%、精神障害者の入院患者の割合7.2%に比して、知的障害者施設入所者の割合は11.1%となっており、特に知的障害者の施設入所の割合が高いという特徴がある。

2016年の日本の総人口の7.6%にあたる963万人が何らかの障害を抱えているが、そのうち民間企業で雇用されているのは、同じ年の2016年では47万人強、2018年では増加しているが、それでも53万人強にすぎない³⁷。

〔日本の障害者運動と障害者施策の経緯〕

日本の障害者運動と障害者施策の経緯については、文部科学省の「第4 日本の障害者施策の経緯³⁸」、「令和元年版障害者白書の障害者施策の主な歩み³⁹」、立岩（1990→2012、pp.258-353）、要田（2004、pp.114-118）、柏倉（2017）の研究を中心に示し、詳細は表2-1から表2-4にまとめている。

〔戦後 社会福祉制度の基盤作り〕

日本における本格的な障害者施策は第二次世界大戦後から始まった⁴⁰。第二次世界大戦の敗戦を機に日本は、GHQの指示のもとで、社会福祉制度の基盤を築いていった。最初に日本国憲法（1946）が公布され、第25条に国民の生存権と国の生存権保護義務が規定され、これが戦後から現在に至る社会福祉の原点となった。その結果、児童福祉法（1947）、身体障害者福祉法（1949）、生活保護法（1950）のいわゆる福祉三法が制定された。だが、職業につくことができない障害者には身体障害者福祉法は適用されず、この法に規定された施設も限定的なものであったため、収入のない障害者は、家族の扶養がなければ生活保護を受け、生活保護法に規定される数少ない救護施設で生活を送ることになる。また、福祉事業を民間が行う受け皿として社会福祉事業法（1951）も制定された。

³⁴ 内閣府 HP「令和元年版障害者白書 障害者の状況」による。

³⁵ 厚生労働省の2015年から2017年の調査をまとめたものであるため、主な調査年である2016年の日本の人口とする。

³⁶ 総務省 HP「人口推計」2016年10月1日（確定値）による。

³⁷ 厚生労働省 HP「平成28年 障害者雇用状況の集計結果」「平成30年 障害者雇用状況の集計結果」による。

³⁸ 文部科学省 HP。2010（平成22）年に開催された文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会（第69回）配布資料「第4 日本の障害者施策の経緯」による。

³⁹ 内閣府 HP「令和元年障害者白書 障害者施策の主な歩み」による。

⁴⁰ 戦前までの近代的な意味での社会福祉については、貧困対策として1874年に定められた恤救規則がはじまりであり、これが現在の生活保護法につながっている（柏倉2018、p.194）。

以後、社会福祉事業は「措置制度」と呼ばれ、この生活保護法（公的扶助）と社会福祉事業からなる日本の「家族の自助原則」による社会福祉政策の基盤が整えられた。

一方、学校教育法（1947）が制定され、従来は教育の対象とされていなかった障害児に対し、特殊教育という分離別学の形で教育の機会が与えられるようになったが、実際には1979年の養護学校義務化までは、養護学校の不足により就学猶予・免除という制度を使って、障害児の多くは教育を受ける機会を奪われていた。

〔1960年代 入所施設の増加〕

1960年代に入ると高度経済成長を背景に、国民年金法に基づく無拠出制の福祉年金の支給が開始され（1960）、また、一般就労への促進を図る身体障害者雇用促進法（1960）が制定された。一方、それまで家族の扶養にまかせられていた知的障害者の親の声を受け、施設保護を中心にした精神薄弱者福祉法⁴¹（1960）が制定された。その結果、1965年には社会開発懇話会で、コロニー設置の提言がなされ、1970年代の大規模収容施設の建設へとつながっていく。1970年代の脱施設化へ向かう世界的動向とは相反する施策がとられ、特に知的障害者等の入所施設が増加していった。さらに、この精神薄弱者福祉法（1960）に続いて、老人福祉法（1963）、母子福祉法（1964）が制定され、これらを福祉三法に加えた福祉六法がそろった。

〔1970年代 障害者運動の高まり〕

1970年代に入ると、心身障害者対策基本法（1970）が制定され、重度障害者に対しては施設収容、中軽度障害者には機能回復訓練や授産によって社会適応させるというように、その目的は発生の予防や施設収容等の保護に力点を置くものであり、しかも、精神障害者については病院管理による治安対策であり社会福祉事業の枠組みからは除外されたままであった。

ところで、前述したように世界の障害者運動発生と同時期の1960年代には、日本の障害者運動も独自に活動を始めた。1969年には青い芝の会・神奈川連合会が結成された。前述した障害児を殺した母親への減刑裁判への「障害児殺し事件厳正裁判要求」を通して社会の障害者排除の思想を問い直す運動や、「車いす利用者に対するバス乗車制限撤廃要求」運動や映画「さよならCP」上映運動による障害者観を問い直す運動などを展開した。

青い芝の会の運動と同時期、1970年には、東京都の重度障害者の大規模施設である府中療育センターにおいて、入所者からの非人間的な施設の改善要求運動が起こった。このような運動は、1974年には東京都の「重度脳性マヒ者等介護人派遣制度」のような自立生活のための地方自治体レベルでの制度の確立につながり、1976年には障害者運動団体の全国組織である「全国障害者解放運動連絡協議会」（以下、全障連）が結成された。

⁴¹ 1998年に知的障害者福祉法に改正される。

ところで、高度経済成長に支えられた 1960 年代の障害者施策の展開は、オイルショック（1973）の影響を受けることになるが、それに抗して、身体障害者雇用促進法は大改正され（1976）、それまで努力義務でしかなかった法定雇用率制度が義務化されるとともに納付金制度⁴²が導入された。

さらに、この時期、盲・ろう学校については既に 1948 年から学年進行の形で義務制が実施されていたが、養護学校については、1973 年に義務制の実施を予告する政令が公布され、1979 年には実施に移された。これにより、これまで就学猶予・免除の扱いとされてきた障害児の全員就学体制が整えられることにはなった。しかし、世界的な流れが統合教育に向かっていたこの時期の養護学校義務化については、全障連も養護学校義務化阻止運動を繰り広げたが、この養護学校義務化により原則分離の教育形態が日本の障害児教育の基盤となった。

〔1980 年代 国連：国際障害者年他の影響〕

1980 年代に入って日本の障害者施策に影響を与えたのは「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（1981）、障害者に関する世界行動計画（1982）及び国連・障害者の十年（1983～1992）であった。この世界の流れが日本の国内政策にも大きな影響を与えた。その結果、政府と障害者団体の中でもまた新たな動きが活発になっていった。政府の動きとしては、国民年金法の改正（1985）による基礎年金制度の創設に合わせて障害年金の充実が図られ、身体障害者雇用促進法が知的障害者も対象とする障害者雇用促進法（1987）に改定されるなど所得保障などに関して重要な変更がもたらされた。障害当事者の団体も、国際的な連帯の強化により、1986 年には前述した国際的な障害者団体の組織である障害者インターナショナル（DPI）の日本会議が発足し、アメリカの自立生活センターの影響を受けた八王子ヒューマンケア協会が同年設立され、1991 年には全国自立センター協議会が設立された。

〔1990 年代 施設福祉と在宅福祉の二本立て〕

その後 1990 年代の政府の動きとしては、ノーマライゼーションを推進する国際動向に押され、社会参加の促進として在宅福祉サービスを盛り込むために、いわゆる福祉八法⁴³が改正（1990）された。それによって、障害児・者の在宅福祉サービスが制度化され

⁴² 厚生労働省 HP「障害者の雇用」によると、障害者を雇用するためには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となるために、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として「障害者雇用納付金制度」が設けられている。具体的には、法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者 100 人超の企業から、障害者雇用納付金が徴収される。この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金、報奨金を支給するなどしている。

⁴³ 「老人福祉法等の一部を改正する法律」は「社会福祉関連八法の改正」とよばれ 1990 年公布された。八法は、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）、児

た。ただし、この改革は、施設福祉と在宅福祉の二本立てを基本としている（要田 2004、p.117）。また、心身障害者対策基本法も障害者基本法（1993）に改定され、障害者の施策がはじめて権利として位置づけられ、障害の定義に精神障害が含まれたため、3障害の統一が図られることになった。しかしながら、バブル経済の破綻⁴⁴を経て、当事者主権による権利保障要求、あるいは福祉サービスの対象者の拡大への要求を受けて、政府財政の見直しから始まった年金制度改革に続いて、介護保険制度の創設など、1997年から政府による社会福祉基礎構造改革が進められた。

〔2000年代 「措置制度」から「契約制度」へ〕

この社会福祉基礎構造改革によって、介護保険制度の施行（2000）や、障害者福祉において障害者自らがサービスを選び、契約に基づいてサービスを利用するという支援費制度（2003）が始まる。これは、それまでの行政がサービス利用を決める「措置制度」から、利用者がサービスを選んで決める「契約制度」へと障害福祉サービスの根本を変えるような非常に大きな制度改革であった。これに伴い、サービスを提供する側についての規制緩和が行われ、民間企業やNPO法人も含めた様々な経営主体が、サービス提供者として障害福祉サービスに参入可能となった。このように、措置制度から契約制度への転換を目的に支援費制度が施行され、この支援費制度の課題⁴⁵を解消するために、2005年に障害者自立支援法が制定され2006年から施行された。同法では、支援費制度などの反省を踏まえ、障害者施策の3障害（身体・知的・精神）の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化、支給決定の透明化・明確化などが図られた。なかでも支援費制度の大きな課題であった安定的な財源の確保については、利用者も応分の費用を負担するという一方で、サービス利用料については、利用者が受けたサービスの量に応じて原則1割を自己負担とする定率負担を導入した。しかし、この障害者自立支援法にもこの定率負担をはじめとして様々な問題があった。

また、2006年には学校教育法が改正され、従前の盲学校、ろう学校及び養護学校が特別支援学校に一本化される等、特別支援教育の推進が図られたが、原則分離の教育形態に変更は加えられていない⁴⁶。

童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人保健法（現・高齢者の医療の確保に関する法律）、社会福祉事業法（現・社会福祉法）、社会福祉・医療事業団法（現在は廃止）である。

⁴⁴ 1991年（平成3年）3月から1993年（平成5年）10月までの景気後退期を指す。

⁴⁵ 支援費制度では、サービス利用者や提供量が急増したことにより、財源の確保が困難となったことや、対象が身体障害者と知的障害者とされており、精神障害者が含まれていなかった。さらに、障害の種別によってサービス水準に差が見られたり、利用者の居住地によっても受けられる障害福祉サービスに格差が見られた（柏倉 2017、p.198）。

⁴⁶ 原則は分離であるが、1992年日本の統合教育として通級教育が制度化された。通級教育とは、普通学級で軽度障害児が学んでいる状況を追認し、そうした子どもたちに「特殊教育」を広げようとするもので、普通学級に適応できる程度の障害児はインテグレーション、障害の重い子どもたちは「特殊学級」や養護学校とするものである（堀 1998）。

〔2006年以降 障害者権利条約が国連で採択された影響〕

一方、2006年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は、すべての障害者に対して、あらゆる人権の基本的自由を平等に保障している。さらに、この条約に法的拘束力を付与し、条約を批准した国は、その内容に沿って法律や制度を整備し、実施しなければならないと定めたのである。日本は2007年に条約に署名したが、国内法の未整備によって条約の批准が困難であったため、政府は2009年に障がい者⁴⁷制度改革推進本部を設置し、2011年に障害者基本法を改正した。さらに2012年には様々な問題を抱えた障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法が成立し、翌2013年から施行された。さらに、2013年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の成立⁴⁸や障害者雇用促進法の改正などを進め、2014年に日本政府は国連に批准書を提出し、承認された。日本が締結した障害者権利条約は、2014年2月に発効された。この障害者権利条約は、障害者の権利や尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約である。

〔2016年以降 地域包括ケアシステムへの障害福祉の統合：地域福祉＝「脱施設化」〕

その後、特に障害者の地域支援の在り方を主な改正の柱として、2016年に障害者総合支援法が改正された。政府は、障害者の地域支援を強化するために、各地町村または各障害福祉圏に少なくとも一つ地域生活支援拠点などを整備することを示している。これは、すでに医療・介護領域で進められている地域包括ケアシステム⁴⁹の障害者福祉領域への構築⁵⁰を求めたものである。つまり、1970年代の施設福祉、1990年代の施設福祉と在宅福祉の二本立てから、政府の障害者施策として「脱施設化」が進められたのである。この「脱施設化」とは、施設収容を前提に行われてきた福祉や医療サービスから、普通の人々の生活の場である地域でのケアへの移行を重視する方向に方針転換したものである。このことは、施設収容主義の隔離的側面を批判してきた障害当事者の意向と一致しているが、同時に費用のかかる施設から家族に依存する地域ケアに移すことによって、政府の財政的負担を軽減する意図があって推進されてきた経緯がある（岩田 2008、pp.124-125）ということも注意しておく必要がある。

⁴⁷ ここでは、当時の記述に従い敢えて「障がい者」とする。

⁴⁸ 障害者差別禁止法は、2016年4月1日に施行された。

⁴⁹ 地域包括ケアシステムを一言で表現すると、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な、地域生活を継続していくための支援の強化である（柏倉 2017、p.38）。

⁵⁰ 障害者が65歳以上になると、原則として障害者総合支援法よるサービスが打ち切れ、健常者と同じ介護保険サービス利用となる。上野千鶴子は、「中西らの立場からすれば、介護保険は公的介護保障を求めた障害者運動の成果のただ乗りであり、かつ障害者福祉を高年齢福祉の低い水準のほうに合わせることを意味し、とうてい容認することはできないだろう（上野 2011、p.169）」と述べている。自治体によっては、65歳以上でも障害者総合支援法の適用が認められている。また、裁判による結果や直接自治体に申請して認められた障害者もいる。詳細は、東京新聞 HP「継続の可否 自治体任せ 「障害福祉」65歳切り替え問題」参照。

2.2 社会的包摂

前節で述べられた障害の社会モデルは、障害とは排除であるという認識を核としており、そうした認識を1976年のUPIASのインペアメントとディスアビリティの定義から継承してきた(榊原 2016、p.97)。この社会的排除と対になる社会的包摂概念は、第1章第1節の研究の背景・問題意識でも指摘したように、「参加」という概念と密接に結びついている。この「参加」概念は、1981年に「完全参加と平等」をテーマに掲げた国際障害者年を契機として、国際的に普及した(榊原 2016、p.19)。日本でも1993～2002年の「障害者施策に関する新長期計画(第1次計画)」の中で「障害者を取り巻くあらゆる障壁を除去し、特に街づくり等を含む生活環境の改善策等を図ることにより、障害者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりを目標とする」⁵¹と述べている。実際に、2006年には障害者自立支援法、さらに2013年には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして障害者総合支援法、2016年には障害者差別解消法が施行されている。このような日本の障害者施策の源流は、1981年の「完全参加と平等」であり、その「参加」概念と密接に結びついているのが社会的包摂概念である。ここでは、福原編(2007)、岩田(2008)、阿部(2002、2007a、2007b)、榊原(2016)の研究を中心として社会的包摂／排除について検討したい。

2.2.1 社会的排除／包摂概念の成り立ち

社会的排除／包摂の歴史については、表3にまとめている。「社会的排除」という言葉は、1970年代のフランスで生まれ、EUで育ったといわれている(岩田 2008、p.17)。当時のフランスでは排除された人々として、戦後復興と福祉国家の諸制度にも関わらず、経済成長の恩恵を受けられずにいた障害者や高齢者をあげている。例えば1974年、シラク内閣の社会相であったルネ・ルノワールは『排除された人々』という本の中でこの概念を用いている。このルノワールらの主張によって、1975年に障害者政策を総合的に規定する障害者法が成立した(榊原 2016、p.99)。福原宏幸は、この「社会的排除」を克服する政策は、フランスでは「参入」として語られるが、これは欧州連合やイギリスなどの英語圏で使用される「包摂」と同じ意味とみてよいだろう、と述べている(福原 2007、p.13)。

⁵¹ 内閣府 HP「障害者施策に関する新長期計画(第1次計画)概要(平成5年3月)」

この社会的排除が再び注目されたのは、1980年代の若年者失業問題であった。このフランス生まれの「排除と参入」は、ヨーロッパの新しい経済社会統合を目指していたEUの中で「社会的排除」と「社会的包摂」という対話に変化し、次第に加盟国の社会政策の重要な概念となっていくのである（岩田 2008、pp.18-19）。実際に、イギリスでは、1994年にトニー・ブレアが労働党の党首になって、1997年に選挙で同党が政権につくまでの間、サッチャー以降の保守党政権時代に深刻化したとされるイギリス社会の貧困や不平等の現状とそれの克服とに関わる言葉として、「社会的排除」や「社会的包摂」を用いられるようになった。トニー・ブレアは1997年首相に直属する「社会的排除対策室」を設置し、結果の平等ではなく社会的包摂を政権の重要な課題として位置づけた（福原 2007、pp.42-43）。一方EUでは、2000年3月リスボン欧州理事会（EUサミット）で、来る10年間におけるEUの「社会的結束を伴う持続的成長」という新たな目標を実現する一つの手段として、社会的排除と闘う欧州モデルの構築が謳われることになった（岩田 2008、p.19）。さらに、2000年12月に行われたニース欧州理事会で採択された「貧困および社会的排除と闘うための共通目標」では、①雇用への参加、および資源・権利・財・サービスに対する万人のアクセスを促進する、②排除のリスクを予防する、③もっとも脆弱な人びとを支援する、④すべての関係者を動員するという「社会的包摂に関するナショナル・アクション・プラン」の実施を加盟国に要請することを決定した（福原 2007、p.13；山口 2007、p.104）。こうして、フランスで生まれ、EUで育った社会的排除／包摂概念は、EUを通して国際社会へ広がっていった。

岩田正美は、社会的排除という言葉に明確な定義がないことについて、この言葉が社会政策担当者たちの政策推進の言葉として使われてきたため、それが何を意味するかを明確にすることを故意に避けてきたふしがある、と述べている。そして、その融通性こそが「政策の言葉」としての特徴であるだろうとしている。このように政策推進の中で使われてきた社会的排除という言葉は、多くの研究者たちは、融通無碍で一貫性を欠いた側面があるとしながらも、学問的視点からとらえ直し、現代の社会問題分析や社会問題理解のキーワードとして位置づけていくようになっていく。そして、社会的排除という言葉の特徴として、望ましい社会の諸活動への参加の欠如や、複合的不利、空間的排除、福祉の制度からの脱落など、いくつかの要素を挙げている（岩田 2008、pp.21-32）。つまり、社会的排除／包摂という言葉は、政策推進の言葉として使いやすかったからこそ、EUを通じて国際社会へ、そして加盟各国へと広がっていったと推測できる。

2.2.2 社会的包摂とねむの木学園

前述したように「社会的包摂」という言葉は、主にヨーロッパにおいて「社会的排除」に対する政策の言葉として使われるようになった言葉である。そのため、「社会的排除」や「社会的包摂」については様々な社会経済思想や理論の枠組みと結びつきたいくつかの

定義があるが、これらの定義にはいまのところ共有された決定的なものはない（福原 2007、p.21）。

〔「社会的排除」「社会的包摂」定義の例〕

例えば、イギリスのアンソニー・ギデンズ（2006=2009、pp.379-380）は、「社会的排除とは、人びとがもっと広い社会への十分な関与から遮断されている状態を指す」とし、「社会的排除は、社会的排除のなかに貧困が内包されているとはいえ、貧困よりももっと広い概念である。社会的排除という概念は、個人や集団が、住民の大多数に開かれている機会を個人なり集団が手にするのを妨げる、そうした幅広い要因に注目する」としている。また、岩田（2008、p.22）は、「社会的排除という言葉は、それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような社会の諸活動への『参加』の欠如を、ストレートに表現したものである」と説明している。さらに、『現代社会学事典』には、「社会的排除とは、財や権限を既得する社会層・集団やそれらの意向に呼応する国家権力によって、特定の社会的カテゴリーが資格外とみなされ労働市場や制度あるいは日常生活において財や権限、社会関係から締め出されることをいう。以下略（西澤 2012、p.602）」とある。阿部彩は、貧困と社会的排除を比較して、従来の貧困の概念は、ただ単に金銭的・物的な資源が不足している状況を示したものであったが、「社会的排除」という概念は、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組み（例えば、社会保険や町内会など）から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視している。社会の中心から、外へ外へと追い出され、社会の周縁に押しやられるという意味で、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）という言葉が用いられている。一言で言えば、社会的排除は、人と人、人と社会との「関係」に着目した概念なのである（阿部 2011、p.93）、と説明している。創造都市の議論の中でも、『社会包摂』とは『社会的排除を生み出す諸要因を取り除き、人々の社会参加を進め、ほかの人々との相互的な関係を回復あるいは形成すること』を指し、1980年代から90年代後半よりEUにおける都市再生の目標の一つにも掲げられてきたものである（佐々木 2009、p.4）」と記述されている。さらに文化政策の観点から、大阪市立大学の2014年度からの「社会包摂型アートマネジメント・プロフェッショナル育成事業 アートの活用形？」のなかで、社会包摂⁵²の定義として、「孤立、孤独、排斥に押しやられがちな人々に対して、社会とつながるチャンネルを確保し、人々の相互関係や信頼感を回復させることによって、不当な差別や排斥のないコミュニティをつくる実践」としている⁵³。

⁵² ソーシャル・インクルージョン（Social Inclusion）の訳語として、芸術文化政策関連分野では「社会的包摂」ではなく主に「社会包摂」を使う（中村 2018、p91）ということで、本文では前述した創造都市の観点での定義と同様に「社会包摂」の定義と記述しているため、それに倣った。

⁵³ 大阪市立大学社会包摂型アートマネジメント・プロフェッショナル育成事業 2HP「アートの活用形？」

〔本稿で採用した「社会的排除」の定義と理論〕

ここではこれらの議論を踏まえた上で、「社会的排除」の方がより具体的な研究・調査がなされていることから、阿部(2007b)の定義を用いることとする。まず、福原(2007、p.29)は、社会的包摂を実現するための政策領域として、「就労(ワークフェア)」、「所得(最低限所得とベーシック・インカム)」、「シティズンシップ」、「『排除された人々』に対する個別的支援サービス」の4つを挙げている。さらに阿部彩は「社会的排除」を次のように定義している(阿部 2007b、p.131)。

「社会的排除」とは、人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件(具体的には、雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど)を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することによって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程を指す。

社会的排除をなくし、社会的包摂を実現するためには、調査や研究が必要であるが、そのためには、社会的排除を科学的かつ客観的に計測するための指標が必要となる。その社会的排除を指標化するためには、次のような特徴が指標に反映される必要があるとしている。「①多次元の分野を対象としていること、②「社会参加の阻害」が自発的なものではなく、強制的なものであること、③欠如の「蓄積」の「過程」がみえること、の3つである(阿部 2007b、p.131)」。阿部彩は、EUにおける貧困と社会的排除指標を紹介したうえで、日本における「社会生活に関する実態調査(2006年)」の調査結果とその分析をしている(阿部 2007b、pp.129-152)。

別の論考において、阿部彩は次のように述べている(阿部 2002、p.78)。

行政データおよび既存のサンプル調査によるデータは、ホームレスの人々など、社会的排除の危険に最もさらされている人々を網羅していない可能性が多いことを指摘する必要がある。さらに、社会的排除の対象となりやすい人々は、データに最も把握されにくいとともに、仮に把握されていてもデータの信憑性が最も低い。

同様に、社会的排除の実態を把握する計量分析が困難な理由として、社会的排除自体の概念が曖昧なことによる研究者の合意がとれていないことを第一に挙げた上で、「排除されている人々(被排除者)」は通常の実態調査の対象から漏れる可能性が高いことを挙げている(阿部 2007a、p.27)。このように、阿部(2002、2007a)は、社会的包摂と対概念である社会的排除に関する調査・研究において、2002年にはイギリス、フランス、EUを中心としたヨーロッパ、2007年には日本について論考している。したがって、この分野の研究では日本より進歩しているといわれているヨーロッパにおいてさえも、家族のいない障害者は調査から外れている可能性が高い。

〔「社会的排除」に関する阿部彩の論考〕

この阿部（2007a）の調査とは、2006年に実施された「社会生活に関する実態調査」で、低所得者層が比較的が多いと考えられる首都圏のA地区を選出し、質問用紙を留め置く方式⁵⁴で調査した。回答者数は584、有効回答数は36.5%ということである。その結果を基に、海外での先行研究を参考にして、日本の調査における社会的排除指標を構築している。表4に示したが、その基本的基軸と考えられる7次元とは、①基本ニーズの不備、②物質的な剥奪、③制度からの排除、④社会関係の欠如、⑤不適切な住環境、⑥社会参加の欠如、⑦主観的に判断される経済状況、としている。そして、それらの7次元に調査項目を設けている。例えば、①基本ニーズの項目として、食料、衣類、医療の3項目を挙げている。そして、調査では、食料については、「家族が必要とする食料が金銭的な理由で買えない（過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」の中から選択）」としている⁵⁵。ただし、この研究では、所得ベースによる相対的貧困（低所得）については、社会的排除を説明する要因としているため、社会的排除の1項目としては扱っていない。この7次元50余項目の調査・研究の結果として、阿部（2007a）は、社会的排除が、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象であり、過去からの不利が蓄積された結果から起こりうるとし、それは、早くは、15歳時、後期中等教育に達する前から蓄積されるものとしている。したがって、この調査・研究の社会的排除指標をそのまま本稿に使うことは不可能である⁵⁶。ただ、前述したように社会的排除の条件の欠如が人生の早期から蓄積するという、その特徴が多次元の分野を対象としているということから、養育する家族がいない身体障害児が社会的に包摂されにくいということはいえる。

阿部は、これらの研究結果を踏まえて、子どもの貧困についての研究の必要性を痛感し、「すべての子どもが享受すべき最低限の生活と教育を社会が保障するべきである（阿部2008）」とし、さらにその解決策として不十分としながらも、政策として、現金給付と現物（サービス）給付の必要性を訴えている（阿部2014）。さらに、阿部は別の論考で、ホームレスから学んだこととして、「つながり」「役割」「居場所」というものが、いかに人間の尊厳を保つうえで不可欠なものであるのか（阿部2011、p.97）、ということ述べている。つまり、働くということは、単に賃金をもらうための手段ではなく、「働くことによって、人は社会から存在意義を認められ、『役割』が与えられる。働くことは、社会から『承認』されることなのである（阿部2011、p.110）」としている。さらに、「居場所」については、『居場所』は、単に雨や風をしのげるといった物理的な意味だけで重要なのではない。『居場所』は、社会の中での存在が認められることを示す第一歩なのである。社会を学校の教室にたとえれば、そこに、自分の『椅子と机』がある。それと同じこ

⁵⁴ 配票調査法のこと、調査員が調査対象者を訪問して調査票を配付し、一定期間内に記入してもらい調査員が再度訪問して調査票を回収する方法である。

⁵⁵ 詳細は表4を参照。

⁵⁶ なぜなら養育する家族のいない障害児には、例えば基本ニーズの食料・衣類・医療など社会福祉として与えられるからである。

とである。(阿部 2011、p.119)」と記している。そして、最後に、「繰り返すが、いちばんしんどい人に焦点をあわせた社会は、すべての人にとって暮らしやすいのである (阿部 2011、p.188)」と述べている。

〔「社会的排除」に関する岩田正美の論考〕

一方、岩田正美は、社会的排除／包摂という言葉を手がかりに、さしあたり私たちにできることとして、開放と閉鎖が交錯する現代社会の、その境界部分＝周縁部に焦点を合わせ、ここに蓄積されつつある諸問題に対して、「社会通念」にとらわれず、さまざまなチャレンジを試みていくことを提案している (岩田 2008、p.182)。この岩田の提案に従って、社会的排除／包摂という言葉を手がかりに、その周縁部、ここではねむの木学園に焦点を合わせ、ここに蓄積されつつある諸問題に対して、「社会通念」にとらわれず、さまざまな挑戦をしてきたねむの木学園創設者である宮城まり子の活動に着目し、当時「就学猶予」ということで教育から排除され、さらに養育する家族がいない障害者たちが暮らすねむの木学園を調査・研究する。実際に 1960 年代当時の日本には、就学免除・就学猶予という制度を使って、多くの障害児が義務教育を受けていなかったという事実がある。そのような養育する家族がいない障害児に家庭と教育を提供しようとしたのが、1968 (昭和 43) 年、静岡県小笠郡浜岡町に設立した宮城まり子のねむの木学園である。宮城は、このねむの木学園に、高齢者も暮らすことができる身体障害者施設を加え、1997 年 (平成 9) 年、静岡県掛川市の山間部に広がる約 84 万平方メートルの地域に移転し、1999 (平成 11) 年、オランダのヘット・ドルプを理想とした福祉・教育の文化村ねむの木村を開村した (宮城 1999、pp.292-325)。2019 (令和元) 年現在、社会的包摂という概念がまだ日本になかった 51 年前に設立し、22 年前に浜岡町から掛川市に移転したねむの木学園の活動を一事例として調査し、社会的包摂という観点から考察したい。

第3章 宮城まり子とねむの木学園

宮城まり子とねむの木学園について先行研究を行ったのは、村井実、渡辺弘と松丸修三の3人⁵⁷のみである（松丸 2018、p.28）。3人は、宮城まり子がねむの木学園を設立した経緯やその歴史的意義、教育思想や教育実践について研究しているが、年表については1999（平成11）年が最後となっており（松丸 2018、p.194）、浜岡町から掛川市に移転した詳細や移転後の活動についての説明は少ない。3人の論文や著書の内容には、大きな矛盾がない。そのため、宮城まり子とねむの木学園について、先行研究として主に松丸修三の最新の著書である『「助力」としての教育』（松丸 2018）に基づいて述べていきたい。ここでは、宮城自身の著作や新聞記事も含めて、設立の経緯と歴史的意義、そして教育思想と教育実践の2つに分けて述べていく。

3.1 先行研究

3.1.1 宮城まり子とねむの木学園 —設立の経緯と歴史的意義—

1927年（昭和2）年3月21日、宮城まり子—本名は本目眞理子（ほんめまりこ）—は東京の蒲田に生まれた。1955（昭和30）年には、歌手としてデビューし女優としても活躍していた（宮城 2007b⁵⁸）。宮城の著書である『また あしたから』と『まり子の「ねむの木」45年』の末尾に、各々「三十年のねむの木学園の歩み（宮城 1999、pp.292-325）」と「著者・宮城まり子略歴（宮城 2012、pp.284-287）」がある。その中から主な出来事を抜き出した内容に、2007年3月の『日本経済新聞』に掲載された「私の履歴書」およびねむの木村ホームページにある「学園小史」⁵⁹を参考に加筆し、その歴史を紹介する⁶⁰。ただし、毎年の行事を詳述することは紙面の都合上不可能なので、年間の行事について説明するために、特に創立50周年となった2018年の行事のみを詳細に記述している。詳しくは表5-1から表5-13にまとめている。

1957年 『婦人公論』の「まり子の社会見学」の取材で知恵遅れの子どもを知る（宮城 1957）。

1960年 脳性麻痺の子どもの役作りのため、見学に行った施設で脳性麻痺の子を知る（宮城 2007b⁶¹）。当時は「就学猶予」という制度によって、障害のある子どもは事情によっては就学しなくてもよいことになっていた。宮城は、「からだは不自由だっ

⁵⁷ 3人とも教育学者である。慶応義塾大学名誉教授である村井実は、渡辺と松丸の恩師である（松丸・渡辺編 1994、p.v）。

⁵⁸ 宮城まり子「私の履歴書②」『日本経済新聞』2007年3月2日付朝刊、p.44。

⁵⁹ ねむの木村 HP「学園小史」。

⁶⁰ 松丸（2018、pp192-194）に同様の解説があるが、本研究の性質上全く同じではない。

⁶¹ 宮城まり子「私の履歴書⑤」『日本経済新聞』2007年3月16日付朝刊、p.44。

たり、考えることが遅く、家庭環境に問題を持つ子は、義務教育を受けなくてもいい。義務があるなら権利もあるじゃないの、と私は思いました（宮城 2007b⁶²）」と書いている。厚生省の調べでは、身体障害児で家庭に恵まれない子どもには学校教育と生活の場が与えられておらず、法律も制度もないことを知り、建てることを決心する（宮城 1999、pp.292）。

- 1962年 土地探し始まる。土地が高く買えないので、静岡県まで足をのばす。
- 1968年 静岡県で土地を探してもらい（宮城 2007b⁶³）、静岡県小笠郡浜岡町に、日本で初めての肢体不自由児のための養護施設、社会福祉法人ねむの木福祉会「養護施設ねむの木学園」を設立する。当初は、学園内に町の公立小学校・中学校の分教場が開設され、義務教育が行われていた。
- 1973年 養護施設ねむの木学園が「肢体不自由児養護施設ねむの木学園」となる。
- 1979年 養護教育が義務化されたのを機に、学校法人私立ねむの木養護学校（小学部・中学部）を設立する。肢体不自由児養護施設が「肢体不自由児療護施設」へ変わる。
- 1982年 「ねむの木養護学校高等部」を設立する。
- 1986年 静岡県掛川市上垂木知連山中地区公会堂にてねむの木村建設に関する初めての地元説明会を実施する。
- 1994年 掛川市上垂木ねむの木村第1期造成工事-身体障害者療護施設・養護学校起工式を実施する。掛川の桜木池周辺、花と緑の土地に、障害をもつ大人の方の施設の新設と、肢体不自由児の学園ならびに学校の改修・新築を開始する。
- 1997年 ねむの木学園行バスが開通する。掛川市上垂木ねむの木村へ移転する。身体障害者療護施設「ねむの木のどかな家」を設立する。
- 1998年 ねむの木村に子どもたちの実習場所として「森の喫茶店 MARIKO」、「雑貨屋さん」、「がらす屋さん」、「毛糸屋さん」、地域交流場所として「インフォメーションセンター」を設立する。
- 1999年 ねむの木村開村式を開催する。文化施設として「吉行淳之介文学館」、「ねむの木こども美術館」を開館する。
- 2007年 学校教育法の改正を受け、学校名「ねむの木養護学校」を「特別支援学校ねむの木」に変更する。
- 「新ねむの木こども美術館」を開館する。
- 2012年 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、新体系に移行する。

⁶² 同前。

⁶³ 宮城まり子「私の履歴書[®]」『日本経済新聞』2007年3月19日付朝刊、p.40。

「指定福祉型障害児入所施設ねむの木学園 やさしいお家⁶⁴」

「指定障害者支援施設ねむの木学園 星に祈る⁶⁵」

「指定障害者支援施設ねむの木学園 感謝の心⁶⁶」

2018年 4月6日創立記念日50周年を迎える。

2018年 5月31日～6月1日 ねむの木学園50周年記念みんなで春の遠足。天竜浜名湖鉄道貸し切り電車の旅（掛川駅～西気賀駅）THE HAMANAKO ホテル宿泊。翌日フラワーパークへ出かける。

2018年 7月15日～22日、第107回「ねむの木学園のこどもたちとまり子美術展」を北海道南富良野町保健福祉センターみなくで開催。

2018年 9月23日学校茶道合同茶会に代表の子どもたちが参加。（浜松市松韻亭）

2018年 11月27日天皇皇后両陛下ねむの木学園に行幸啓。

2019年 4月6日ねむの木学園51回目のお誕生日を迎える。

この年表によると、宮城はねむの木学園設立の10年前に取材で知恵遅れの子どもを知り、3年後役立つのたために見学に行った施設で脳性麻痺の子どもを知った。そこで、身体障害児で家庭に恵まれない子どもには学校教育と生活の場が与えられておらず、法律も制度もないことを知り、施設を建てることを決心する。施設を建てようという約10年間にわたる強い思いから、1968年に静岡県小笠郡浜岡町にねむの木学園を設立したのである。それからは、障害児の生活と教育のために活動してきた。1997年に掛川市上垂木知連山中地区へ移転し、大人になった障害者のための交流のための施設や職場としてのお店なども設け、もともとこの地域に暮らしてきた住民たちとともにねむの木村を建設している。

次にねむの木学園設立の経緯とその歴史的意義を取り上げる。

ねむの木学園設立の動機については、宮城の引用文をもとに、松丸（2018、p.191）は次のように述べている。

これを宮城の心情に即して読み解けば、宮城がねむの木学園をつくろうと思った理由は幾つもあり、しかもそれらは絡まりあってもいるが、その根本にあったものは、「肢体不自由児施設」で、「彼と彼女」、すなわち、脳性まひの後遺症を持ち、かつ親の死亡・離婚や虐待などにより帰る家のない子どもたちと出会ったこと、そして、そうした障害児に関わりのある「就学猶予」制度の実態を知り、それらの子どもたちから「義務教育を受ける権利がなくなる」との思いを持ったこと、であったように思われる。

⁶⁴ 障害児入所施設ということで、18歳未満の障害児が入所している。

⁶⁵ 主にねむの木学園で育った18歳以上の障害者が入所している。

⁶⁶ 浜岡町から掛川市へ移転してきたとき新たに設立した身体障害者療護施設「ねむの木のどかな家」が前身の施設であり、18歳以上の障害者が入所している。

たとえ、障害児である「彼と彼女」と出会ってしまったとしても、すべての人が障害児と関わり続けるわけではない。また、「就学猶予」という制度の実態を知ったとしても、その矛盾を自分の力で解決しようとする人ばかりではない。それでは、なぜ宮城はねむの木学園を設立したのか。宮城は桃山学園大での講演の中で、「(障害児に) 学校へ来なくてもいいよというのは、許せないと思った⁶⁷⁾」ということで、次のように語っている(宮城 1975、p.27)。

就学猶予——学校へ行かなくてもいいという言葉。義務教育があるのならば、義務という教育があるのならば、権利があるのじゃないかって、私、そう思いました。家庭の都合で学校へ通うことが不自由であるから、じゃ就学猶予ということは、日本の子供に生まれてきて、学校へ来なくてもいいよというのは、義務すなわち権利を取り上げてしまうことじゃないかなと思ったときに、私、許せないと思っちゃったんです。そこでまた「なぜ」って聞いたわけ。「なぜそういうところがないの」って言ったら、制度がないからだと言いました。肢体不自由児施設、精薄施設、養護施設、まだ一ぱいあるけれども、それはみな、制度の上にあります。そういう溝を埋めるものはないのだということを知りました。

「なぜないの」って言ったら、「みんなそう考えていることだけれども、とてとてもたいへんだから」。その制度ができるのを待っていたら、いまおうちに寝ている子はどうなるんだろうなと思ったら、とても耐えられなくなって、一人でも二人でも三人でもいいから、その子供たちのためにやっちゃえて思ったのが、ねむの木学園なのです。ほんとにばかでしょう。

一方、松丸(2018、pp.231-232)は、ねむの木学園の歴史的意義として、次のような3点を指摘している。

おそらく、長い歴史のある施設は、その施設なりに、何らかの歴史的意義を持っていることであろう。本節では、既に50年ほどの歴史を刻んでいるねむの木学園の歴史的意義として、①日本における最初の肢体不自由児養護施設である、②単なる児童福祉施設にとどまることなく、生活と教育の一体化を実現している、③そうした教育が、一貫して、その子その子の生き方に合わせたお手伝い、すなわち「助力」として行われてきている、という三つの点を指摘した。その第一の意義は、制度史あるいは施設史における意義とすることができるかもしれない。もしそうだとすれば、同様に、第二の意義は、教育内容・方法史における意義、第三の意義は、教育思想史における意義と言ってよいであろう。いずれにしても、今日、ねむの木学園の歴史的意義を問うとすれば、少なくとも以上の三点が指摘されなければならないと考える。

つまり、ねむの木学園の歴史的意義として、制度史あるいは施設史としては①日本における最初の肢体不自由児養護施設であること、教育内容・方法史としては②生活と教育の一体化を実現していること、教育思想史としては③そうした教育が「助力」として行われてきている、3点を指摘している。それでは、宮城の教育に関する思想や実践については、どのようなものであったか、次項で検討する。

⁶⁷⁾ カッコ内については筆者補記。

3.1.2 宮城まり子とねむの木学園 —教育思想と教育実践—

まず、宮城の教育観と子ども観について検討する。渡辺弘は、宮城の教育観について、①教育は「生きていくお手伝い」であるという考え方、②「見ている教育」という考え方、③教育の原点は「信頼と愛情」にあるという考え方という3点を挙げている。また、宮城の子ども観については、①「ダメな子はひとりもない」、②子どもそれぞれが隠れた見えない才能を持ち、いろいろな心をもっているという2点を述べている(1993、pp33-39)。

一方、松丸(2018、p.213)は、次のように述べている。

したがって、宮城は、「教育」を厳密な形で定義してはいないものの、彼女の理解の根本に遡ってみれば、結局のところ、次のような教育観、すなわち、教育とは相手を「よく」しようとして行う働きかけである、という教育観を持っていることになろう。(中略)宮城が、前述のような教育観に立ってねむの木学園の子どもたちを「よく」しようとする際、その子どもたちの主体性を尊重しようとしていること、そして、子どもたちが主体性を発揮しながら「よく」なっていくのを、脇から「お手伝い」する——すなわち、福沢諭吉や村井実の場合と同様に、子どもたちに「助力」する——という考え方で働きかけようとしていることを意味しているであろう。

つまり、松丸は、宮城の子ども観について、「宮城は、前述のような教育観に符合するかのよう、子どもは誰もその子なりによくなりましたがっているという子ども観を持っている」とし、宮城はその子どもたちの主体性を尊重してあくまでも「助力」しているというように、教育の原点に信頼と愛情をみている、としている(松丸2018、pp.213-219)。

また、渡辺(1997a、p.224)は、ねむの木学園の教育実践について、次のように述べている。

ねむの木学園に一歩足を踏み込めばだれでもわかることだが、そこは学校、施設ではなく「家庭」であると感じるに違いない。しかもそれは、「やさしくね、やさしくね、やさしいことはつよいのよ」という学園の合い言葉の通り、やさしさに満ちあふれた家庭なのである。つまり、そこでの教育実践は、家庭生活そのものであるといってもよい。

したがって、ねむの木学園での教育実践は、やさしさに満ちあふれた家庭そのものだとされている。さらに続けて、美術の時間、音楽の時間、道徳の時間での「茶道」の授業、そして運動会における教育について述べている。そして、「私たちは、宮城まり子を通して、教育の原点に立ち返り、教育における『援助』の本来の意味を改めて考えなければならぬことを痛感する(渡辺1997a、p.231)」と結んでいる。

まとめると、宮城の教育理念について、村井(1980、p.24)は「助言」と「援助」、渡辺(1993、p.45)は「お手伝い(援助)」、渡辺(1997a、p.231)は「援助」、渡辺

(1997b, p.110) は「お手伝い」、松丸 (2007, pp.32-33) は「助ける」「お手伝い」、松丸 (2013, pp.27-29) は「手伝い」「お手伝い」「手伝う」「助力」、松丸 (2018, p.226) は「お手伝い」「助力」であると指摘している。

村井と渡辺と松丸の先行研究をまとめると次のことが明らかになった。ねむの木学園の歴史的意義として、①日本で初めての肢体不自由児養護施設であること、②その教育実践は生活そのもの、つまり生活と教育が一体化していること、そしてその教育理念の特徴は③「援助」「お手伝い」「助力」としての教育であるということの3点である。宮城の教育観については、①教育はねむの木学園の子どもたちの主体性を尊重した「生きていくお手伝い」であるという考え方であり、②その原点は「信頼と愛情」にあるとしている。また、宮城の子ども観については、①「ダメな子はひとりもない」、②子どもそれぞれが隠れた見えない才能を持ち、いろいろな心をもっている、③子どもは誰もその子なりによくなりたがっているという3点である。

ところで、宮城は先行研究者である3人について、村井のことを自身の師匠だと語っている。渡辺や松丸については、村井の研究における弟子だと認めながらも、実践においては自身が村井の一番の弟子だと話してくれた。さらに、グローブ筆の『シュタンツのペスタロッツ』(1879)の絵を見ながら、自分はペスタロッツの一番弟子でもあると語ってくれた(表6-1)⁶⁸。宮城が、ペスタロッツや村井の理論を学びながら、ねむの木学園を運営してきたということを知った。

3.2 浜岡町ねむの木学園から掛川市ねむの木村へ

3.2.1 浜岡町ねむの木学園から掛川市ねむの木村への移転

わが国では、2008(平成20)年をピークに人口は急激に減少し続けている⁶⁹。それ以前から、特に地方の中山間地域においては、過疎化や少子高齢化が進行し、1988(昭和63)年には「限界集落」問題が提起された(山下2015)。そのような集落の一つが、静岡県掛川市上垂木の知連山中地区と呼ばれる中山間地域である。この集落にねむの木学園は移転し、ねむの木村⁷⁰と名付けられた。前身は、1968(昭和43)年静岡県小笠郡浜岡町(現在の御前崎市)に、歌手で女優の宮城まり子が設立した社会福祉法人ねむの木福祉会「養護施設ねむの木学園」である。正式なねむの木村開村式は1999(平成11)年5月15日であるが、その2年前の1997(平成9)年には現在地に移転している。学園の概要では、「ねむの木村は、健康な人も障害をもつ人も互いに助け合いながら共に生活するこ

⁶⁸ 2018年4月28日、宮城へのインタビュー調査に基づく。表6-1参照。

⁶⁹ 総務省統計局HP「人口の推移と将来人口」

⁷⁰ 前述したが、ねむの木村へ移転後もねむの木学園という名称も使い、移転前の浜岡町でもねむの木村という名称も用いている。浜岡町ではねむの木学園、掛川市ではねむの木村と呼んでいる場合が多いが、掛川市でも生活の場と学校というように限定される場合にはねむの木学園と呼ぶことが多い。

とのできる福祉・教育の文化村である⁷¹⁾と紹介されている。移転の詳細については、宮城まり子と元掛川市長の榛村純一 2人へのインタビューにより調査した。インタビューの詳細は、表 6-1 から表 6-3 が宮城まり子、表 7 が榛村純一についてまとめている。

移転の理由は、浜岡町の施設が老朽化したことや浜岡原子力発電所⁷²⁾のすぐ近くだったことである(宮城 1999、pp.27-28)。しかし、その根底にあったのは宮城自身のある理想であった(宮城 1999、pp.22-23)。その理想とは、日本にもヘット・ドルプ(オランダのアーネムの郊外 15 キロほどのところにある身体障害者のコミュニティ)のような「村」があればよいなというものだった。ヘット・ドルプでは、コミュニティの住人達が通常的生活環境の中で仕事を持ちながら生活している。社会的インフラが整備されており、教会、銀行、郵便局、美容院、図書館、スーパーマーケット、ガソリン・スタンドなどがあり、施設に住む人たちだけでなく、近所の人も利用している村(宮城 2007b⁷³⁾)である。

移転のための土地探しのために、宮城は袋井市など近隣の市へも行ったが、「浜岡に悪いから」と断られた。ところが、掛川市では市長室の入り口でぶつかった人が榛村市長で、「土地ありますか」と聞いたら、「ある、ある」と言われたということである(表 6-1)。そこで、当時の榛村掛川市長は、福祉部長に 3、4 か所選んでもらって、宮城と一緒に見に行った(表 7)。現在のねむの木村は、桜木池を中心にして点在しているのだが、宮城が初めて桜木池を見た時のことについて、榛村は次のように語っている。

まり子さん、今いる知連山中、ここが良いと。池があるからね、池が良いと。で、まり子さんが市長に騙されたってよく言うのは、池が灌漑用水の池だからね。(池の水を灌漑用に流すと)山の地肌がそのまま露出した形になって、美しいお池があるとか、全然違うものなんだね。だから、良いところへ来たっていうのでない印象をもっているんだね。だから、市長に騙されちゃったって言うんだね。まっ、それは冗談半分だけど(表 7)⁷⁴⁾。

一方、宮城は次のように話していた。

(知連山中の土地は)日が当たらない。山が覆って、暗かった。それで、私、やだと思ったもん。そこで、初めて見たの。水の上に桜の花びらが浮いてたの。なんて美しいんでしょうって。いつも咲いているわけじゃなくて。それが運のつき。それで、池が。池って、私、水が溜まって、こう流れていくものだと思っていたの。たら、違うのね。あそこ、何かお米のために(灌漑用水のため水を流すと池の地肌が見えて美しくない)(表 6-1)⁷⁵⁾。

71) ねむの木村 HP「学園の概要」

72) 「浜岡原子力発電所」HPによる。1号機は1971年着工、1976年営業運転開始している。

73) 宮城まり子「私の履歴書⑬」『日本経済新聞』2007年3月20日付朝刊、p.44。

74) カッコ内の記述は、筆者が補記。

75) 同前。

つまり、宮城が移転先を探して土地を見に来たとき、桜木池が満水でたまたま桜の花びらが散って美しかった。しかし、それは一時だけで、灌漑用水のため池ということもあり、水がないときは地肌が見えるため宮城にとっては期待外れだったということである。しかし、景観にこだわる宮城にとって、桜木池が移転の決定打であったことはこの会話からも確かめられる。一方、ねむの木村建設に協力的であった榛村の尽力により、移転できたというのも事実である。榛村は、幹部クラスの掛川市職員を浜岡町のねむの木学園へ出向させて、理想を追う宮城の考えを現実的な事業として実現できるように、宮城をサポートした（表 7）。地元住民たちも市長（当時）の後ろ盾があるからこそ、先祖伝来の土地を売ることができた。しかし、榛村は、こうも話していることから、市役所と宮城、双方の立場で支援したことがわかる。

一番難しいのはね、農地転用だね。農地転用というのはね、こういうことをやります、資金計画はこうなっています、事業主体はこうなっています、ということが、はっきり言わなきゃ農地転用はできないんだよね。ところが、まり子さんは、絵を描くようにいろいろ描くんだけど、まだ決まっていなくて、そういう資金計画と事業計画と、いろいろなことがあいまいなまま、現実的な感触でやっていってしまうものだからね。農地転用をやる役人からすると、もっとしっかりした役所文書的に作ってもらいたい。だけど、なかなか作らないんだよ。それが、まり子さんに応援していえば、彼女のやろうとしたことは、農林省の仕事だけではもちろんない。厚生省の仕事、県の仕事、市町村の仕事、自分の独創的な花と緑のねむの木の里を、浜岡の限界を超越して、知連山中へ引っ越してきた。花と緑の里を作りたい。

浜岡町ねむの木学園から掛川市ねむの木村への歴史については、先行研究と併せて紹介しているため、ここでは航空写真によって明らかに認識できる浜岡町ねむの木学園と掛川市ねむの木村の違いについて紹介する。図 2 にあるように、浜岡町ねむの木学園は、浜岡町の南側に道路を挟んで東側にねむの木学園、西側に図書館・美術館と分かれてはいるが、一つの施設として存在していた。しかし、掛川市ねむの木村では様々な施設が村の中に点在し、元の村に溶け込んでいることが確認できる。また、ねむの木村移転前は、鬱蒼とした森が生い茂る知連山中地区が、宮城自らの発案による桜や雪柳、連翹や小手毬や大手毬などの植樹や、オレンジ色の屋根の建物の建設により景観が変わった。次項では、その変化について調査した結果を分析する。

3.2.2 ねむの木村移転前から移転後への変化

1997（平成 9）年のねむの木村移転前の掛川市上垂木知連山中地区は、鬱蒼とした森に囲まれた山間部であり、なかでも杉の植林された山が多かった。1990（平成 2）年の世帯数は 19 戸、住民数は 69 人で、道路は 1 車線、定期バスも運行していなかった（図 5）。

(1) 道路整備

麓の坂下地区から知連山中地区への道路坂下山中線については、1990（平成2）年から1997（平成9）年にかけて掛川市において整備を行い、計4億243万7千円が支出された。この事業費については、1994（平成6）年から1997（平成9）年にかけて地域総合整備事業債の借入を行い、計2億1,800万円を借り入れたが、利息を含めて75%程度である2億40万4千円の交付税措置があったということである⁷⁶。図3では、国土地理院の地図を使い⁷⁷、資料がある範囲で道路整備前と整備後の状況を航空写真と地図で比較している。掛川市上垂木知連山中地区の道路は、ねむの木学園が移転する前と比べて、明らかに道路幅が広がっているのがわかる。

(2) 定期バスの運行

ねむの木美術館どんぐりまでの定期バス桜木線は、1997（平成9）年4月6日から運行している。それ以前は、ねむの木美術館どんぐりから南へ3.3km下った坂下バス停が終点であったが、坂下上・知連口・ねむの木学園前・吉行淳之介文学館前・ねむの木美術館前バス停というように山間部までバスが運行するようになった。現在は、片道6便ずつ運行し、掛川駅前からねむの木美術館までの運賃は大人一人片道300円である⁷⁸。ただ、2017（平成29）年度の経常収益は134万6,928円、経常費用は1,371万3,811円、よって2018（平成30）年度の掛川市負担額は1,236万6,883円となっている⁷⁹。多額の費用がかかっているが、観光客のために便利であるだけでなく、地元住民にとっても、小学校への通学、運転できない高齢者の買い物や通院のために役立っている。また、少しでも多くの乗客に利用してもらうために、2019（令和元）年6月17日からは、平日1日4便であるが、比較的住民が多い「家代の里」経由の路線を新設した⁸⁰。

(3) ねむの木学園への視察者数の推移

ねむの木村へは、多くの観光客が訪れているが、ねむの木美術館や吉行淳之介文学館に立ち寄らない観光客も多いため、その実数を確定することは難しい。そこで、図4にあるように、ねむの木学園への視察者数について調査した。その結果、ねむの木学園への視察者数は、2008（平成20）年をピークに減少傾向であったが、2017（平成29）年には微増ではあるが増加している。

⁷⁶ 掛川市役所財政課に問い合わせたところ、20年以上前の事業であることから詳細な資料が残っておらず、可能な範囲で抽出したものである。2017年7月6日財政係より情報提供。

⁷⁷ 実際には、国土地理院の地図を利用したHPで図2と図3を作成した。

⁷⁸ 掛川市HP「掛川市自主運行バス（市街地循環線以外）時刻表・運賃表」桜木線による。

⁷⁹ 掛川市HP「掛川市の公共交通」資料 平成30年度負担分 公共交通収支状況（PDF）による。

⁸⁰ 掛川市HP「掛川市自主運行バス（市街地循環線以外）時刻表・運賃表」桜木線による。2019年10月9日掛川市生涯学習推進課地域交通係より情報提供。

(4) 知連山中地区における住民数推移

住民への聞き取り調査を実施し⁸¹、1960（昭和35）年から2010（平成22）年まで10年毎および2019（令和元）年8月における当地区の人数と世帯数を図5にまとめた。

(5) 知連山中地区住民への聞き取り調査

ねむの木村について、地元住民を対象として、移転前と移転後に分けて、意識調査を実施した⁸²。その結果、表8にあるように移転後の方がより評価が高いことがわかる。理由については、複数回答であるが、道路が広がったことへの評価が圧倒的に高い。また、ねむの木村設立後に移ってきた住民にもアンケートを実施し、表9にまとめた。

(6) 分析結果

本調査では、(1)から(5)の結果を図4、図5、表8、表9で示したことにより、以下のことが明らかになった。

①インフラ整備：道路拡幅と上水道敷設による利便性の向上

道路については、移転前は1車線であったが、移転に伴う道路拡幅によって2車線となり、大型の観光バスも通れるようになった。このことに伴って自動車のすれ違いもできるようになったため、表8の住民へのアンケート調査においても利便性の向上について高評価であった。また、それまでは上水道がなく、湧き水や井戸水をろ過して飲み水としていたが、ねむの木学園の移転によって知連山中地区の住民全戸へ上水道を引くことができるようになったため、安定的な水の確保が可能になった。

②定期バスの運行による利便性の向上

ねむの木学園への視察者や観光客のために、掛川市では補助金を出して掛川市自主運行バスを運営している。ねむの木学園移転前は、坂下地区までのバス運行であったが、その奥である知連山中地区へもバスが運行するようになった。このことは、小学生の通学や高齢者などの免許を持たない住民にとっては非常に便利であるといえる。

③来訪者増加

①の道路拡幅による利便性の向上にもよるが、図4のねむの木学園への視察者数から明らかのように、近年でも少なく見積もって年5,000人前後がねむの木村を訪れている⁸³。

⁸¹ 掛川市役所市民課に問い合わせたところ、上垂木より小さい地区での調査はしていないということが判明した。知連山中地区は上垂木の一部のため2017年8月7日～13日と2019年8月15日に筆者が調べ、図5にまとめた。

⁸² 地元住民64人のうち、26人（移転前からの住民22人、移転後に移住してきた住民4人）に調査することができた。移転後に移住してきたのは2世帯5人である。2017年8月11日～15日に筆者が調査し、表8と表9にまとめた。

⁸³ ねむの木学園から2017年8月6日と2019年8月9日に筆者に情報提供したものを図4にまとめた。

④住民数と世帯数の増加

図 5 によると、1960 年から 1990 年にかけて人数は約半減し、世帯数も減少している。ところが、1990 年に住民数 69 人、世帯数 19 戸であったが、1997 年のねむの木村移転後の 2000 年には住民数 78 人、世帯数 21 戸と、1960 年以降で初めて増加している。現在は、調査した中では最低数であるが、ねむの木村に住む障害児・障害者 75 人、勤務する教職員 80 人（居住している教職員もいる）⁸⁴を加えれば、1960 年と比べると住民数は多い。

⑤住民の意識の変化—特に障害者理解の深化—

表 8 にあるように、移転前に比べて実際に移転後の方が高い評価をしている。この中で、障害者への理解が深まったという人が 2 人いた。これは、選択式の回答でなかったため、思いつかない人もいたと推測できるが、実際に障害者と地元住民が談笑している姿を見かけることは多い。また、ねむの木のお店を利用する人もいるということである。さらに、日曜日限定ではあるものの、地元住民でパン屋を開店した人もいる。否定的な意見が皆無というわけではないが、利便性だけでなく、意識面での変化も見逃せない。

また、榛村元掛川市長へのインタビュー調査（表 7）からは、上記に加えて次のような変化があったということである。

⑥地域住民の勤務先の確保

地域の人たちで、ねむの木学園で過去に働いていたり、現在働いている人たちがいる。職場が近いため通勤に便利であり、農業をしていた経験を生かして樹木の手入れや草取り、掃除や洗濯や文化施設受付など様々な職種があるため、高齢になっても働きやすいということである。

⑦情報収集の迅速化

ねむの木学園移転前は、朝刊も夕刊も同時に翌日の昼前に郵便で配達されていた。宮城がそのことに異議を唱えたため、通常のように朝刊は朝、夕刊は夕方に配達されるようになり、情報収集がより迅速化したといえる。

3.3 掛川市ねむの木村

3.3.1 ねむの木村の施設

静岡県掛川市上垂木知連山中地区にあるねむの木村は、桜木池付近の約 84 ヘクタールの土地の一部に福祉施設や校舎、実習用のお店、文化施設を設けている。ねむの木村の景観については、図 6-1 と図 6-2 にまとめている。また、他の施設との比較として表 10-1

⁸⁴ 2019 年 8 月 15 日にねむの木学園の職員への問い合わせをしたところ、年平均した障害児・者が 75 人、教職員が 80 人ということである。

にねむの木学園の概要を表にしている。社会福祉法人ねむの木福祉会が運営する障害児や障害者が暮らす福祉施設は、「障害児入所施設⁸⁵ねむの木学園 やさしいお家」、「障害者支援施設ねむの木学園 星に祈る」、「障害者支援施設ねむの木学園 感謝の心」の3施設である。また、学校法人ねむの木学園が運営する学校は、「特別支援学校ねむの木（小中学部、高等部）」である。障害児や障害者が実習する施設として、「雑貨屋さん」、「糸屋さん」、「お花屋さん」、「ガラス屋さん」、「ガラス工房」、「森の喫茶店 MARIKO」、「ねむの木やさしいお店」がある。文化施設として、2つのねむの木こども美術館（「緑の中」、「どんぐり」）と「吉行淳之介文学館」がある。美術館には、障害児や障害者が描いた絵画が飾られており、その絵は、カレンダーや絵葉書や画集やタオルやコップやお皿などとして販売されている。文学館には、茶室「和心庵」があり薄茶をいただくことができる。また、ゲストハウスとして、「ねむの木 MARIKO ガーデン」がある（宮城 1999、pp.292-325）（表 10-1、図 6-1、図 6-2）。

2019（令和元）年に92歳になった宮城は、70歳の時に29年間過ごしてきた浜岡町を離れ、この地に理想の村をつくり始めた。掛川市に移転を決めてから、地権者宅を一軒ずつ訪問し、土地買収に約12年の歳月を要した。村づくりにかけた事業費は約22億円、国や県の補助金が約7億円で、残りの15億円のうち約7億円が借金ということであった⁸⁶。浜岡町で29年間、ここ掛川市上垂木で22年間、2019（令和元）年で設立から51年目となる。この村は、成長した子どもたちの自立の場であり、もともとそこに暮らしていた地域の人々や、ねむの木村に移転したときに新たに大人の障害者施設に入所してきた人々もいる。地元住民でねむの木村で働いた人や現在でも働いている人もいる。宮城は、1968（昭和43）年のねむの木学園設立から間もない頃、オランダにある障害者の地域共同体ヘット・ドルブを訪ねたとき、大勢の障害者が仕事を持ちながら税金を払っていると誇り高く話しているのに感銘を受けた。そこは、健康な人と身障者といわれる人が全く同じように住んでいる場所であった（宮城 1975、pp.31-33）。ねむの木学園の「こどもたち」が大人になったとき、ヘット・ドルブのように暮らせたらという思いは、このねむの木村につながっている。ねむの木村は、未だ村づくりの途上にある。ねむの木美術館どんぐりの東側には、新たな公園を造成したばかりである。障害者も健康な人も同じように暮らすことのできる地域、そこに宮城は様々な樹木を植林している。春には桜や黄色い

れんぎょう
連翹、白色の小手毬や大手毬や雪柳が咲き、初夏から夏にかけては、若葉から深緑に包まれる。秋には、黄色から赤色までにいたるグラデーションの紅葉もみじや楓かえでや満天星躑躅どうだんつっじが彩り、オレンジ色の屋根や草の生えた屋根に白い壁の建物が立ち並ぶ場所

⁸⁵ 旧肢体不自由児療護施設である。障害児入所施設には医療型と福祉型があるが、ねむの木学園は福祉型障害児入所施設である。

⁸⁶ 「70歳・宮城まり子さんの夢『ねむの木学園』育って村に」『朝日新聞』1997年6月26日付夕刊、p.1。

である。宮城は、ブリュージュの写真を見せながら、施設の建物の外観はベルギーのブリュージュを参考にしたことを教えてくれた（表 6-2）⁸⁷。このように、ヘット・ドルプを参考にした村づくりの努力は、22年の歳月を経て、現在、自然豊かな地域共同体として実現している。

3.3.2 ねむの木村の活動

ねむの木村に住む障害児（者）は3歳から73歳まで74人⁸⁸、勤務する教職員は約80人⁸⁹である。

先行研究で明らかのようにねむの木学園は障害児（者）が生活する施設であり教育の場である。ねむの木村ホームページ⁹⁰から教育方針・運営方針の概略とモットーを紹介する。

ねむの木学園の教育方針・運営方針（概略）

- (1)集中感覚教育：絵画・音楽・ダンス・詩・作文・茶道・工芸など感性の育成重視
- (2)生活指導と学校教育の一体化
- (3)無学年制の教育
- (4)環境の整備におけるこまやかな配慮：建物、家具、日用品など生活環境を重視
- (5)家族としてのねむの木学園：「お母さん」学園長、「お兄さん、お姉さん」教職員、こどもたち⁹¹
- (6)積極的な対外活動：国内外における美術展やコンサート
- (7)ねむの木村の建設：健康な人も障害をもつ人も、あらゆる人が互いに助け合いながら文化的な生活をおくることのできるコミュニティねむの木村の建設

ねむの木学園のモットー

オープンクラス（小中学部）

やさしくね
やさしくね
やさしいことはつよいのよ

高等部

わたしたちは
造形の神のたまわれた試練を
恩恵とうけとり
あらゆる困難にたえ

⁸⁷ 2017年9月20日筆者インタビュー。表6-2参照。

⁸⁸ 「ねむの木50年 1000人祝う 宮城さん『みなさんのおかげ』『読売新聞』2018年10月29日朝刊、p.25。

⁸⁹ ねむの木学園の職員からの情報であるが、多少の入れ替わりがあるということである。2019年8月15日に調査。

⁹⁰ ねむの木村 HP「ねむの木学園の教育方針・運営方針」

⁹¹ 宮城は、ねむの木学園の障害児（者）たちをこどもたちと呼んでいる。宮城に倣って、ねむの木学園の障害児（者）たちを「こどもたち」と記述することとする。障害学の本といわれている『生の技法』では、職員が入所者を子供扱いする傾向を批判している（尾中1990→2012、p.162）が、宮城はねむの木学園で育って大きくなり大人になっても自身のこどもということ、で、「こどもたち」と呼んでいる。

楽しく 強く そしてたよることなく
やさしく あくまでもやさしく
感謝し ものごとに対処し
根気よく 自分の造形に挑戦したい
心おどるであろう
これがわたしたちのやったことだと

ねむの木学園の特徴を整理すると、次の7点が挙げられる。

まず第一に、ねむの木学園は、家族を目指しているということである。

しかし、実際には、生活の場としてのねむの木学園は施設である。前述したように、1970年代または80年代の施設では、「虐待」と「待遇の悪さ」が改善されたとしても、「管理」と「隔離」という課題が残ったと述べている（尾中 1990→2012、pp.161-164）。しかし、その後の福祉関係者のたゆまぬ努力から、それまでとは大きく異なる施設が作られるようになった（尾中 1990→2012、p.184）とも書かれている。「管理」が主に時間的な拘束だとすれば、「隔離」は主に空間的な拘束と考えられる。そこで、まず施設として1968年に設立されたねむの木学園の「管理」と「隔離」について、検討していきたい。

例えば、ねむの木学園では宮城と一緒に寝て特別な事情があるとみんなで夜お菓子を食べたりするということがある（宮城 1983、p.150）。また、昨年（2018年5月31日～6月1日）は、教職員も含めて全員で浜名湖へ春の遠足へ行った。時には「こどもたち」の心情に沿って、規則やスケジュールとは違っても、慰めたり、楽しんだりするようなことを、宮城は行っている。

また、宮城は、ねむの木学園における家族に関することについて、次のように書いている（宮城 2012、pp.156-157）。

ねむの木学園に、お家の場所（施設）と学校の場所、ふたつ作ってよかった。（中略）でも、この家、お父さんがいない。おかあさんは私だ。だから、教職員は お兄さん、お姉さんだ。（中略）私がなぜ自分のことをおかあさんとひらがなで書くか、それは母でないから、母を持つ子に悪いから。

そのような宮城に対して、養育する家族がいないため、子どもの時からねむの木学園で生活しているとしみつ君からファクシミリが届き、そこにはこう書かれていた（宮城 2012、p.87）。

ぼくがついているからねまもってあげるからね。まりちゃん、まり、まりちゃん。としみつおにいちゃんより。ぼくが、ちっちゃいおじいちゃんになるまでまりちゃん。元気だね。

このように、宮城と「こどもたち」の間には、強い信頼関係があり、もちろんそれは宮城からの一方的なものではないことがわかる。

さらに、「こどもたち」は、「森の喫茶店 MARIKO」ではウェイターやウエイトレスとして働き、茶室「和心庵」では呈茶をし、自分たちが制作した品物を「雑貨屋さん」、「毛糸屋さん」、「お花屋さん」、「ガラス屋さん」などで販売するとともに、店員としても働いている。また、ステージでコーラスやダンスを披露するために出掛けたり、東京の宮城の家に滞在したり、海外を含めた各地の絵画展覧会に参加している。

つまり、空間的にも時間的にも拘束されない時を過ごすことができている。したがって、「管理」と「隔離」とは別の価値観で、ねむの木学園は運営されているといえる。それは、どちらかといえば家族としての動きに似ている。

ねむの木学園が家族を目指していることを証明する事例がいくつかある。1つめは、宮城は、暮れからお正月にかけて家に帰れない子と一緒に東京の家で過ごし、おせち料理をつくり、一緒に寝ている（宮城 1983、p.14）。2つめは、1978（昭和 53）年元旦の職員への手紙によると、最初はプラスチックの食器を使っていたが、宮城の提案で瀬戸物の食器を使うようにした、というように日用品にもこだわって生活している（宮城 2007a、pp.210-211）。3つめは、一人ひとりの障害者たちをよく見守り、本に書いている。例えば、耳のとおい横田のおじちゃんと、言葉のあまりない成君。夕方、松の木とねむの木に囲まれたねむの木学園の門のところで、車（注：輪が一つの土運びの車）に乗った成君と、それを押すおじちゃんを見ると、ああ、あそこに幸せがあると思う（宮城 1973、p.17）と、書いている。4つめは、毎年恒例の運動会⁹²では、ねむの木学園の「こどもたち」と教職員はもちろんのこと、来場者全員に毎年「かぐや姫弁当（図 6-2）」を振る舞っている。それは、面会に来てくれた保護者がいる「こどもたち」は手作りのお弁当があるのに、そうでない「こどもたち」がいるということを宮城が知って、「競技が痛々しく見えるのはよくない」と考え、「全員、同じお弁当にしましょう」と家族に言って、始めたのである（宮城 2012、pp.245-246）。ねむの木学園が家族を目指していること示すような同様の事例は、この他にも多数ある。

それでは、宮城が最も重要だと考えていることは何であるのか。宮城は自身が教えたい最大の理想を次のように語っている（宮城 1999、p.119-120）。

サリバン先生が三重苦のヘレン・ケラーに愛を教えたように、形ない愛こそ私が教えたい最大の理想です。＜やさしくね。やさしくね。やさしいことは強いだよ＞。この言葉を私はいつも職員やこども達にささやきます。

⁹² 毎年 10 月の下旬の日曜日に運動会を実施している。この運動会には、保護者やねむの木学園関係者だけでなく、地域の人たちやねむの木学園を応援する人たちが、毎年参加している。

実際に宮城へのインタビューの中で「お一人でねむの木学園を作られ、そして続けてこられた一番の原動力になったのは何でしょうか」という筆者の質問に、宮城は「愛、愛、愛、愛、子どもへの」と答え、続けて「それでは、子どもたちに一番与えたいものは何ですか」と聞くと「愛、愛されているしあわせ」と語ってくれた(表 6-1)。宮城は、「愛」という言葉で表現しているが、山極の言う非互酬的な場である家族、つまり、自分の時間を分け与え、対価を期待せずに、ともに長い時間を過ごす相手が家族であるならば、まさしくねむの木学園は家族そのものである。

第二に、ねむの木学園の教育方法の特徴として、集中感覚教育、生活指導と学校教育の一体化、教育無学年制が挙げられる。

まず、集中感覚教育で学ぶ美術や茶道等では「こどもたち」が自己表現できるように成長し、自己肯定感やコミュニケーション能力を育成している。宮城(1985b, p.141)は、「(ダンスは)絵と同じ、歌と同じ、国語と同じ、茶道と同じ、上手にとは少しも思わない。けれども、その子の可能性をみつけるため、なんでも挑戦する」と述べている。つまり、一人ひとりの隠れた才能をみつけ、伸ばすとともに、それが自信となって自己肯定感を高め、コミュニケーション能力を育成し、より良い人生をおくることができるように多くのことに挑戦させているのである。そして、このような経験が、個々人の主体性を引き出している。

ねむの木学園については、絵画についての評価が特に高い。ねむの木学園では日本だけでなく海外でも多数の展覧会を開催し⁹³、ねむの木村にある二つの美術館を訪れる人も多い。宮城は、画集において次のように述べ、絵の持つ可能性について言及している(宮城 2005, p.130)。

絵は、翻訳もいらないし、どの国の言葉でも説明はいらぬ。絵、そのものが語りかけ、言葉をはなし、感情を表現するから、どの国に行っても、絵に関する教育は、重視されていると思った。(中略)絵は一つの表現手段であるが、ものごとを認識したり、相手にかたりかけたり、自分が感じたことを描いたりするだけでなく、生きていくことに、つながることだ。

つまり、どこの国でも絵そのものが語りかけるから、誰とでもつながることができるのであり、それが生きていくことにつながると、宮城は言っている。

それでは、そのような絵の指導法とは具体的にはどのようなものなのか。宮城は、友人で画家の谷内六郎⁹⁴が絵を描く横で、「こどもたち」も絵を描くようにした。「絵も、手を出したり、口を出したり指導しては、子どものものじゃない。一生懸命描いている人を見ることが素敵な教育だと思うの(宮城 1985b, p.190)」と宮城は職員会議で話した。

⁹³ ねむの木村 HP「学園小史」には、2018年7月15日～7月22日第107回「ねむの木学園のこどもたちとまり子美術展」とあるように、50年で100回以上の美術展を開催している。

⁹⁴ 画家(1921-1981)。『週刊新潮』の創刊号から表紙絵を亡くなるまで25年間担当。

また、「すてきな絵は、子どもたちのかいたものですけれど、私は九年間、刺激だけしてきたのです。手を入れたり、なおしたりしているんじゃないんです（宮城 1985a、p.119）」とも書いている。つまり、先行研究にもあった「こどもたち」の主体性を大切にしながら、宮城たちが「お手伝い」をするという指導法だからこそ、ねむの木学園の「こどもたち」の描く絵は一人ひとり違う。また、その一人ひとりの絵もずっと同じではなく進化している。さらに、ねむの木学園の「こどもたち」は、画集だけでなく、詩集も出版している⁹⁵。

それでは、そのような絵を描き、詩を書く感性をどのように育てたのか。宮城は自らが感動するような自然に出会ったときは「こどもたち」に向かって次のように大声で叫んでいる（宮城 1985b、p.142）。

みてごらん、こどもたち、みてごらん。太陽が沈むよ。夕焼けのなかを、人が歩いているのが、あんなにみえるわ。私のところから、あなたたち、太陽に輝いて、金色よ。金色の顔よ。キイロのアノラックと、ジーンズのブルーがすごくきれい。

また、そのような自然に「こどもたち」が出会えるようにもした（宮城 2012、p.231）。

日本海に沈む夕日を見せてあげたくて、その時間に合わせ海に行ったら、雲がいっぱい、その姿は見せてあげられなかった。砂丘は歩けず、車の中から見ると私は、海辺に立ち、日本海のシルエットになった絵を描く子どもたちが、きれいで、かわいかった。

そして、宮城は、自分の思いを手紙に書いた（宮城他 2014、p.45）。

やさしい風の秘密、一つ教えてあげるね。
少しでも、少しでも、素敵なことをさがしてゆく。
毎日の中に、とってもキラキラ光るものがあるから、素敵なところをメモしておいたら、楽しいから。素敵なもの、ひろったら、メモなさいね。素敵なものを見つけたら、それを大切になさいね。

また、絵を描くときには「いいね、感じた事 そのまんま、絵にしてね。感じたことは、感じた人に通じる言葉があるのよ（宮城 2007c、p.90）」と語りかけ、宮城が感じたことをその都度「こどもたち」に伝えている。宮城は「詩も、感じさせるお手伝いはしても、詩を、意識して書かせちゃいけないわ、雲も、木も、花も、人間も、自分と同じに感じるのが、詩人なら、あの子たち雲君だわね。友達なのよ（宮城 1985b、p.190）」と職員に向けて語りかけている。

⁹⁵ ねむの木村 HP「関連図書」によると『画集 ねむの木の詩 第1集 はじめての画集』、『画文集 としみつ』、『画集 ねむの木学園こども美術館』など画集10冊、『詩集 たかひろ』を出版している。

つまり、感性を育てるためには、宮城や職員が少しでも素敵なことを探す。そして、「こどもたち」にも自然を見せ、伝え、「こどもたち」自身が自分から素敵なことを探せるようにする。そして、感じたことをそのまま絵に描き、詩に書くように促すのである。

さらに、絵を描くための道具も障害者が使いやすい道具を選んでいる。宮城は、次のように書いている（1983、p.46）。

私は、その子の能力と、その日の体力に合わせて、いろんな大きさの紙を用意している。えのぐは、いま、マジックペンを使っている。それまで、クレヨンやクレパス、色えんぴつ、水彩など、いろいろ使ってみた。障害のない子ならいいけれど、今までの画材は無理だった。それで、マジックペンに落ち着いた。

このように、宮城は、その子に合った道具を試行錯誤しながら選んでいる。ただ、すべての「こどもたち」がマジックペンを使うと決めたのではなく、マジックペンでは物足りなく感じて退屈している「こども」に油絵が楽しそうにみえてほしくて、宮城自らがその「こども」の傍らで油絵を描きつづけたこともある（宮城 1985b、p.43）。

この感性を磨く集中感覚教育、教育と生活の一体化、無学年制で徹底的に学ぶことの三つの教育方法を使い、一つのことをやり続けることによって、いつでも再現し、応用できるような力を身につけるようにしている。例えば、家庭科で一年間ホットケーキを作ったのだが、一学期の最初は市販の粉を使ってホットケーキを焼き、それを何週か続けた後、市販の粉をやめて、メリケン粉⁹⁶、ふくらし粉、玉子、お砂糖の材料を量ることから始めた。二学期は、熱いフライパンを持つための鍋つかみを作り、三学期はまたホットケーキを作り始めた。「一回やって、次のはって、ほかのことに変えても、頭の中には入らないし、ただ面白かったで終わるから、それを一年間続けてやってみた」そして二年目はジャム作り。そうしたら、ある年のクリスマスに自分たちで直径30センチくらいのホットケーキを何枚もつくり、イチゴを中にはさみ、重ねて、クリスマスケーキをつくった。バターで、メリークリスマスとかき、その上に、砂糖をかけイチゴで飾った。宮城は、それを見てうれし泣きしたということである（宮城 1983、pp.204-206）。茶道も同様に学んだからこそ、いつでもすぐに呈茶を行うことができるのである。

これらのことは、感性を磨く集中感覚教育、教育と生活が一体化していること、教育無学年制で徹底的に学んだ成果といえる。

第三に、ねむの木学園で学んだ「こどもたち」自身が、主人公としてねむの木学園を盛り立てている事実がある。2018（平成30）年のねむの木50周年記念運動会には、1,000人が訪れた⁹⁷。そこで披露したのは、ダンスや茶道など日頃「こどもたち」が学んでき

⁹⁶ 宮城はメリケン粉と記述しているが、小麦粉のことである。

⁹⁷ 「ねむの木50年 1000人祝う 宮城さん『みなさんのおかげ』『読売新聞』2018年10月29日 p.25。

た演目である。これらの教育実践は、ほんの一部である。宮城は、これまで思いつく限りの教育方法で多様な教育実践に取り組んできた。このような教育実践によっても、主体性が育ったといえる。

第四に、「こどもたち」の作品を使って、外部の人たちと交流できる施設を作り、そこで「こどもたち」が働けるようにしている。また、「こどもたち」が描いた絵をモチーフとした絵葉書、カレンダー、タオルやコップ、お皿などに加え、「こどもたち」が織ったショール、作成したガラスの雑貨類等も販売している（図 6-2）⁹⁸。宮城は、職業について次のように述べている（宮城 2007a、p234）。

私は、職能専門高等学院っていうのをつくりました。だって、中学を出て、まだハンディキャップをもつため、自立できない子は、高校で学び、職業を身につけるため、必要なのです。今はね、機織りがさかんです。

ねむの木学園では、教育や訓練によって技術を身につけるが、工場で製造する部品ではなく、機織りによってそれぞれが工夫して織った作品をショールにし、また描いた絵を、絵葉書やカレンダー、タオルやコーヒーカップなどの製品にして、販売している。つまり宮城は、障害児や障害者自身が個々の能力を磨いていくことによって、自立するよう願ったといえる。

第五に、ねむの木村では、元々の自然を生かしながら、より豊かな自然を目指して植林し、施設もその自然に調和するように建設することによって、多くの人びとが訪れている。そして、美術館や文学館の入館料、および入館者が製品などを購入することによって収入を得ている。そのことについて、次のように記している（宮城 2007a、p.2）。

この土地をゆずっていただくのに、何軒のお家を廻ったことでしょう。機械をいれたら岩ですよっていわれて仰天したことも。でも、十年たって、こんなにたくさん建物が建って、杉の木も多すぎるのは、買って伐採して杉花粉退治をやりました。桜や梅やそして、ずっと雪柳と連翹と小手鞠、大手鞠を植えました。

ほとんどの建物は、オレンジ色の屋根や白い壁である。美術館「どんぐり」については、ヨーロッパの田舎の景色を思い浮かべたようである（宮城 2007a、p.16）。

二つ目の、こども美術館を建てました。ユニークな建築で知られる藤森照信氏の設計の美術館です。ちいさな模型ができて見せていただいたとき、私は、国際赤十字の映画祭で、ブルガリアのヴァルナに行ったときのことを思い出しました。白い一軒のサイロ、黒っぽい屋根。けれど、壁は土でつくられたもので、日本の漆喰のような感じで、真っ白でした。

⁹⁸ 図 6-2 の「こどもたち」が描いた絵を使った、タオル、包装紙やコーヒーカップの写真参照。

そして、出来上がったばかりの美術館の壁を前にして、「こどもたち」に語り掛けた（宮城 2007a、p.18）。

さあ、次は土地を決めたとき、藤森さんがおっしゃった、子どもたちの絵を壁に描くことです。建物全体の美しさを絵がこわさないように、一面に敷いた芝生が緑になったとき、絵が浮かないように、子どもたちに言いました。「芝生からつづいている心でかいてね」

豊かな自然に抱かれた美術館の白い壁には「こどもたち」が描いた草花が咲き（図 6-2）、美術館のなかにはねむの木学園の「こどもたち」の絵が飾られ、多くの人たちが訪れている。

第六に、旧優生保護法とは違う価値観で、宮城はねむの木学園を運営してきた。旧優生保護法（1948年～1996年）によって強制的に不妊手術を受けさせられた人たちに対して、2019年（平成31）年4月24日強制不妊救済法が成立した⁹⁹。一方、宮城はかつて次のように書いている（1983、pp.231-232）。

このこどもたちが大人になるとき、一日も早くねむの木学園のそばに、彼と彼女のための結婚して住む家建て、郵便局をつくり、美しい砂丘を守り、街の人々を子どもたちが運営する工場に働いていただくために迎え入れて、ともに生きていけるようになりたい。

宮城が制作した映画にも「こどもたち」の結婚式のシーンがあった¹⁰⁰。

第七に、ねむの木学園を作ることによって、それまでなかった制度が作られることになった。宮城は、1960年代当時、身体障害児で家庭に恵まれない子どもには学校教育と生活の場が与えられておらず、法律も制度もないことを知り、ねむの木学園を設立した。つまり、先行研究で明らかになったように、1968（昭和43）年設立のねむの木学園は、日本で初めての肢体不自由児養護施設である。

宮城は、1972（昭和47）年に、全国の養護施設長の会で、学力はあっても、高校進学へのお金は来ないので道は閉ざされていると教えられたのであるが、それはおかしいと考え、首相官邸に、総理大臣（田中角栄）に逢いに行き、児童福祉法の改正、職員のベースアップを要求した。その結果、1973（昭和48）年1月、官房長官より、前年の返事として官邸に呼ばれ、教えられた。それは、①養護施設の（その他の児童施設の子どもたちに、高校進学の道を開くための）措置費アップ。②施設職員給与引き上げ（大卒の職員給料は3万円台へ）。③山口、大阪、北海道、長崎に肢体不自由児養護施設（公立）設置予定ということであった（宮城 2012、p.219）。

⁹⁹ 「強制不妊救済法が成立 対象外の被害者どう対応 旧優生保護法改正前手術に限定」『日本経済新聞』2019年4月25日付朝刊、p.38。

¹⁰⁰ 宮城まり子監督作品（1974）、映画「ねむの木の詩」。

その後、1979（昭和 54）年に、ねむの木学園のような肢体不自由児養護施設は、制度上、肢体不自由児療護施設という新しい施設形態として認められた。このことについて、元厚生省児童家庭局長の竹内嘉巳は、次のように述べている（宮城 1983、pp.11-12）。

彼女の「ねむの木学園」は、むしろ肢体不自由児施設がより適切であり、彼女もそれを期待したが、同法に基づく、省令児童福祉施設最低基準第 92 条の 9 には、「肢体不自由児施設は医療法に基づく病院であること」とされているため、事実上不可能となり、やむを得ず養護施設として昭和 43 年に認可されたのである。しかし、養護施設では職員の定数など、肢体不自由児を入所させる「ねむの木学園」としては実態にほど遠いため、厚生省は「肢体不自由児養護施設」という特例を局長通知で定め、不十分ながら宮城まり子の要請を受け入れてきたという経緯がある。こうして「ねむの木学園」は児童福祉施設として発足したが、養護施設という基本型から抜け出せないため、措置費（施設運営費）上不利は免れず、彼女は「ねむの木学園」を病院でなくとも何とか肢体不自由児施設として法的に認めてもらうということが発足 10 年来の念願であったが、これは昭和 54 年 5 月から省令改正により「肢体不自由児療護施設」という新しい型の施設形態が制度上公式に認められ、やっと念願の一つをかなえたわけである。

このようにして、1979（昭和 54）年に、ねむの木学園は肢体不自由児療護施設という特別の施設として制度上公式に認められることによって、措置費（施設運営費）上、不利ではなくなった。この肢体不自由児療護施設は、ねむの木学園を含めて全国で 7 か所の施設ができたが、そのことについて次のような記述がある（宮城 2012、pp.221-222）。

肢体不自由児療護施設は、1979 年 5 月 1 日から法律体系に位置付けられたもので、全国的にも 7 か所ほどの数少ない施設である。本県唯一のこの種の施設である創立者本目眞理子が、肢体不自由児に学びの城を、との強い願いから、昭和 43 年 4 月 1 日、児童福祉法に基づく養護施設の措置費では運営が極めて困難なため、毎年児童の措置の特別基準を設定し、この運営に対応してきた。

その他、他の府県においてもこの種の施設が設置されるに伴い、国の法律も改正され今日に至ったものである（「静岡県社会福祉のあゆみ」より）。

したがって、宮城がねむの木学園を設立することによって、身体障害児で家庭に恵まれない子どもにも、全国で 7 か所と少ないながらも、学校教育と生活の場が与えられるようになったのである。つまり、宮城がねむの木学園の活動をすることによって、新しい制度が作られたのである。

ここで挙げたねむの木学園の特徴は、次の 7 点である。①ねむの木学園は、家族を指している、②ねむの木学園の教育方法の特徴として、集中感覚教育、生活指導と学校教育の一体化、教育無学年制が挙げられる、③ねむの木学園の学んだ「こどもたち」自身が主人公としてねむの木学園を盛り立てている、④「こどもたち」の作品を使って、外部の人たちと交流できる施設を作り、そこで「こどもたち」が働けるようにしている、⑤ねむの木村では、元々の自然を生かしながら、より豊かな自然を目指して植林し、施設もその自然にうまく合うように建てることによって、多くの人々が訪れている、⑥旧優生保護法

とは違う価値観で、宮城はねむの木学園を運営してきた、⑦ねむの木学園を作ることによって、それまでなかった制度が作られることになった。

第4章 比較対象としての施設・活動

宮城は、歌手で女優でありながら、ねむの木学園を創設した。本稿では、宮城とはまた異なる障害者との関係をもつ人が創設した施設・活動を調査し、比較する。それによって、ねむの木学園の特徴をより鮮明に分析できると期待できる。一つめは宮城が理想としたオランダ（図7-1）のアーネム市¹⁰¹（図7-2）にあるヘット・ドルプ、医師が創設した施設である。二つめは宮城とともにヘット・ドルプを訪問した医師中村裕が創設した大分県別府市にある太陽の家、そして三つめは家族—障害児の母親—が創設した静岡県浜松市にあるクリエイティブサポートレッツである。表10-1においてねむの木学園とヘット・ドルプ、表10-2において太陽の家とクリエイティブサポートレッツを比較している。また、図8はヘット・ドルプ、図9は太陽の家、図10はクリエイティブサポートレッツの外観を写真で紹介している。

4.1 医師が創設したオランダにある理想の村ヘット・ドルプ

宮城が理想とした施設は、オランダの南東のアーネム市にあるヘット・ドルプである（表10-1、図8参照）。50年以上前に建てられた施設について、現在の状況を調査すべく、筆者は、2018（平成30）年8月下旬にヘット・ドルプを訪問した。訪問して、設立当時と現在とでは、ヘット・ドルプが大きく変化しているおり、その変化は現在も続いていることが判明した。そこで、ヘット・ドルプについては、創設当時と現在とに分けて、記述する。

4.1.1 創設当時のヘット・ドルプ

まず、宮城まり子の活動として、注目しておきたいことがある。宮城は、1975（昭和50）年3月21日に近畿放送のテレビ番組「まり子のチャリティ・テレソン」（以下テレソンと略す）（宮城1976、p.221）で、日本で初めてのチャリティ番組を試みた。同様のチャリティ番組である現在の日本テレビの24時間テレビ「愛は地球を救う」は、1978（昭和53）年から毎年8月末に生放送されている長寿番組¹⁰²であるが、その3年前のことである。宮城は、テレソンの中で、オランダのヘット・ドルプについてこう紹介している（宮城1976、p.65）。

その村は、アーヘム。オランダのアムステルダムから電車で1時間、ドイツのほうへ行ったところにありました。豊かなブナの木立と、それに調和したレンガの建物の美しいところでした。村の中に一歩はいると、すぐ電動の車イスが目につきました。（中略）ヘット・ドルプ—この村は身障者の村なのです。

¹⁰¹ 地図にはアルムヘムと記述してある。

¹⁰² 日本テレビ24時間テレビ愛は地球を救うHP「ヒストリー」参照。

1962（昭和 37）年の 11 月のことでした。ここにあった身障児センターのクラブ・ウェルクス院長は、新しい身障者の村を建設する必要性を国民に訴えました。オランダには、たった一局しかない国営のテレビ局を通じて 23 時間——。集まったお金は、2100 万ギルダー、日本円にして 25 億円です。この浄財をもとにしてこの村がつくられたのです。

いま、ヘット・ドルプには、教会、劇場、美術館、マーケット、ガソリン・スタンド、郵便局、交通公社、そして数多くのアパートふうの 2 階家が並んできます。44 エーカー、17 万平方メートル、そこには 413 人の身障者といわれる人たちがいます。

宮城は、この他にも自身の著書（宮城 1983、pp230-231；宮城 1985b、p273；宮城 1999、pp107-109）や講演（宮城 1975、pp.31-32）やインタビュー（宮城 1978、p.91）などの中で、ヘット・ドルプについて何度も話し、そのヘット・ドルプを理想として建設したのがねむの木村である¹⁰³と述べている。例えば、「私はスウェーデンやイギリスやフランスなどいろいろな国に福祉の勉強に行かせていただきましたが、なぜかこのヘット・ドルプが目標にあるのです¹⁰⁴」と書いている。宮城は、ヘット・ドルプで出会った車椅子に乗った 34 歳だというある男性に収入について聞いてときのことを、次のように記述している（宮城 1999、pp.108-109）。

ある男性に収入について聞いてみたら「週給 300 ギルダー（1 ギルダーは約 120 円）、そのうち 1 割は税金だ」とのこと。

この身体障害者村には、障害者以外の人も住んでいますが、互いに同等の立場を守っています。（中略）私は「ねむの木」のあの子達にも、将来、こんな生活をさせたいのです。日本中の障害者が自立できるまでは国民みんながみる。寝たきりの重症者は国がみる。たんなる同情や、おめぐみでみるではありません

前述したように、宮城が理想とした施設がオランダのヘット・ドルプであったため、筆者はヘット・ドルプについて書かれた論文を探し、“*Missing Pieces: A Chronicle of Living With a Disability*”（Zola 1982→2004）という本を見つけた。この本の翻訳本は出版されていないが、その一部が杉野昭博により日本語に訳されている。題名は『忘れていた自分—障害とともに過ごした日々』である。この著書の中でゾラは、1972 年の 5 月に、オランダのアーネム市郊外のヘット・ドルプという肢体不自由者施設に一週間滞在した体験を、自らの障害者としてのアイデンティティの回復として記録するとともに社会学者としての視点で分析している（杉野 2007、p.78）。前述したように、著者のアーヴィング・ケネス・ゾラ博士は「アメリカ障害学の父」といわれた社会学者である。2018（平成 30）年の障害学会第 15 回浜松大会における見附陽介の口頭報告¹⁰⁵によると、日本においてゾラの研究をより展開していく必要があるということであった。宮城は、諸外国

¹⁰³ 宮城まり子「私の履歴書⑩」『日本経済新聞』2007 年 3 月 20 日付朝刊、p.44。

¹⁰⁴ 同前。

¹⁰⁵ 第 15 回障害学会浜松大会において、見附陽介は『「障害」と『高齢化』問題の連携の意義と理論的可能性の検討』というテーマで口頭報告した。

の他施設を訪問しているにも関わらず、ゾラと同様にヘット・ドルプを理想の村と考え、ねむの木村を創ったのである。

Zola (1982→2004) ¹⁰⁶によると、ヘット・ドルプは、1960年代のオランダで、ヨハナ財団リハビリテーション・センターの院長であったクラブ・ワイク博士が、リハビリ施設を出た後に住むところがない18歳以上の身体障害者の住居を提供するために作ったコミュニティということである。1962年11月に23時間ラジオとテレビ・マラソン番組をつくり、オランダ国民の良心に訴えかけ、2100万ギルダー（当時の日本円で25億円）を集めた。その寄付金を使って、オランダのアーネム市に、1964年から建設を始め、最初の住民が住み始めたのは1968年、そして1972年までには、少数の健常者も含めて約400人の住民が住み、全面的に運営されるようになった。その理念は、人と鍵をモチーフにした紋章（表10-1）に表されている。この紋章は、ヘット・ドルプを創る時に資金提供をしたマラソンテレビの紋章であり、オランダ人の人々の心とヘット・ドルプのドアを開ける鍵を示している。また、この鍵は、ヘット・ドルプの住民自身の家の扉の錠を開けることができ、どこか他で無収入である障害者の自立を支援する機会を提供することができることも意味している。この紋章は、ヘット・ドルプの目的と構想も表している。それは、ヘット・ドルプが障害者たちに提供する避難所でありかつ独立の象徴であるように、その人自身の手で上に作った屋根の下で保護され安全に暮らすことができることを示している。住居は、基本的には単身者用であるが、少数のカップル用の部屋も用意されていた。65エーカーの土地に地形に合わせて1階建てから3階建てまで、中流の公営団地のような茶色のレンガの建物が住居部分である。敷地内には、管理棟、スーパーマーケット、レストラン、ガソリン・スタンド、旅行代理店、郵便局、美容院、礼拝所、公立図書館、スポーツ施設、花屋、作業所、食堂など、村が必要とした施設すべてがあった。これらの施設は、ヘット・ドルプの住民だけでなく、アーネム市民にも開放されていた。ヘット・ドルプの住民たちは、それらの住居を「部屋」とは呼ばず、「家」と呼んでいた。個々の家は、オランダの標準である16フィート×14フィート（日本では約69坪¹⁰⁷）より大きく、いくつかの微妙な構造上の特徴があった。コンセントは少し高く、窓は少し低く、戸口は少し広く、洗面台は低く、鏡は傾いていて、手すりは壁にボルト留めされていた。各々の家は、ドアの開閉や電話とテレビの使用、物を引き寄せるために、電機や機械式の装置をつけることもできた。つまり、車椅子の人が暮らしやすい構造に作られていたのである。ゆっくりであれば自力で歩ける人も、広大な敷地や駅への移動には、電動車椅子を使っていた。ゾラは、1972年¹⁰⁸5月の一週間の滞在中、電動でない車椅子を

¹⁰⁶ 杉野（2007）の翻訳はゾラの著書の一部のため、創設当時のヘット・ドルプについて、筆者である磯部が翻訳したものである。

¹⁰⁷ 1フィート=0.3048m、16フィート×14フィート=21.07m²。1坪=3.30379 m²。

¹⁰⁸ ゾラは1935年生まれで1994年に亡くなっている。1972年当時は37歳であった。

使ったが、手で両輪を回すのに疲れて、体験居住早々に後悔することになる。しかし、最後までその車椅子を使い続けた。ヘット・ドルプでは、住民の人口と同じくらい多くの管理職員とサポート職員が働いていた。そのうち、一番多いのは約 200 人の「dogelas」である。この呼び名そのものが、頭字語となっている：do=dorp（村）、ge=gemente（コミュニティ）、l=leider（リーダー）、a=アーネム。ドグラス（dogelas）のほとんどが女性で、住民が援助を必要としたとき呼び出すことができた。当番で 8 時間毎の 3 つのシフト体制を取っている彼らを、日中あるいは夜のいつでも利用する¹⁰⁹ことができた。他には、中央キッチン援助を含む約 50 人の管理職員、他の 70 人の大部分は技術的なサービスを行う職員である。他にもこのヘット・ドルプに入居基準やコミュニティの運営方法、イベント、住人たちの診断名、労働の状況やプライバシーについても書かれているが、2018 年 8 月下旬に筆者が訪問した際には、その状況は大きく変わっていた。次項では、現在のヘット・ドルプについて記すこととする。

4.1.2 現在のヘット・ドルプ

筆者は、2018（平成 30）年 8 月 26 日から 9 月 1 日まで、宮城が理想としたヘット・ドルプを訪問するために、オランダを訪れた。オランダ滞在中、8 月 28 日と 30 日の計 2 回、ヘット・ドルプを訪問し（図 8）、職員や住民にインタビューすることができた¹¹⁰。現在のヘット・ドルプの運営母体はシーザ（Siza）¹¹¹である。インタビューしたのは、ヘット・ドルプ責任者のヨースト（Joost ter Velde）、日本から電話とメールで面会予約をしていた職員で住民のヒル（Hill Janse）、障害者の職員で住民のピア（Pia Mekking）、知的障害者の働くパン屋のマネージャーのダイアン（Diane Bouwman）、アカデミー・ヘット・ドルプの主任調査員ブリジット（Brigitte Boon, Ph.D）とロボテクス開発責任者のリンダ（Linda van den Bedem）の 6 人である。

〔オランダと日本の違い、現在のヘット・ドルプの認知度〕

現在のヘット・ドルプについて説明する前に、オランダ滞在中に感じた日本とオランダにおける障害者に関する相違点と現在のヘット・ドルプのオランダにおける認知度について述べたい。偶然かもしれないが、オランダ滞在中に日本と比較して車椅子の人に出会うことが多かった。オランダでは、電車の車体に自転車と車椅子のマークのついた車両（図 8）を見かけた。電車内には、折り畳み式の椅子が数脚あり、車椅子が停めやすいうようになっていたが、中を覗いても車椅子の人は見かけなかった。しかし、オランダにいた 6

¹⁰⁹ 彼らは食事やトイレやシャワーなどの介助をする。

¹¹⁰ インタビューは、英語で行った。オランダは EU 加盟国のため、若者は英語が流暢であるが、一定の年齢層以上の方は英語でのコミュニケーションに時間がかかった。

¹¹¹ シーザは、政府によって支払われている非営利の医療機関である。ヨーストによると、2008 年の統計ではシーザが支援している障害者数は 3,638 人、従業員数は 2,071 人、そのうちヘット・ドルプで生活する障害者数 170 人、従業員数 245 人ということである。

日間にヘット・ドルプ以外の場所で車椅子に乗る人を15人見かけ、そのうち電動車椅子が約半数を占めていた¹¹²。次に、現在のオランダでは、ヘット・ドルプやシーザの認知度は低いということがわかった。実際に、オランダ滞在中に電車内で出会った同席者5人にヘット・ドルプやシーザのことを尋ねたが、1人も知っている人はいなかった¹¹³。1970年代当時の新聞記事や資料には、周りの人にヘット・ドルプについて聞くと、誇らしげに、「オランダ国民の寄付で作られた施設である」と言ったという記述がいくつも散見されたことと比べると、隔世の感がする。

[オランダの首都にあるアムステルダム中央駅からヘット・ドルプまで]

アムステルダム中央駅からアーネム中央駅までは、インターシティ (Intercity) で1時間4分であった。アーネム中央駅からヘット・ドルプへ向かう道は、ゆるやかな登り坂が続いている。自動車用の道路とは別に、道路の両脇には車椅子専用道路が続いていて、ヘット・ドルプの住民と思われる電動車椅子(以下車椅子)の人たちが利用していた。ヘット・ドルプへは、アーネム中央駅から徒歩20分であった。

[ヘット・ドルプの概要]

設立当時のヘット・ドルプは障害者の共同体として機能していたが、現在のヘット・ドルプは重度の障害者でも暮らしやすい住居としての機能を果たすよう変わっていた。その住居も新しくリハビリテーション施設を併設した住居に生まれ変わるように決まっていた。訪問した2018年8月には、古い住居の解体工事や新しい施設の基礎工事の真最中であつた。設立当時400人以上いた住民は現在170人で半数以下となり、設立当時あつたガソリン・スタンドや花屋や郵便局や美容院や旅行代理店などのお店やセントラル・キッチンや仕事場や作業場などもなくなっていた。施設だけでなく、ヘット・ドルプの原則や受け入れ基準なども大きく変わっていた。例えば、10年前にはすでにヘット・ドルプ内のスーパーマーケットがなくなっていたが、その理由として、近くに品揃えも良く値段も安い一般のスーパーマーケットができ住民はそこへ買い物に行くようになったこと、そのためもう誰もヘット・ドルプ内のスーパーマーケットには行かなくなった。50年以上前の最初の頃のヘット・ドルプの周りには、スーパーマーケットもなく、近くの住民がヘット・ドルプ内のスーパーマーケットで買い物をしていたが、今はヘット・ドルプの外に何でもあるため、ヘット・ドルプ内のほとんどの施設はなくなっていた。例外として、教会の建物はまだあるが教会ではなく別の目的で使い、スポーツジムは今も使われているが中身は変わった。つまり、ほとんどの施設がなくなり、まだ残っている数少ない施設も、変化したということである。50年以上前のヘット・ドルプは共同体で他に行かなくてもこ

¹¹² 日本では筆者が居住地である磐田市と成田空港を往復した2日間に車椅子に乗った人を見かけたのは、たった一度だけであつた。

¹¹³ ヘット・ドルプで職員や住民にインタビューした時も同様の質問をしたが、設立当時と比べると知名度が非常に低くなっているということであつた。

こだけで完結できるただ一つのだけの場所であったけれども、社会が変わりヘット・ドルプの住民たちは定期的な外に出て行くようになり、このヘット・ドルプはただの介護付きの住居となった。さらに、今後は現在のヘット・ドルプの建物も全部壊して新しく建設する予定であるという。新しい施設はリハビリ施設が中心で、生活方法やパソコン等の技術を身につけた後、外部へ移動することも可能である。最初の建物には障害者だけが入り、2番目の建物からは障害者ととも健常者も暮らすようになる。ただし、基本的に部屋は障害者用に作り、ずっと住むというより一時的な住居になる。例えば、交通事故で半身不随になったとき最初は病院で治療し、その後ここへ来てリハビリをし、生活や仕事についての訓練や人との関わり方、様々なことを学ぶ。つまり、家族の元へ帰る、または元の職場や新たな職場へ行く前のステップとしての施設である。また、病気が悪化して、以前のように暮らせない人たち、例えば多発性硬化症の人が生活していくためのサポート方法を学んだり訓練したりする施設でもある。現在のオランダでは、障害者が働くことに力を入れていて、健常者と同じコミュニティで個別あるいは小グループで暮らしており、企業は障害者を全従業員の5パーセント雇わなければならない法律がある。そのため、訓練後にこの新しい施設を出て行っても暮らしていくことが可能である。

〔ヘット・ドルプの敷地全体の様子〕

ヘット・ドルプの敷地内は非常に広く、案内板がいくつかあった。至る所に木々が植えられ、大きな自然公園の中に茶色いレンガの外観の1階建てから3階建ての団地のような建物が並んでいるという印象を受けた。また、中を自転車で通り抜ける近隣の住民もいた。この敷地内には、創設者のクラブ・ワイク博士の銅像や紋章をあしらった記念碑（図8）もあったが、現在の住民や職員は誰もその銅像や記念碑について気にしていないということであった。

〔住居以外の施設〕

住居以外の施設としては、全く新しい施設として、最新の住居や設備について研究するための「アカデミー・ヘット・ドルプ」、知的障害者が働くパン屋の「自分の生地から（Van eigen deel）」、障害者がパソコンの訓練を受けながら働いている「デジドーム（digidome）」がある。以前の建物を使っているが使用目的が異なる施設として、元教会と元体育館がある。元教会はミーティングの場所として使用されている。元体育館として使っていた場所には、建て替えられたスポーツセンターがあり、スポーツジムとして使われているがシステムは現代風が変わっている。全く変わっていない施設としては、介護職員が待機する部屋がある。それぞれを簡単に説明する。

最初に、アカデミー・ヘット・ドルプは、調査をして革新的な事業をするための活動場所である。つまり、アカデミー・ヘット・ドルプでは、調査によって必要とされる住居や設備について、最新の科学技術を使うことで革新的な住居や設備を開発し実際に作っていく。

次のパン屋は、知的障害者を約 40 人¹¹⁴雇って運営しているおり、障害者たちが積極的に自信を持って成長しながら生きていけるようにスモールステップで少しずつ教えている。障害者自身がパンを作って販売することができるように指導しているが、一番重要なことは全員が幸せだと感じることであった。このパン屋には、アーネムのすべてのレストランから注文が来て、一年間に 350,000€（日本円で 4,480 万円¹¹⁵）の売り上げがあること、お菓子や軽食だけでなく新しい食品も開発していること、研究者と一緒に開発した新しい食品もある。この新しい食品エナジーバーはナッツやドライフルーツが入っていて、よく眠れて筋肉がつくととても良い食品であり、オリンピックの時にも選手が食べていて「トップ・シェフ」という商品名で年間 20,000 本売れる。

また、次のデジドームとは、デジタルとドーム（丸屋根）を合わせた造語ということであった。中には、コンピューターを学び、それを仕事にしている障害者たちが働いている。補助金をもらいながら、仕事もしているということで、ヘット・ドルプの住人が学びながら働いている。実際に使われている絵葉書やリーフレットが外のウィンドウに飾られていた。

さらに、次の元教会の建物であるが、現在は教会としてではなく会合のための場所である。ミーティングで使っていたが、衝立で仕切られていた奥半分の部分は教会のまま残っていた。

そして、次のスポーツセンターは、近代的な器具と同時に、カウンセラーも常駐し、住民の心身に関する健康相談や運動メニュー作りの助言をしてくれていた。

次に、設立当時と全く変わっていない施設として、常駐職員¹¹⁶の人たちが待機する部屋がある。部屋は男性用と女性用に分かれていて、障害者からの呼び出し用のトランシーバーが並び、常に男性と女性の常駐職員各 3~5 人が待機している。この部屋が住居の近くにいくつか配置されている。

〔住居〕

住居については設立当時の建物がほとんどであるが、一階建ての一棟だけ新しく作る建物のモデル・ルームとして単身者用と夫婦用の家がある。

設立当時の住居については、茶色いレンガの外観の 1 階から 3 階建ての古い公営団地のようにあり、家¹¹⁷はほとんどが単身者用であり夫婦用も少しある。それぞれの階のフロアにはそれぞれ 15 人くらいの人が住み、それぞれのフロアに共用部分がある。この共用部分には、大型の冷凍庫や冷蔵庫、電子レンジやクッキングヒーター、ダイニングテーブルなどがある。この冷凍庫に注文した食事を入れておきそれを電子レンジで温めて食

¹¹⁴ パンフレットには 30 人とあったが、2018 年 8 月当時は増えていた。

¹¹⁵ 七十七銀行 HP「ユーロ対円相場（仲値）一覧表」、2018 年 8 月平均で、1€=128 円。

¹¹⁶ ゴラの本で、dogelas と紹介されていたが、今は特別の呼び名ではなく常駐職員として介助するために働いている。

¹¹⁷ 設立当時と同様に「部屋」とは呼ばず「家」と呼んでいる。

べる人、小さな台所で卵を焼くなど簡単な料理を作る人、自分の部屋で調理して食べる人など、障害の程度に合わせてその人の希望する方法で食事を取ることができる。冷蔵庫の中にはそれぞれの名前が書いた食品がありコーヒーや紅茶など各人が好みの食べ物や飲み物を取ることができる。

単身用の家は、2部屋ある。訪ねた男性障害者は、自力呼吸ができないため、常に呼吸器をつけ、車椅子で生活していた。この日は、ちょうど彼の父親が来て、2人でテレビを見ながら談笑していた。

夫婦用の家は、2部屋ある1人用の住居を2戸つなげているため4部屋ある。入るときには、リモコンでドアを開けた。玄関ロビーに入ると、正面にそのまま出ていくことができる庭が見え、草花が植えられ広々としていた。ロビーの右側にはシャワールームがあり、トイレ、洗濯機、乾燥機、そして洗面台があった。ロビーの左側には台所があったが、車椅子での調理ができるようにシンクなど調理台の下は空いていた。台所の左側に夫の仕事場があった。さらにその左側は寝室となっていて、大きなテレビもあった。窓には植木鉢が飾っており、猫2匹の家やキャットウォークや猫が遊ぶトンネルも2つずつあった。車椅子で生活しても困らないだけの広さと設備がある。

一方、来年新しく建設する建物の部屋のモデル・ルームとして単身者用と夫婦用とあるが、夫婦用はミーティングで使用していたため単身者用のみを見学した。外観もそれまでの茶色のレンガではなく、グレーの色をした近代的な建物である。入り口でカードをかざし中に入ると、ロビーの左側に居間と台所があり、落ち着いた青色と白で統一された近代的な部屋であった。流し台は当然であるが車椅子であっても使えるように下が空いていた。ロビーの右側の寝室には、収納のための棚があった。ベッド脇の棚のいくつかは、棒を使って低い位置でも取り出せるようになっていたが、ほとんどの棚は普通の棚で、高い棚は筆者でも届かない高さであった。さらに、寝室の右の部屋にはトイレとシャワールームがあった。レールつきの移動用の吊り下げ自動装置があった。これまでの住居との違いについては、ドアがあってプライバシーが守られること、介護する人の負担が減るように電動で移動が補助できるようになっていること、暖房や冷房も床や壁に敷設されるということなど、より障害者が暮らしやすいように最新の設備が施されていた。

〔新しいヘット・ドルプ〕

新しいヘット・ドルプは、2019年に完成し¹¹⁸、スマート・ソリューションとイノベーションを行っていくこと、つまり新しい科学技術を使った健康管理を研究し実践していくということであった。例えば介護をしていて腰を痛めることがあるが、新しく作った機械を使って看護・介護することでこのような課題を解決することができるということである。

¹¹⁸ ヘット・ドルプのホームページをチェックしているが、2019年12月25日現在完成していないようである。

〔まとめ〕

ヘット・ドルプでは、異なる状況の障害者たちに対して、異なるサポートをしている。オランダでは軽度の障害者はそれぞれの地域で暮らせるように色々なサポート体制が整ってきた。例えば、フォーカス住宅は都市の中に建てられていて、生活用の住居は独立して医療ケアができる住居である¹¹⁹。ただし、最近フォーカス住宅で暮らす障害者は増えているのであるが、ここで暮らす障害者は1人でも暮らすことが可能な障害者である。一方、常に呼吸器につながれているような重度の障害者はこのようなフォーカス住宅や家庭で暮らすことは非常に難しい。そのため、ヘット・ドルプで暮らしている障害者は比較的重度の人たちが多いということであった。しかし、ヘット・ドルプでは、50年以上前から、重度身体障害者でも一人ひとりが独立して暮らすシステムの中で生活している。筆者は、実際にヘット・ドルプを訪れて、アメリカ人のゾラや日本人の宮城が、このヘット・ドルプを理想と考えたことについて十分納得できた。

4.2 医師が創設した太陽の家

宮城まり子は、1974（昭和49）年に、ラジオパーソナリティで評論家の秋山ちえ子、大分県別府市にある障害者の自立のための施設太陽の家を創設した中村裕（ゆたか）医師と共に、オランダのヘット・ドルプを訪問している¹²⁰。

1927（昭和2）年3月31日、大分県別府市に生まれた¹²¹中村裕は、1951（昭和26）年九州大学医学部専門部を卒業し、翌年九州大学医学部整形外科医局へ入局した（追悼集編集委員会1984）¹²²。

中村は、1960（昭和35）年33歳の時、厚生省技官としてイギリスのストックマンデビル病院で研修を行うことになった（追悼集編集委員会1984）。そこで出会ったのが、当時ロンドン郊外のストックマンデビル国立脊髄損傷センターの院長であったルードヴィヒ・グッドマン博士であった。グッドマン博士は、「身体障害者に最も有効な治療法はスポーツである」と言い、それを実証した人である。初めて中村に会ったグッドマン博士は、厳しい言葉を中村に投げかけた（中村1975、p.11）¹²³。

¹¹⁹ オランダの重度障害者の自立生活の諸形態として、ヘット・ドルプのような大規模生活施設、小規模生活施設、集合住宅（フォーカス住宅）、独立生活の4種類がある。フォーカス住宅は、1964年にスウェーデンにおいてスタートし、オランダにも導入された。これは公団住宅の中に障害者用の住宅を12～15戸分散して設けるものであり、棟の一面に介助職員が8時間交代で24時間待機し、入居所の要請に応じて介助する（奥野1985）。

¹²⁰ 秋山ちえ子「身障者の町からの報告、オランダ・アルンヘム市 日本では“病人”が立派な生活者」『読売新聞』1974年11月26日付朝刊、p.20。

¹²¹ 宮城まり子は1927（昭和2）年3月21日生まれで、誕生日は中村より10日早い。

¹²² 太陽の家 HP「太陽の家 WEB ライブラリー（ベータ版）」『中村裕先生を偲ぶ』による。

¹²³ 太陽の家 HP「太陽の家 WEB ライブラリー（ベータ版）」『太陽の仲間たちよ』による。

きみは日本人か。いままでにも何人もの日本人がやってきたよ。みんながここのやり方を真似したいといって帰っていった。ところが、いまだに一人として実行していないようだ。

さらにグッドマン博士は「ここの脊損患者¹²⁴の85パーセントは、6ヵ月の治療・訓練で再就職している」と続けた。当時の日本では脊損患者は再起不能者であり、生きる屍とみられていたため、中村はグッドマン博士の話が最初はウソだと思った。しかし、実際には博士の話はウソではなく、このセンターでは病気を治療するだけでなく、労働者としての人間的な教育と訓練をして、社会へ送り出していた。もちろん、可能な限りの治療・訓練をしてのことだが、脊損患者は車椅子使用者として社会へ出て行っていた。その方法は次のようなものであった（中村 1975、pp.12-14）。

その85パーセントが平均6ヶ月で社会復帰する秘術の第1は、回診チームの構成にみられるような科学的治療。第2は、スポーツを中心に残存機能を回復・強化し、全身の耐久力をつけ、明朗で積極的な意思の持主とし、持続力と規則正しい習慣を身につけて社会生活に適合させることであった。

そして、彼らを受け入れる社会には、すばらしい福祉制度があった。

中村は、イギリスと日本の就労状況を比較し、グットマン博士の「手術よりスポーツ」という治療方針も、リハビリテーション医学として最も正しいことが理解できた。そこで、中村は大分県身体障害者体育協会を組織し、協会主催のスポーツ大会を開いた。さらに選手2人を連れて、ストックマンデビル大会¹²⁵へ参加し、翌年も翌々年も参加し続けた（中村 1975、pp.15-20）。

さらに、中村は、1964（昭和39）年の東京パラリンピックの日本選手団団長を務め、評論家の秋山ちえ子や作家の水上勉との出会いなどから、障害者は仕事をもち自立することが最も必要であるという信念をもつに至った。そして、「保護より機会を！（No charity, but a chance!）」、「世に身心（しんしん）障害者はあっても仕事に障害はあり得ない」という理念の下、1965（昭和40）年10月5日、大分県別府市に太陽の家¹²⁶を設立した¹²⁷（表10-2、図9）。マークは、「太陽を浴びて、踏まれても伸び続ける麦」のイメージでデザインしてもらった（表10-2）。15人の入所者が仕事をしながら生活するというので、「日本では類のない身障者のための本格的リハビリテーション施設」と報道してくれたが、実際には社会福祉法人認可が難航した。「収容授産施設の認可」を勧める厚生省の担当課に対して、「身障者の工場」をつくりたい中村は、「付帯的公益事業、善意

¹²⁴ 病気や事故で脊髄の機能をそこねて、下半身にマヒなどの障害をおこした人。

¹²⁵ 日本パラリンピック委員会 HP「パラリンピックの歴史」によると、1948年ロンドンオリンピックにあわせてストックマンデビルで行われた身障者スポーツ大会で、現在のパラリンピックの原点である。

¹²⁶ 「太陽の家」という名称は水上勉が名付けた（中村 1975、p.44）。

¹²⁷ 太陽の家 HP「故中村博士について」による。

工場の設置運営」の項を削るよう勧めるお役人に真っ向から対立した。そこで「授産施設の運営を主体にする」として認可されることを優先させ屈服したが、「かならず善意工場をつくってみせる」と固く決意して、太陽の家はスタートした（中村 1975、pp.49-55）。

中村は、念願であった福祉工場¹²⁸については、1972（昭和 47）年にオムロン創業者の立石一真の協力で大分県別府市に共同出資会社¹²⁹としてオムロン太陽株式会社を設立した。さらに 1977（昭和 52）年には、スーパーマーケット「サンストア¹³⁰」を開店させた。そして、1978（昭和 53）年にはソニー創業者の井深大の協力によりソニー・太陽株式会社、1981（昭和 56）年にはホンダ創業者本田宗一郎の協力によりホンダ太陽株式会社、1984 年（昭和 59）年には愛知県蒲郡市にデンソー太陽株式会社を設立した。1984（昭和 59）年に中村は 57 歳という若さで逝去したが、翌年の 1985（昭和 61）年にはオムロン京都太陽の家をはじめ、全部で 8 社の共同出資会社が設立された。また、技能向上のために、1981（昭和 56）年には第 1 回国際身体障害者技能競技大会を東京で開催した。そして、身障者スポーツの振興にも力を注ぎ、1975（昭和 50）年には、第 1 回フェスピック大会（極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会 Far East and South Pacific Games for the Disabled の下線の頭文字）を大分県で開催し、国際障害者年の 1981（昭和 56）年には第 1 回大分車いすマラソン大会を開催した¹³¹。フェスピック大会は、1975 年から 2006 年まで 9 大会開催され、アジアパラ競技大会へ引き継がれていった¹³²。世界で初めての「車いすだけのマラソンの国際大会」である大分車いすマラソン大会は、大分国際車いすマラソン大会として毎年開催され、2019（令和元）年 11 月 17 日には第 39 回大分国際車いすマラソン大会が開催された。

太陽の家では、現在 1,104 人の障害者が働いている¹³³。現在では企業による障害者雇用が進んだこと¹³⁴により、太陽の家創設当時は北海道から大分県別府市の太陽の家へ働きに来た身障者もいたということだが、現在では地元の人が大半を占めるということであ

¹²⁸ 太陽の家 HP「太陽の家 WEB ライブラリー（ベータ版）」『太陽の家 10 年のあゆみ』福祉工場とは、一般工場には適応しにくい重度身障者を、設備の整った環境で完全雇用するという形の社会復帰策であり、建設費のほとんどは国と県が負担し、経営を法人に委託し、運営に必要な職員の人件費など事務費を国が補助するというものである（社会福祉法人太陽の編集委員会 1975、p.22）。これは中村が当初考えていた善意工場のことである。

¹²⁹ 太陽の家 HP「共同出資会社紹介」共同出資会社とは太陽の家と企業とが資本金を出し合って設立した会社で、現在 8 社ある。

¹³⁰ 普通の小さなスーパーマーケットであるが、徒歩圏内に他に大きなスーパーマーケットはないということであった。筆者が滞在していた 1 時間で、買い物客は入れ替わっているが常時 10 人はいて、そのうち身体障害者 4 人が買い物をしていた。従業員も身体障害者 2 人が働いていた。レジは昇降ができ、従業員や客が健常者でも身体障害者でも対応できるようになっている。

¹³¹ 太陽の家 HP「太陽の家の歩み」

¹³² フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』フェスピックより。

¹³³ 太陽の家 HP「太陽の家 概要」一目でわかる太陽の家「事業所別在籍者数」による。

¹³⁴ 障害者雇用率の設定（2018 年 4 月に 2.0%から 2.2%へ引き上げ）や特例子会社の制度、納付金制度など障害者雇用についての制度は、不十分ながらも拡充してきている。

る¹³⁵。2020（令和2）年には東京オリンピック・パラリンピックが開催予定であるが、パラリンピックの知名度は、日本で前回開催された1964年当時と比べると格段に高くなっている。

4.3 家族が創設したクリエイティブサポートレッツ

ねむの木学園は、日本で初めての肢体不自由児養護施設としてスタートした（宮城1975、p.19）。つまり、身体に障害をもつ、あるいは心身に障害をもち、さらに両親がいない、いても虐待などによって家庭で養育することができない障害児のための施設である。こうした背景をもつねむの木学園を創設した歌手で女優の宮城とは異なり、家族として障害者問題に取り組んでいる人たちがいる。

母親として障害者に関わる活動を始め、文化庁の2017（平成29）年度「芸術選奨文部科学大臣新人賞」を受賞した久保田翠が設立した団体¹³⁶が静岡県浜松市にある。環境デザインの仕事をしていた久保田は、障害のある息子壮（たけし）が1996（平成8）年に誕生したことをきっかけとして、2000（平成12）年に「知的障害児者クリエイティブサポートレッツ」（以下、レッツと略）を設立した（表10-2、図10参照）。レッツは、「知的障害児者」という言葉ははずし2004（平成16）年にNPO法人化し、2014（平成26）年に認定NPO法人となった（久保田2016a）。

レッツの活動は、理事長である久保田の息子である壮や久保田自身の仕事と深い関連がある。久保田翠は、1962年静岡市に生まれた。東京藝術大学大学院環境デザイン科を修了し、1990（平成2）年に結婚した時には、静岡市で妹と一緒に環境デザイン事務所を運営していた。1992（平成4）年に長女が誕生し、1994（平成6）年に夫の飲食店開店と父親経営の設計事務所の浜松事務所立ち上げのため、家族で浜松に移住した（久保田2016a）。1996（平成8）年2月まれの壮は、2019（令和元）年現在23歳であるが、自分で排泄、食事、着替えといった日常の動作がまったくできない。言語感覚もなく、しゃべることもほぼできないという最重度の障害をもっている。加えて、多動、睡眠障害、てんかんがあり、こだわりがとて強く、とにかく一日中動き回るので、ひと時も目が離せない。小学校、中学校、高等学校と、特別支援学校に通った（久保田2016b、p.183）。

レッツは、アートを軸にして障害をもつ人をサポートする活動を行っている。活動の根幹には、個人のやりたいこと、そして熱意（それがたとえ問題行動であっても）に敬意を払い、大切にしていける心持ちと、それを文化創造の原点として捉える考え方がある（久保田2016b、p.182）。

¹³⁵ 筆者が2019年7月22日に大分県別府にある社会福祉法人太陽の家を訪問した際に、広報担当者から説明を受けた。

¹³⁶ 「障害者の「アート」発信 NPO理事長 久保田翠さん」『静岡新聞』2018年3月8日付朝刊、p.32。

2011（平成23）年4月、久保田は松本茂章のインタビューに答えてこう語っている（松本2015、p.311）。

人間の幸せって何だろうと考えるとき、心の内側から湧き出てくるものを実現することだと思う。その何かをひたむきにする事の大切さを息子から学んだ。障害の有無で人を排除するのではなく、多様な人や価値観があっていいという場づくりをしたい。それが本来の文化施設ではないの？

それでは、レッツの理念について、もう少し詳しく調査する。ホームページには、「レッツとは？」ということで、次のようにある¹³⁷。

『あたりまえ』から『あるがまま』へ
“ひとがしあわせに生きるとは”を考える現場がレッツです。

理念

NPO 法人クリエイティブサポートレッツは、
障害や国籍、性差、年齢などあらゆる「ちがいを乗り越えて
人間が本来もっている「生きる力」「自分を表現する力」を見つめていく場を提供し、
様々な表現活動を実現するための事業を行い、
全ての人々が互いに理解し、分かち合い、共生することのできる社会づくりを行う。
特に、知的に障がいのある人が
「自分を表現する力」を身につけ、文化的で豊かな人生を送ることの出来る、
社会的自立と、その一員として参加できる社会の実現を目指す。
そして、知的に障がいのある人も、
いきいきと生きていけるまちづくりを行っていく。

現在、レッツでは、文化創造事業「たけし文化センター」（2008年～）、障害福祉施設「アルス・ノヴァ」（2010年～）、障害のあるなしに関係なく誰もが利用できる「のぐあ公民館」（2014年～）、浜松市中心街に「たけし文化センター連尺町」（2018年～）を運営している（久保田2016b、pp.182-185）。

アルス・ノヴァは、「生活介護」「就労継続支援B型」「児童の放課後等デイサービス」「日中一時支援」の4つの事業¹³⁸を行っている多機能型の事業所である。壮のような重度の知的障害、軽度・中度の発達障害、精神障害など、さまざまな障害を持つ人たちが一つの建物に混在し、活動している（久保田2016b、p.185）。現在は、浜松市中心街の「たけし文化センター連尺町」と「アルス・ノヴァ入野」の2拠点を中心に活動している。

このアルス・ノヴァで2016（平成28）年から始まったのが、「タイムトラベル100時間ツアー」（以下ツアーと略す）という観光ツアーである。障害福祉施設アルス・ノヴァ

¹³⁷ クリエイティブサポートレッツ HP「レッツとは？」

¹³⁸ 2018年9月末までは「自立訓練」事業も行っていたが、「就労継続支援B型」事業に統合したため廃止した。クリエイティブサポートレッツ HP「平成30年度 事業報告書」参照。

に一日以上どっぷり滞在し、語り合うメニューである。福祉施設を観光するという取り組みは、福祉に直接関わっている人には新しい視点を与え、関わったことのない学生や社会人には障害や自らの生き方を考えるきっかけになっている。筆者自らがこのツアーに参加し¹³⁹、レッツの問いかけていることについて調査した。

2018（平成 30）年 5 月 26 日、静岡県西部にある JR 高塚駅に着くと、車で迎えに来てくれたスタッフとともに通称「かわちゃん」が小さなプラカードを持って歓迎してくれた。駅から、車で 5 分ほどの賑やかな通りに面した場所にあったアルス・ノヴァの施設¹⁴⁰は、3 階建てのビル全体である。中へ入ると、1 階は大人の利用者用と事務所、2 階は音楽をする場所、3 階は子供用のフロアとなっている。

ここでは、障害児も障害者も何かを強制されるということがない。自分の好きなように活動し、スタッフも安全に配慮し見守っている。例えば、スタッフとともにギターとドラムでセッションしている人もいるし、CD をかけながら踊っている人もいる。毎日、クレヨンの小さな塊を作り続けている人や電子ピアノを弾いている人もいる。一見すると、誰が障害児者で、誰がスタッフかわからない。何もしないということに、最初は退屈を覚えたが、徐々に慣れてくるに従って、その場にいることに安心感を覚え、最後にはやすらぎに変わっていくことに気が付いた。気を遣わなくても良いということが、こんなにも楽なものか、ということに改めて再認識した。

また、「何もしない」という選択をしたことについて尋ねると、スタッフの一人は次のように答えてくれた¹⁴¹。

他の施設でうまくいなくてここへ来た人もいる。逆に、やることがないからと他の施設へ移った人もいる。だから、ここは最後の砦のようなもので、こういう選択肢もあっていいのでは、と思っている。

今回のツアー参加者は、空き家となった家屋を軽度の障害者グループホームとして利活用できないかと計画している人たちや、市役所で福祉の仕事をしている人、福祉施設で働いている人、市の委託で町おこしをしている人など様々であった。最初はお互いよそよそしかだったが、たった一泊二日で親しく話すことができるようになったのには、アルス・ノヴァという場が関係していると思われた。

2017（平成 29）年度芸術選奨新人賞に選ばれたのは、アルス・ノヴァの通所者らと来場者が交流する企画で、2017（平成 29）年 1 月から 2 月に市内で行われた「表現未満、実験室」というプロジェクトである。この実験の結果、レッツでは、誰もが排除されずに

¹³⁹ 2018 年 5 月 26 日・27 日の一泊二日でツアーに参加。

¹⁴⁰ 2018 年 11 月 1 日にたけし文化センター連尺町のオープンと同時に移転した。

¹⁴¹ 2018 年 5 月 26 日ツアー中「1 日目の振り返り」の中でスタッフ（当時：現在は転職）に筆者がインタビューした。

支え合って共生する「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」を目指す障害者関連施設を2018（平成30）年11月1日に浜松市連尺町にオープンした。久保田は、「実際に障害者と出会うことで、来場者の価値観を揺さぶりたい」と意気込む。新施設は「たけし文化センター連尺町」で、3階建ての延べ面積約400平方メートル、入場無料で講座やワークショップなども開かれている。この建物の3階には宿泊・住居機能もある。2019（令和元）年10月から、23歳になった久保田の息子壮は、ここで暮らし始めた¹⁴²。

レッツの活動として行っている「のヴぁ公民館」の名前の由来は、ラテン語で新しい芸術という「アルス・ノヴァ」の「ノヴァ」と「〇の場」という二つの意味があるということである。振り返りの中で、久保田は、『場』つまり『居場所』が重要である」と何度も繰り返した¹⁴³。アルス・ノヴァは通所施設であるため、夕方になると障害児者は、各々の家に帰っていく。久保田は、振り返りの最後に次のように語った¹⁴⁴。

親が倒れるまで、障害者を預かってくれるところがどこにもないなんておかしい。今度の新施設で住居を作ろうとするのは、「私の人権ってどうなってるんだろう」と思ったから。お母さんたちに、「自分の人生を生きようね」と言いたい。私は、「女性の人権」について気が付くのが遅かった。だから、私の目的は一つ、ソーシャル・インクルージョン。

前述したように、「居場所」は社会の中で存在が認められることを示す第一歩である（阿部2011、p.119）。レッツの久保田が障害児者の「居場所」を作ったように、ねむの木学園の宮城は、1960年代、家庭という居場所も学校という居場所もなかった障害児たちのために、ねむの木学園という「居場所」をつくったということを改めて認識できた。

¹⁴² 「知的障害あるがままに④ クリエイティブサポートレッツ理事長久保田翠さん」『日本経済新聞』2019年10月18日付夕刊、p.2。詳細は、クリエイティブサポートレッツHP「たけしと生活研究会」参照。

¹⁴³ 2018年5月27日ツアー中「久保田翠との振り返り」の中で久保田へのインタビュー調査に基づく。

¹⁴⁴ 同前。

第5章 結論 分析と考察

第1章と第2章で社会的排除／包摂概念について、第3章でねむの木学園、第4章で比較対象としての施設・活動について述べてきたが、改めてねむの木学園や比較対象としての施設・活動について、社会的排除／包摂概念を用いて分析し、考察したい。また、宮城やねむの木学園の活動を参考に、包摂された社会を目指すための提言を述べ、最後に新たな動きと今後の展望に言及し、結論としたい。

5.1 社会的排除／包摂概念によるねむの木学園の分析と考察

ここでは、改めてねむの木学園や比較対象としての施設・活動について、社会的排除／包摂概念を用いて分析し、考察していきたい。

社会的包摂の対語である社会的排除について、阿部彩は次のように定義している（阿部 2007b、p.131）。

「社会的排除」とは、人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件（具体的には、雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど）を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することによって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程を指す。

さらに、社会的排除指標の特徴として、「①多次元の分野を対象としていること、②『社会参加の阻害』が自発的なものではなく、強制的なものであること、③欠如の『蓄積』の『過程』がみえること（阿部 2007b、p.131）」の3つを挙げている。また、岩田正美は、社会的排除／包摂という言葉を手がかりに、さしあたり私たちにできることとして、開放と閉鎖が交錯する現代社会の、その境界部分＝周縁部に焦点を合わせ、ここに蓄積されつつある諸問題に対して、「社会通念」にとらわれず、さまざまなチャレンジを試みていくことを提案している（岩田 2008、p.182）。

阿部の社会的排除の定義にある、人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件の具体的なものとしてあった、住居や諸制度へのアクセス、文化資本や社会的ネットワークなどは、養育する家族がいない場合は、欠如する可能性が非常に高い。また、岩田の提案にある周縁部とはまさに社会的排除が行われている現場であり、「社会通念」を社会制度や常識と捉えると、宮城が社会的に排除されていた養育する家族がいない障害児たちに対して、当時の制度や常識にとらわれず、「おかしい」と思って行ってきた活動こそ、岩田の提案そのものであるといえる。

ここで改めてねむの木学園の「こどもたち」について確認しておきたい。彼らは、主として養育する家族がいない心身障害児である。1979年以前には養護学校が義務化されていなかったため、就学免除・就学猶予ということで、義務教育を受けることができない障

害児が数多く存在していた¹⁴⁵。社会的排除指標の特徴である①の多次元の分野を対象としているということについては、養育する家族がいないことと、障害児であることが当てはまる。また、当然のことながら②の「社会参加の阻害」が自発的なものではなく、強制的なものであることについても当てはまる。③の欠如の「蓄積」の「過程」がみえる。つまり、彼らは社会的排除指標の3つの特徴に当てはまっている。そして、社会的排除の定義における「人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件の欠如が人生の早期から蓄積する」ということについても、養育する家族がいない障害児においては当てはまり、宮城が出会った障害児たちは、まさに「社会参加が阻害されていく過程」に生きていた。前述したように、阿部彩は、「いちばんしんどい人に焦点をあわせた社会は、すべての人にとって暮らしやすい（阿部 2011、p.188）」と述べていたが、まさに養育する家族がいない障害児たちは、「いちばんしんどい人」であるといえる。さらに、岩田正美の提案にあるように、宮城は周縁部にいた障害児たちに対して、「社会通念」にとらわれず、さまざまなチャレンジを試みてきた。つまり、宮城が社会的に排除されていた養育する家族がいない障害児たちに「社会通念」にとらわれず、さまざまなチャレンジを試みてきたことを確認することができた。

次に、表4の社会的排除指標に用いられた項目を参考に、ねむの木学園やその他の施設についての分析と考察を行う。前述したように、排除されている人々（被排除者）は、通常の社会調査の対象から漏れる可能性が高い（阿部 2007a、p.27）。したがって社会的排除指標の項目でさえも本稿にそのまま使うことには無理がある。なぜなら、例えば基本ニーズの①食料、②衣類、③医療、物質的剥奪における①耐久財の有無、適切な住環境については、養育する家族がいない障害児にとっては、社会福祉制度からの支援がなければ元々手に入れることは不可能であるからである。

そこで、社会的に包摂されるためのねむの木学園の具体的な活動として、次の6点を挙げた。

(1) 国や自治体による制度が制定されていなかったにもかかわらず、創設者の個人的努力で家族のおよび教育環境を整備し実現させた。

ねむの木学園の最大の特徴は、日本で初めての肢体不自由児養護施設であるということである。家族と教育という二つの大きな分野から排除されていた「こどもたち」に対して、ねむの木学園を創設することによって、家庭と学校を提供しようとしたのである。家族がいない障害児にとって精神的な支えとなる母性、つまり「おかあさん」的な存在は誰よりも大切な存在である。そのため自然に宮城のことを「おかあさん」と呼ぶようになった。

¹⁴⁵ 1959年から1966年における文部省調査局統計課の『学校基本調査報告書』を利用して松丸修三が調査している（松丸 2009、pp.58-62）。

社会的排除において、人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件の欠如ということがあったが、家族は住居や食料や医療や文化資本や社会的ネットワークなど様々な条件を満たすことを可能にする力がある。つまり、家族は他の何よりも大きな比重を占めていると考えられる。前述したが、特に「家族主義」の性格を強くもつわが国では、「一番排除されやすいのは、学校教育からも職業世界からも排除される、早期に家族そのものが解体した場合の子どもや若者である（青木 2007、p.201-215）」実際に、障害学および障害者による運動として、イギリスでは「脱施設」、アメリカでは「自立生活」が重視されるのに対して、日本では「脱施設」「脱家族」の強調は特徴的である。「脱家族」は、あくまでも家族による監護¹⁴⁶があつての「脱家族」である。マズローによると、生理的欲求の次に安全欲求が現れるのだが、家族、とりわけ両親はその中心的役割を果たす。生理的欲求と安全欲求の両方が十分に満たされると、愛と愛情そして所属の欲求が現れてくる（Maslow, A. H, 1970=1987、pp.61-68）。つまり、生理的欲求が満たされ、安全だと感じたら、次には愛と愛情そして所属に対する欲求が芽生えるのである。ねむの木学園では、施設の中で生活することによって生理的欲求と安全欲求が満たされた後、宮城が愛情を伝え、家族を目指すねむの木学園¹⁴⁷では家族としての役割が決まっているため、愛と愛情そして所属の欲求も満たされるようになる。さらに、前述した阿部（2011）も「つながり」「役割」「居場所」の重要性、特に「『居場所』は社会の中での存在が認められることを示す第一歩」と述べているが、それは宮城が家族という環境を与えることによって得られるものである。ところが、「障害の社会モデル」において、図 1 にしても、「家族」という要素については考慮されていない。しかし、養育する家族がいない人たちこそ、第 2 章第 2 節で述べた「いちばんしんどい人」、つまり社会的に最も包摂されにくい人たちと考えることができる。ここで、図 1 に「家族」軸を設けて、図 11 のようにその有無によって空間を分けると、「同化」軸と「統合」軸で作られた平面の壁において、家族がいるこちら側と家族がいない向こう側では、全く違う世界が広がっていることが推察できる。つまり、同じ軸でも、「家族」軸は最も重要であり、家族がいないことの不利に勝るものはないのである。

一方、教育については、どうであろうか。ねむの木学園創設当初は浜岡町の小学校から教員が来て教えていたが、1979（昭和 54）年の養護学校義務化に合わせて、私立の養護学校としてねむの木学園を設立し、専任の教員が教えるように変わった。就学猶予ということで障害児が教育を受けられないことが、ねむの木学園設立の動機の一つとなっていた。しかし、1979（昭和 54）年に養護学校が義務化されると、理想の教育を追求したい

¹⁴⁶ 監督し、保護すること。親権には、財産管理権と身上監護権があり、監護権とは、子供と共に生活をして日常の世話や教育と行う権利のことを指す。主に未成年の子供を持つ保護者（親権者）が持つ権利であり、民法 820 条、刑法で保護された親の義務でもある。

¹⁴⁷ ねむの木学園の第一の特徴として、家族を目指していることを挙げている。

宮城は、浜岡町の分校としてのねむの木学園ではなく、私立の養護学校を設立する道を選んだ。宮城は、「ねむの木学園の中に学校を併設したのは、子どもたちの登校拒否が続いたことも理由の一つにある（1983、p.101）」と述べている。障害児が教育を受けられないことを理不尽と思いねむの木学園を設立した宮城であったが、実際に施設の敷地内に設けた浜岡町の小学校の特殊学級で学ぶうちに不登校となった子どもたちを見て、今度は理想の教育を行って子どもたちが楽しく学ぶことができるよう願って自ら私立の養護学校を設立することを決心したのであった。

このように、宮城は養育する家族がいない障害児たちに、家庭と学校という環境を整え、それによって、家族と教育を提供することが可能となった。つまり、制度としてなかった¹⁴⁸のであるが、家族と教育を提供したのである。それは、前述したように、より良い家庭、より良い学校を目指して、提供したものであった。

したがって、社会的包摂のためには、社会的排除指標にある項目について、足りない要素を直接付与することが重要である。このことは、ねむの木学園と比較するために調査した施設でも同様のことがいえる。ヘット・ドルプでは、クラックワイク博士が、オランダのテレビやラジオで寄付を呼び掛けることによって、リハビリテーション施設を出た後に住む家がない身体障害者たちに介護付きの住居を提供した。太陽の家では、中村裕医師がイギリスのストークマンデビル病院におけるグッドマン博士の実践から、身体障害者にとっての仕事とスポーツの重要性を認識し、日本においても福祉工場を作るとともに、身体障害者のスポーツ大会を実現した。ただし、現在では、50年前より障害者にとっての制度や環境が整備されており、ヘット・ドルプやねむの木学園、太陽の家が果たしてきた機能を満たす施設は各地で増えている。そのため、当時は先駆的な施設であったが、現在ではかつてほど知名度の点で目立ってはいない。宮城のねむの木学園をはじめとしてこれらの施設や活動では、課題を解決する制度がなければ、自分たちが作ることによって結果的に制度に対して影響を与えることができたのである。同様の活動は現在でも行われている。実際に、クリエイティブサポートレッツの創設者で理事長の久保田翠が息子壮の居場所がないということで、障害者の居場所や障害者との出会いやふれあいの場つくりのためにアルス・ノヴァやたけし文化センターという場を創ったように、社会福祉法人ではなく認定NPO法人として新しい観点での活動に取り組んでいる人たちもいる。

宮城は、養育する家族がいない障害児が就学猶予ということで教育からも排除されていることを知ると、日本で初めての肢体不自由児養護施設を創設した。ヘット・ドルプのクラックワイク博士や太陽の家の中村裕医師、クリエイティブサポートレッツの久保田翠も同様である。たとえ制度がなくても活動することによって、制度が後になって出来る場合

¹⁴⁸ 3.3.2 ねむの木村の活動、ねむの木学園の第七の特徴の中で、元厚生省児童家庭局長の竹内嘉巳の話として挙げたが、ねむの木学園を作ったことによって新たに作られた制度があった。

149もあるし、たとえ制度が出来なくても共感する人が増えれば、障害者が置かれた環境は確実に改善されていくはずである。

(2) 差別や偏見への対応として、障害に関する認識や価値観を再構築するために、象徴的な短い言葉で自分たちの活動理念を表現した。

現在より差別や偏見の厳しかった1960年代から1970年代当時、宮城は障害児に対する人びとの価値観を変えていこうとした。そのために、宮城はねむの木学園のモットーとして、「やさしくね やさしくね やさしいことはつよいのよ」ということを言い続けている。このモットーは、ホームページには、小中学部のモットーとあるが、宮城がさまざまな場面で言い続けてきた言葉である。この言葉は、ねむの木学園の「子どもたち」に呼び掛けているようで、実際には私たちみんなに呼び掛けている。このような宮城の呼び掛けが、多くの支援者に伝わり、例えば2019(令和元)年10月27日に行われたねむの木学園大運動会に全国から約900人の観客が集まった¹⁵⁰ことにもつながっている。

前述したように、創設当時のヘット・ドルプは言葉というより、表10-1にある鍵の形の紋章がヘット・ドルプの活動を表していた。太陽の家では「保護より機会を！(No charity, but a chance!)」、クリエイティブサポートレッツでは『あたりまえ』から『あるがまま』へ』というように自分たちの活動を短い言葉で伝えている。このことによつて、多くの人にわかりやすく活動の意義を伝えることができる。

つまり、自分たちの活動を短い言葉で表すことによつて、多くの人たちに自分たちの活動の意義を伝え、支援者を増やすことができる。支援者が増えることは、差別や偏見をなくすことにつながっていく。

(3) 独自の教育方法で障害者の才能を伸ばし育てたことにより、エンパワーした。

ねむの木学園では、先行研究でも明らかなように生活指導と教育を一体化させている。そうせざるを得ない事情もあったが、そのことが教育の効果を上げたのは事実である。さらに集中感覚教育として、美術や茶道などで障害者が自己表現することによつて、自己肯定感や他者とのコミュニケーションを推進している。その際に、障害児が使いやすい道具を選ぶことや感性を磨くような声かけをすることによつて、より表現が豊かになるように支援している。また、無学年制の教育により、ゆっくり学んでいても一つのことをやり続けることによつて、いつでも再現し応用できるようにしている。

つまり、ねむの木学園では独自の教育方法で人を育てることによつて、障害者たちが本来持つ能力を発揮できるようにしている。社会的に排除されている人たちを保護するだけ

149 ねむの木学園は1973年に局長通知で「肢体不自由児養護施設」となり、1979年に「肢体不自由児療護施設」として法的に認められたが、その経緯はねむの木学園の第七の特徴で詳述している。太陽の家も制度がない時に福祉工場を作ったが、その後制度が整えられたことについても前述している。

150 「熱演に900人声援 ねむの木学園大運動会」『読売新聞』2019年10月28日朝刊 p.27。

ではなく、教育によってエンパワメントすることによって、その人たちが社会の一員として活躍できる力をつけるようにすることが重要である。

(4) 働く場と機会を提供することにより、障害者の社会参加と地域社会および健常者との交流を促進した。

ねむの木村では、外部と交流するための施設をいくつか設けている。二つの美術館には、障害児（者）が描いた絵画が展示され、多くの人たちが訪れている。「森の喫茶店 **MARIKO**」や「雑貨屋さん」、「糸屋さん」、「お花屋さん」、「ガラス屋さん」などのお店で働いている障害者もいる。同じ障害者の施設ながら、太陽の家は企業と共同して工業製品などを作り、働く機会を提供することによって自立生活ができるように支援している。それに対し、ねむの木学園では独特の教育により美術や織物や音楽などの表現活動やそれを商品にして販売することによって自立を支援しようとしている。教育や訓練によって技術を身につけるところは太陽の家と同じであるが、ねむの木学園では、工業製品ではなく、機織りによってそれぞれが工夫して織った作品をショールにし、また描いた絵を、絵葉書やカレンダー、タオルやコーヒーカップなどの製品にして、販売している。つまり宮城は、障害児や障害者自身が個々の能力を磨いていくことによって、自立するよう願ったといえる。

したがって、ねむの木村は、美術作品を展示し、美術作品を商品として販売できる施設であり、外部と交流できる施設であり、そこで働く場を創設した職場でもある。さらに、外部から人びとが来たくるように、ねむの木村では元々の自然を生かしながらも、より豊かで美しい自然を目指している。施設自体の美しさも追求し、オレンジ色の屋根と白い壁というヨーロッパの田舎のイメージを大切にしている。前述したように、阿部彩は、働くということは、単に賃金をもらうための手段ではなく、「働くことによって、人は社会から存在意義を認められ、『役割』が与えられる。働くことは、社会から『承認』されることなのである（阿部 2011、p.110）」としている。太陽の家の中村が企業と共同して働く機会を提供することによって自立生活ができるように支援しようとしたのに対し、宮城は芸術という自分の得意分野を生かすことにより自立支援をしたように、必ずしも同じ道を選ばなかった。

つまり、働くことによって、社会参加の機会を創出し、それは、交流の促進にもつながっているのである。

(5) 障害者が「家族」として参加することにより、自己肯定感を向上させ、主体性が育まれた。

ねむの木学園では、各自の役割を明確にすることによって、「こどもたち」自身が家族の一員としてねむの木学園の活動に主体的に参加し、ねむの木学園を盛り立てている。各地で開催されてきた絵画作品の展覧会やダンスや合唱の公演、呈茶などに加え、毎年ねむの木学園で開催されてきた大運動会での活動においても積極的に参加している。これは、

先行研究で明らかになった、「こどもたち」の主体性を尊重した「援助」「お手伝い」「助力」としての教育の成果であるとも推察できる。このような活動や教育の結果として、各々の自己肯定感が高まり、主体性が育まれていくのである。

いずれにしろ、社会的排除の課題に対しても、当事者として主体的に参加していくことが、解決のためには必要である。

(6) 社会的包摂の言葉や概念が存在しなかった時代に、その理念を先取りしたコミュニティとして設立し運営し新たな挑戦をしている事実は、社会的包摂の在り方に貢献し進化させ続けている。

前述したように、掛川市上垂木知連山中地区は、鬱蒼とした森が生い茂り、道路幅も狭く、バスが通行することは困難で、人口が減っていく過疎の地域であったが、ねむの木学園の移転により、大きな変化を遂げた。まず移転による変化として次のことが挙げられる。浜岡町時代のねむの木学園は地域との交流はあったものの一施設として存在していた。一方、ねむの木村では地域の中にそれぞれの施設が点在し溶け込んでいる。ねむの木学園が移転してくることによって、道路幅の拡張や水道敷設などのインフラ整備とともに、定期バスの運行や観光客などの来訪者が増加し、住民数と世帯数も増加した。地域住民の勤務先の確保とともに住民の意識も変化し障害者への理解が深化し、例えば新聞配達朝刊と夕刊それぞれ配達されることによって、情報収集も迅速化するようになった。宮城が、知連山中地区の豊かな自然に加えて新しく植樹し、ベルギーのブルージュを参考にイメージしたねむの木村は、障害のある子どもたちがその才能を磨いてきた絵画やガラスや織物やお茶でのおもてなしに彩られた、多くの障害児(者)の生活の場、教育を受ける場、そして表現の場として、もともとその地域に暮らしてきた人々も含め包み込んでいる。そして、多くの観光客も訪れるようになった。このように、文化的機能を持ったねむの木学園という福祉施設であったからこそ、地域に溶け込み、多くの人びとを惹きつけることが容易であったといえる。ねむの木学園の移転の理由は、浜岡町の施設が老朽化したことや浜岡原子力発電所のすぐ近くだったことである(宮城 1999、pp.27-28)。より自然に恵まれた土地に新しく施設を建設でき、浜岡原子力発電所が見えない場所で生活できる安心感を得ることができた。ねむの木学園にとっては、桜木池が常に美しい湖のような池でなかったことは誤算だったかもしれないが、元々の景観を生かしながらも宮城の舞台製作のような緻密でありながら感覚的なセンスによって、年間を通して観光客が訪れる地域となったことは確かである。しかし、宮城はこれで満足した訳ではなく、より多くの人たちが訪れ交流できるように、新しく美術館の「どんぐり」の東側に公園を作っている(表6-1)。このように、理想を追い求める宮城の新たな挑戦に、これで終わりということはない。

したがって、社会的に包摂されるために活動に終わりはなく、つねに進化し続ける必要がある。

以上 6 つの活動により、ねむの木学園が社会的に包摂された施設であろうとして努力し続けていることが確認された。障害学における主流の主張は、「脱施設」「脱家族」である。ねむの木学園は、この障害学の主張と真逆のやり方をしている。つまり、ねむの木学園は、「施設」であり「家族」を目指している。したがって、ねむの木学園は、「脱施設」でも「脱家族」でもないが、社会的に包摂されているのである。

最後に、結論として、宮城の活動からの示唆として、包摂された社会を目指すための提言について、次節で述べたい。

5.2 包摂された社会を目指すための提言

50 年以上前、障害者が置かれた状況を変えようとして、ヘット・ドルプ、太陽の家、そしてねむの木学園が設立されたのだが、現在では、それらの施設は設立当時ほど注目を集めてはいない。それは、全国各地に同様の施設ができ、障害者はわざわざ遠方の施設まで行かなくても良くなったからである。つまり、皮肉にもクラックワイクや中村裕、宮城まり子実践してきた活動が広がったために、彼らの設立した施設の存在価値が下がったともいえる。太陽の家まで行かなくても各地に特例子会社があり、まだまだ障害者雇用が遅れているとはいえ障害者が働ける環境が整ってきた。エーブル・アート¹⁵¹ (Able Art) という言葉が広く知られ、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成 30 年法律第 47 号)¹⁵² も、2018 (平成 30) 年 6 月 13 日に公布と同時に施行された。この法律の第一条では目的として次のように述べている。

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

この法律の施行の後押しもあり、美術館を二つも作った宮城が推し進めてきた障害者による芸術の活動はますます進展していくであろう。

しかし、宮城の活動からはまだまだ本質的な部分で学ぶべきことがある。社会的包摂をより推進するために宮城が行ってきたねむの木学園の活動を基として、それらに若干の考察を加え、包摂された社会を目指すための 4 つの提言をしたい。

(1) 矛盾に対して自ら活動する。

本稿では、障害者に関する施設として、ねむの木学園、ヘット・ドルプ、太陽の家、クリエイティブサポートレッツの 4 つを取り上げている。そのうち、ヘット・ドルプと太

¹⁵¹ エイブル・アートは 1995 年に日本で始まった障害者芸術を捉え直す運動である。

¹⁵² 文化庁 HP 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」参照。

陽の家の創設者は医師（整形外科医）であり、職業として身体障害者と出会っている。クリエイティブサポートレッツの創設者は、母親として知的障害者と出会っている。宮城は、歌手で女優であるが、養育する家族がいない身体障害者が就学猶予により学校へ通うことができないという事実が許せずねむの木学園を設立した。宮城は、職業や家族として出会ったわけではいが、矛盾に対して見過ごすのではなく、「許せない」と思って、自ら活動を始めたのである。つまり、職業（医師）や家族として障害者に関わったわけではなく、障害者と直接接点がなかったにも関わらず、宮城は日本において先駆者としての役割を果たしたのである。この場合に、ゾラの障害の普遍化戦略（障害者と高齢者の政治的連帯）、つまりほとんどの人は障害者である時期があるという論理が有効である。実際に健全者として生きてきたとしても、高齢になってから障害者となる人は多い¹⁵³。その場合でも、障害者が排除されていない社会ならば、高齢になっても排除されることはない。

つまり、矛盾に対して、自分も同じ社会に生きる人間として、自ら活動するのである。

(2) 社会的に排除されている集団同士が連携する。

福祉・教育の文化村ねむの木村は、過疎の村と障害者施設という2つの社会的に排除されている集団の強みと弱みを考慮することによって建設されている。あたかもマイナスとマイナスを掛け合わせてプラスとするように、社会的に排除されている集団同士の連携を図ることによって、社会的に包摂されることは可能と思われる。表6-1の宮城のインタビューにあるように、宮城は、最初に浜岡町でねむの木学園を建設するまでに、東京都や神奈川県でも土地を探していたが、地主による障害者への偏見から断念した経験がある。掛川市のねむの木村建設は、過疎の地域にとってのメリットと、障害児（者）施設にとってのメリットが、互いのデメリットを補う形で一致したのだ。必ずしも常に過疎地域と障害者施設が一緒になってもプラスになるとは限らないが、当時の市長である故榛村純一の尽力もあり、お互いにプラスになるような移転が実現したといえる。

社会の中で恵まれない環境にいる集団同士は、お互いの長所・短所を分析し、工夫して連携することによって課題を解決できる可能性がある。

(3) 多様な選択肢を良質化する。

宮城が運営しているのは障害児（者）施設である。前述したように、尾中（1990→2012）は、1970年代または80年代の施設では、「虐待」と「待遇の悪さ」が改善されたとしても、「管理」と「隔離」という課題があると述べている。ねむの木学園がそうでないことは、第3章3節2項で既に記した。前述したように、「隔離」の第三の特徴として、しばしば既にその立地条件からして「人里離れた」場所であるとしている（尾中

¹⁵³ 厚生労働省 HP「生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること（施策目標 1-10-2）」の健康寿命と平均寿命の推移（p.5）によると、平成28年の調査では、男性の平均寿命は80.98歳、健康寿命は72.14歳で8.84年の差、女性の平均寿命は87.14歳、健康寿命は74.79歳で12.35年の差がある。つまり、平均すると亡くなるまでの男性で約9年間、女性で約12年間は、病気や事故により何らかの障害を持つ可能性が高い。

1990→2012、p.163) が、人里離れた場所であってもその自然を愛し、豊かに生活している人は数多く存在する。人里離れた場所には、多くの自然が残され、そのような自然を愛でている人もたくさんいる。問題は、外部との交流への試みがなされているかどうかということである。たとえ都会であっても、障害者と介助者との関係によって、孤独に暮らしているのであれば、「一人の施設」に変わってしまうことは前述した橋本（2012、p.94）。また、第2章で論じたように、戦後日本の福祉政策は、施設福祉から施設福祉と在宅福祉の二本立てへ、そして現在では施設福祉から在宅福祉への転換がされたのであるが、その理由には世界的な「脱施設」の流れだけでなく日本政府の財政的な背景があることも忘れてはならない（岩田 2008、pp.124-125）し、有菌（2014、pp.228-242）の主張のように「脱施設化」ではなく「合理化」である可能性もある。前述したように、日本における施設入所者の割合を比べると、身体障害者、精神障害者に比して、特に知的障害者の入所割合が高いという特徴がある。自立生活が可能な障害者は、知的レベルの高い「スーパー障害者」とも言える。つまり自立生活が困難な障害者が多数いることも事実である。「脱施設」をして地域での自立生活やグループホーム設立を目指す人には、脱施設の支援策が重要なのはもちろんであるが、施設という選択肢も残し、それをより良いものとするように改善することも必要である。今回、障害者施設であるねむの木学園を取り上げて、社会的包摂という観点から分析と考察を試みた。これは、「脱施設」「脱家族」という日本の障害学の潮流からは、反対の立場にみえる。前述した山下（2008、p.132）の主張のように、施設がないときは施設を理想化して考え、地域での自立生活を送ることができるような人が出てくると地域生活を理想としてあこがれた。しかし、筆者は、障害学やねむの木学園の研究結果を踏まえ、本来、施設と地域生活のどちらにもメリット・デメリットがあると考える。そうであるなら、前述した榎（2013、pp.55-56）の主張と同様に、どちらを選択しても良いように、それぞれをより良いものに変えていくのが最良の方策である。障害者の障害や家族関係などの多様な状態を十分に踏まえることをせず、抽象的な理論により、二項対立的な選択肢のみを示すことは避けるべきである。

したがって、多様な選択肢があるということ、そしてその選択肢がより良いものになるように改善していくことが重要である。

(4) 主観的な視点や感情という観点を重視する。

調査結果の客観的な資料としての評価のために、社会的排除指標は客観的な項目がほとんどである。しかし、近年の研究の成果によって、一つだけ主観的な項目として主観的貧困が入れられるようになった。ほとんどが客観的な項目である社会的排除指標と違って、宮城は、主観的な視点を最も重要視してきた¹⁵⁴。つまり、教育では感性を育てるように

¹⁵⁴ 宮城は主観的な視点を最も重要視している。1987年のノーベル生理学・医学賞を受賞者で、1990年代以降、脳研究に取り組んできたアメリカのマサチューセッツ工科大学（MIT）の利根川

注力し、一番大切にしていることを「愛」だと言っている（表 6-1）。宮城は、つねに愛を重要視してきた。ねむの木学園が社会的に包摂されているとするならば、宮城の主観的な視点や感情という観点を重視した考え方についても今後は尊重していく必要がある。したがって、社会的排除指標に、以前はなかった主観的貧困という項目が出来たように、今後はどう感じるかという項目、例えば「幸福とを感じる」という指標を取り入れていく必要があるかもしれない。

つまり、これまで客観的な調査のために選ばれた社会的排除指標以外にも、主観的な視点や感情という観点を重視した項目を入れることが求められる。

宮城の活動から得られたこれら 4 つのことは、より包摂される社会となることを目指すための筆者からの提言である。

次項では、これらを踏まえて障害者問題における新たな動きと今後の展望を述べる。

5.3 新たな動きと今後の展望

日本における障害者問題に関して、政治、芸術、テクノロジーなど多様な分野において新しい動きがある。その新しい動きについて 3 つの例を紹介する。さらに、今後の展望として、テクノロジーの進歩が障害や障害者の社会生活、障害学に与える影響、そして変化する社会への対応に役立つような、障害者の経験や知見および障害学からの示唆について述べ、本稿の結論とする。

まず初めに、令和初の国政選挙である参院選¹⁵⁵から政党が優先的に当選する候補者を決める「特定枠」が導入され、結果的に選挙運動の困難な重度障害者二人が国会議員に選出された。山本太郎が代表を務める「れいわ新選組」の比例代表特定枠 1 位の「筋萎縮性側索硬化症¹⁵⁶ (Amyotrophic lateral sclerosis : ALS)」の患者である舩後靖彦、2 位の重度障害者の木村英子が、この参院選で初当選した¹⁵⁷。大型の電動車椅子を使う 2 人が国会議員になったことにより、国会議事堂では参議院だけでなく、衆議院もバリアフリ

進教授は、今後の脳科学の発展について「脳を研究するという事は、物体と精神という二元論の境目がなくなることを意味する」と語っている（「脳科学に異分野の知見 ノーベル賞の米 MIT 教授 利根川進氏に聞く」『日本経済新聞』2019 年 10 月 28 日付朝刊、p.9）。近代合理主義や近代科学は、デカルトの心身二元論（物心二元論ともいい、物体と精神はまったく異なるものとする考え方）と出会い普及した。近代（西洋）医学も、身体を精神から分離し、機械論的な見方をする事によって目覚ましい発展を遂げた。利根川は、その延長線上にある脳科学の未来には、精神の動きを脳の生化学反応として解明できるようになる可能性があるとしている。将来的に精神や心そのものが科学的に解明されるかもしれない。そうなると、宮城が重要視している主観的な視点や感情という観点が、脳の生化学反応の具体的な根拠を持つことも予想できる。

¹⁵⁵ 令和元年（2019）年 7 月 21 日に実施された。

¹⁵⁶ 全身の筋肉が徐々に動かなくなる難病である。

¹⁵⁷ 政治団体「れいわ新選組」の代表山本太郎は、今回の参院選比例代表に立候補した全ての候補者で最高となる 97 万票以上を獲得したものの落選した。新設された特定枠で擁立した 2 人が優先的に当選し、3 議席目を得られなかったためだ。「れいわ・山本氏 最高得票で落選 97 万票も特定枠影響」『静岡新聞』2019 年 7 月 22 日付夕刊、p.10 による。

一対応の検討を始めた。身体障害に限らず高齢化に伴う車椅子の使用なども増えることが予想されるため、重度障害者の2人の当選を契機に国会のバリアフリー化が一気に進む可能性が出てきた¹⁵⁸。実際に重度障害者2人が国会議員に当選したことにより、介助者の付き添いや本人に代わって投票することや、意思疎通のためのパソコンなどを持ち込むことも認められた。しかし、新たな問題も浮かび上がった。2人は障害者総合支援法に基づき、重度の障害を持つ人の生活全般を支援する「重度訪問介護」を利用してきたのだが、この制度は通勤や仕事中の利用を認めていない。参院は2人の議員活動中の介助費について、当面は参院の負担とすると決めたが、2人は「障害者の社会進出を妨げている」と訴え、制度そのものの見直しを求めている¹⁵⁹。重度障害者の2人が国会議員になったことにより、国会はもとより日本社会全体のバリアフリー化が大きく進むとともに障害者に対する意識も変化する可能性がある。

2つめは、障害者の芸術活動を支援する取り組みは各地での広がりである。政府もこのような取り組みを応援している¹⁶⁰。さらに、スポーツだけでなく、文化の祭典でもある2020（令和2）年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、政府もますますこの機運を高めようと後押ししている。障害者の芸術は、アール・ブリュットやアウトサイダー・アートやエイブル・アートと呼ばれ¹⁶¹、多くの人に支持されるようになっただけでなく、芸術的にも高い評価を受けるようになった¹⁶²。例えば、社会福祉法人素王会が運営する知的障害者の施設であるアトリエインカーブには、現代アートの作品を創り出すアーティストたちがいて¹⁶³、日々独創的な創作活動をしている。ここでは、障害者の自立を見据えた上で、彼らの創作活動を支援している（今中2009）。

3つめは、これまでとは異なる方法で障害者問題にアプローチしている人たちの存在である。2018（平成30）年に引き続き、2019（令和元）年10月も東京都内に期間限定で「分身ロボットカフェ」をオープンしたオリィ研究所の吉藤オリィ¹⁶⁴代表である。分身

¹⁵⁸「衆院もバリアフリー検討、れ新2氏、参院選当選受け、設備・審議方法の対応急務」『日本経済新聞』2019年7月30日付朝刊、p.4。

¹⁵⁹「バリアフリー国会、道半ばハード改善、ソフトに課題」『日本経済新聞』2019年9月13日夕刊、p.2。

¹⁶⁰ 前述したように、実際に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が2018（平成30）年に成立し施行された。

¹⁶¹ 正確にはこれらの言葉には異なった定義がある。アール・ブリュットは1945年にジャン・デュビュッフエが加工されていない「生の芸術」という意味のフランス語として命名した。英語ではアウトサイダー・アートと呼ばれ、西洋の芸術の伝統的な訓練を受けていない人が制作した作品であるが、アートとして扱われているものを指す。エイブル・アートについては、前述し、脚注で説明している。

¹⁶² ねむの木学園のことも「重要トピックからたどるアウトサイダー・アートの変遷」の中で紹介されている（中島2017、p.36）。

¹⁶³「あすへの話題 天才の育て方 経済学者松井彰彦」『日本経済新聞』（2019年5月23日夕刊、p.1）によると、稼ぎ頭の寺尾勝広さんは2週間で描きあげた2m四方の絵が海外において400万円で売れたそうだ。

¹⁶⁴ 本名は吉藤健太郎であるが、折り紙が得意だったことからオリィと名乗る。

ロボットカフェでは、ALSなどの難病や重い障害で外出が難しい患者30人が、カメラやマイクが搭載された小さなロボット「OriHime（オリヒメ）」を遠隔操作する。実際に接客し、コーヒーなどを運ぶのは身長120センチメートルほどのロボット「OriHime-D（オリヒメディー）」である¹⁶⁵。吉藤は、小学校から中学校にかけての3年半ほど不登校となり、一日の大半を布団の上で過ごした経験から、孤独の辛さを痛感した¹⁶⁶。吉藤は孤独を「だれともつながりを感じられず、この世界に居場所がないと思ってしまう状態」と定義し、人が孤独にならず人生を生きるには、他者から必要とされ、あるいは喜んでもらえて「ありがとう」をいってもらえる機会をつくることが重要性だと気がついた（吉藤2019、pp.30-31）。吉藤は、一時人工知能（artificial intelligence：AI）ロボットに夢中になるが、次第に違和感を覚え、「人工知能が人を癒す未来」よりも「親しい人とつながり、孤独でなくなる未来」を創りたいと思い、遠隔人型分身コミュニケーションロボット OriHime を誕生させ、分身ロボットカフェを開店させた¹⁶⁷。吉藤は、「ただ、この世でたった1つだけ絶対に正しいといえる真理があるとすれば、それは『選択肢がある』ということだと思っている（2019、p.194）」と述べ、多様な選択肢の必要性を訴えている¹⁶⁸。実際に吉藤はロボットというテクノロジーを使うことによって、働きたくても身体が動かないため外出できない人が、他の人と交流し働くことができるように選択肢を広げたのである。

本論の最後に、今後の展望として、テクノロジーの進歩が障害や障害者の社会生活、障害学に与える影響、そして変化する社会への対応に役立つような、障害者の経験や知見および障害学からの示唆について指摘する。

まず、これからの社会は、テクノロジーの進歩、特にAIやIOT（Internet of Things）の進歩が、障害者やホームレス、高齢者、そして外国籍者や女性など、社会的に排除されやすい人びとの問題解決に一役買う可能性が大いにあるということである¹⁶⁹。このことについては、前段で紹介した吉藤オリィのような取り組みが今後増えるだろうと予想できる。

次に、テクノロジーの進化に伴って変化する社会¹⁷⁰では、人としての価値がより高まるということである。その理由には、人にしかできないことについての気づきと再評価が

¹⁶⁵ 「第8部となりのロボ(1)分身ロボで出勤、宇宙カフェへ（Disruption 断絶の先に）」『日本経済新聞』2019年11月6日朝刊、p.12。

¹⁶⁶ オリィ研究所 HP「オリィ研究所設立前のヒストリー」

¹⁶⁷ 同前。

¹⁶⁸ 前述したように、楨は第2章で、筆者も第5章で障害者の居住場所の選択肢があることの必要性について述べている。

¹⁶⁹ 総務省 HP「2030年代に実現したい未来の姿と実現に向けた工程イメージ」

¹⁷⁰ 内閣府 HP「日本経済2016-2017 新たな産業変化への対応」によると、第18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオー

考えられる。例えば、言語を介さない意思疎通や表現、つまり絵や音楽や演劇などの芸術を用いた表現である。もちろん、過去の絵画のデータを使うことにより、AI搭載のロボットが絵を描くことはできるかもしれないが、他者を感動させることができるかどうかは疑問である。ねむの木学園の「こどもたち」による絵やコーラスやダンスは、技術的には稚拙かもしれないが多くの人びとを惹きつけている。その感動や魅力の源泉は、近年、絵画の世界で注目されるようになったアール・ブリュットやアウトサイダー・アートやエイブル・アートなどにも共通するものであろう。

さらに、テクノロジーの進化により変化する社会では、人と人とのより良い関係の創造によって、新しい価値観を再構築することが求められるようになると思える。つまり、自分自身のアイデンティティを形成し、その上で他者と良好な関係を築き、人と上手にコミュニケーションを取ることで、新しい価値観を再構築することが、今までに比べより一層重要になるのである。これまで障害者は、健常者に比べてより厳しく自らと向き合わざるを得ない状況でアイデンティティを形成してきた¹⁷¹のであるが、このような経験は、これからの時代に参考となるのではないだろうか。実際、障害学では、人間関係の構築の重要性について言及してきた¹⁷²し、また、障害者と介助者との関係性については、多くの私的な文献資料や研究の蓄積がある¹⁷³。日本は、江戸時代から明治時代となる前後、戦前から戦後への変化では、海外からの新しい価値観を取り入れてきたことにより成功できた。同様に、障害者の経験や障害学から違う価値観を取り入れ、新たな価値観を再構築することが将来の社会にとって重要になるであろう。

これからの社会は、テクノロジーの進歩により障害者など社会的弱者が包摂されることが可能になり、人としての価値がますます重要になっていくと思われる。未来は予測できない。しかし、私たちが、どういう未来を生み出したいのか、どういう未来を自分たちの子どもや孫たちに残したいのかを考えて行動することはできるのである。

トメーション化である産業革新を第4次産業革命と呼ぶ。第4次産業革命とは、モノのインターネット化（Internet of Things : IOT）やビッグデータ、人工知能（AI）、ロボットなどに代表される産業・技術革新である。この第4次産業革命によって変化する社会を想定している。

¹⁷¹ 本稿では石川准とアーヴィング・ケネス・ゾラの例から障害者のアイデンティティの獲得について第2章で述べている。

¹⁷² 第2章で前述した、夏目、堀、星加の主張である。

¹⁷³ 渡辺（2003）、福嶋（1987）、橋本（2012）、岡原（1990→2012）、立岩（1995→2012）ほか多数。

あとがき

本論文提出の締め切りが数日後に迫った朝、テレビから「これまでは TEACH（教えること）¹⁷⁴が重要とされてきましたが、これからは COACH（導くこと）¹⁷⁵も大切になってきます」という声が聞こえてきた¹⁷⁶。さらに、その日の新聞を開くと、見出しに「『教える』から『助ける』へ 松浦寿輝」¹⁷⁷とあった。これらのことから、障害児（者）を主役として彼らを助ける教育や活動をしてきた宮城やねむの木学園について書くことの重要性について再認識した。

筆者が生まれ育ったのは、ねむの木村のある掛川市上垂木知連山中地区である。ねむの木学園移転前のこの地区は、若者はもちろんのこと、他地区へ一家転住する人たちもいて、鬱蒼と生い茂った暗い森に覆われた閉塞感漂う過疎地域であった。そんな時、土地を探していた宮城が桜木池に立ち寄った。この地域を何とかしたいと思っていた父は、桜木池の畔に咲く桜の枝を折って、宮城に差し出した（宮城 1999、p.29）。自然の美しさを愛する宮城は、桜の花びらが池の面に漂う桜木池が気に入り、この地に移転することを決意した。地域の人たちが移転してくることに賛成しても先祖伝来の土地を売ることを拒否していたなかで、両親は率先して自分たちで開墾した茶畑をねむの木学園に売却した。それが、現在の「ねむの木こども美術館 どんぐり」が建つ場所である。1997（平成 9）年にねむの木学園が移転してくると、両親は学園で働き始めた。それまで、障害児（者）と接することがなかった両親であったが、学園の職員はもちろんのこと、「こどもたち」とも親しく付き合うようになり、減る一方であった知り合いは一気に増えることになり、その交流が元で近所の人たちと一緒に学園のボランティア活動も行い、両親の生活を豊かに彩ってくれた。父が 2008（平成 20）年 11 月に亡くなり、その後母は約 10 年後の今年 2019（平成 31）年 3 月に亡くなるまで、この土地で一人暮らしをしていた。移転後にバスが運行するようになったため、運転免許を持たない母でも一人で買い物や通院をすることができた。とりわけ一人暮らしをするようになってから、学園の存在が心身ともに母をどれだけ助けてくれたか計り知れない。静岡県の公立高校に勤務していた筆者は、何度も ALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）と一緒に、吉行淳之介文学館に併設された和心庵で、ねむの木学園の「こどもたち」であるとしみつ君やつとむ君からお抹茶を立ててもらった。その時に、彼らが外国人である ALT に話しかけ、臆することな

¹⁷⁴ ここでは、単に教えるという意味で使っていた。

¹⁷⁵ ここでは、元々の意味を馬車であると説明し、どこかへ連れていくことを手助けする乗り物であるから、相手がどうしたいかを考えさせながらアドバイスするという意味で使っていた。

¹⁷⁶ テレビ寺子屋 HP。日曜朝 6 時半からのテレビ静岡の番組「テレビ寺子屋」で、2019 年 12 月 22 日の講師は大谷由里子であった。

¹⁷⁷ 『『教える』から『助ける』へ 松浦寿輝』『日本経済新聞』2019 年 12 月 22 日朝刊、p.32。

く自然に会話していたことに驚かされ、彼らの人柄やコミュニケーション能力に強く惹かれた。

一方、筆者は大学時代（1970年代後半）に、障害者介護のボランティア活動を行っていた。その活動は、青い芝の会の障害者が街で暮らすための自立生活支援であった。しかし、一年も経たないうちに大学生活との両立が困難となり、介護をやめ数学の教員になる道を選んだ。その時筆者が介護をしていた脳性麻痺の故松川紀代子は、手がわずかしか動かなく歩けない24時間身辺介護が必要な重度の障害者であった。言葉も聞き取りにくく、買い物に行っても何度もゆっくり話さないと理解してもらえなかった。好みの帽子を買うために1時間以上店員さんに全身を使って力の限り話しかけていたこともあった。彼女は、店員が介護者である筆者に話しかけることを認めなかった。そうやって、毎日の食事や服や行くところを決めていた。自分のやりたいことに命をかけていた松川に影響され、皮肉なことに介護より大学で好きな数学を学ぶことを選んだ筆者であった。介護はやめるが、友達として付き合いたいとお願いし、息子が生まれたときは彼女に見せに行き家に泊まらせてもらった。その間、当時浜岡町にあったねむの木学園を何度も訪れた。

デカルトを尊敬していた筆者は、大学卒業後、高校の数学教員となり、2017（平成29）年3月で定年退職した。退職後、大学院で勉強したいと考えたとき、このような経緯から研究対象をねむの木学園に決めた。ねむの木学園は、大学時代の自分が続けられなかった障害者への関わりを一生かけて続けてきた宮城まり子が設立した障害児入所施設・障害者支援施設であり特別支援学校である。この研究によって、大学時代に介護活動をしていた仲間や当時青い芝の会の活動をしていた障害者とも再会することができた。

過去と現在の点を結んだ先に未来はある。現職中は学校へ来る子どもたちに対して教育活動をしてきたが、今後は今回の研究成果を生かし、現在住む地域において不登校の子どもたちへの支援活動をしていきたいと考えている。

謝辞

豊富な知識と社会的包摂そのもののようなお人柄である主指導の森俊太先生、鋭い切り口で分析される副指導の松本茂章先生、ゼミ生でもない筆者にゼミで明快なご助言をしてくださった池上重弘先生をはじめとして、静岡文化芸術大学の先生方には、つねに的確なアドバイスをしていただき、深く感謝申し上げます。特に、オランダのヘット・ドルプに関する調査では、図書館・情報センター土屋麻子氏と英語・中国語センターの上村明英先生に非常にお世話になりました。心から感謝いたします。

最後に、教員として勤務し、その後大学院へ通ってきた長年の間、子育てをはじめとした家庭生活において、亡き両親とともにつねにサポートしてくれた夫に対し、心より感謝の気持ちを捧げます。

引用文献・引用資料・参考文献

<引用文献>

- 青木紀（2007）「学校教育における排除と不平等 教育費調達の実態から」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、pp.200-219
- 秋山ちえ子「身障者の町からの報告、オランダ・アルンヘム市 日本では“病人”が立派な生活者」『読売新聞』1974年11月26日付朝刊、p.20
- 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也（2012）『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学』生活書院
- 阿部彩（2002）「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外保障研究』Vol.141、pp.67-80
- 阿部彩（2007a）「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊・社会保障研究』Vol.43、No1：pp.27-40
- 阿部彩（2007b）「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、pp.129-152
- 阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書
- 阿部彩（2011）『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂』講談社現代新書
- 阿部彩（2014）『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波新書
- 有菌真代（2014）「脱施設化は真の開放を意味するのか」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂／排除の人類学—開発・難民・福祉』昭和堂、pp.228-242
- 石川准・長瀬修編（1999）『障害学への招待—社会、文化、ディスアビリティ』明石書店
- 石川准（2000）「平等派でもなく差異派でもなく」倉本智明・長瀬修編『障害学を語る』エンパワメント研究所、pp.43-58
- 今中博之（2009）『観点変更—なぜ、アトリエインカーブは生まれたか』創元社
- 岩田正美（2008）『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣
- 上野千鶴子（2011）『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会』太田出版
- 岡原正幸（1990→2012）「コンフリクトへの自由—介助関係の模索」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学第3版』生活書院、pp.191-232
- 奥野英子（1985）「特集／世界のリハビリテーション オランダ」『リハビリテーション研究』1985年3月（第48号）、pp.10-24
- 尾中文哉（1990→2012）「施設の外で生きる—福祉の空間からの脱出」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学第3版』生活書院、pp.158-190
- 解説教育六法編集委員会（2009）『解説教育六法 2009 平成21年版』三省堂
- 柏倉秀克監修（2017）『障害者総合支援法のすべて これ一冊でわかる』ナツメ社

- 川島聡（2013）「権利条約時代の障害学——社会モデルを活かし、越える」川越敏司他『障害学の
リハビリテーション—障害の社会モデルその射程と限界』生活書院、pp.90-117
- 久保田翠（2016a）「たけしと家族とレッツと私 代表久保田の思い出年表」『「レッツと私」年表
ブック』認定 NPO 法人クリエイティブサポートレッツ
- 久保田翠（2016b）「障害者の価値観を超えるオルタナティブな場」『ソーシャルアート』学芸出版社
- 倉本智明（1999）「異形のパラドックス」石川准・長瀬修編『障害学への招待——社会、文化、ディ
スアビリティ』明石書店、pp.219-255
- 榊原賢二郎（2016）『社会的包摂と身体 障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡って』
生活書院
- 佐々木雅幸（2009）「まえがき 創造都市と社会包摂」佐々木雅幸・水内俊雄編著（2009）『創造都
市と社会包摂』水曜社、pp.3-6
- 佐藤久夫（1992）『障害構造論入門—ハンディキャップ克服のために—』青木書店
- 社会福祉法人太陽の家編集委員会（1975）『太陽の家 10 周年記念誌 太陽の家 10 年のあゆみ』社
会福祉法人太陽の家
- 慎英弘（2013）『自立を混乱させるのは誰か』生活書院
- 杉野昭博（2007）『障害学 理論形成と射程』東京大学出版会
- 立岩真也（1997）『私的所有論』勁草書房
- 立岩真也（1990→2012）「はやく・ゆっくり——自立生活運動の生成と展開助システム論」安積純
子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学』生活書
院、pp.258-353
- 立岩真也（1995→2012）「私が決め、社会が支える、のを当事者が支える——介助システム論」安
積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学』生
活書院、pp.354-413
- 追悼集編集委員会（1984）『中村裕先生を偲ぶ』社会福祉法人太陽の家
- 妻木進吾（2011）「児童養護施設経験者の学校から職業への移行過程と職業生活」西田芳正編著、
妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著、『児童養護施設と社会的排除家族依存社会の臨界』、解放出版
社、pp.133-155
- 中島美緒（2017）「重要トピックからたどるアウトサイダー・アートの変遷」『美術手帖』2017 年
2 月号、vol.69、NO.1049、pp.34-37
- 中村美帆（2018）「文化政策とソーシャル・インクルージョン——社会的包摂あるいは社会包摂」
小林真理編（2018）『文化政策の現在 2 拡張する文化政策』東京大学出版会、pp.89-106
- 中村裕（1975）『太陽の仲間たちよ』講談社
- 長瀬修（1999）「障害学に向けて」石川准・長瀬修編『障害学への招待——社会、文化、ディ
スアビリティ』明石書店、pp.11-39
- 夏目尚（2012）「脱能力主義、脱近代、脱主体の思想を——重度知的障害者の施設職員として障害

- 学に期待する」堀正嗣編『共生の障害学 排除と隔離を超えて』明石書店、pp.199-208
- 西澤晃彦（2012）「社会的排除」見田宗介編集顧問『現代社会学事典』弘文堂、p.602
- 西田芳正（2011）「家族依存社会、社会的排除と児童養護施設」西田芳正編著、妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著『児童養護施設と社会的排除家族依存社会の臨界』解放出版社、pp.197-206
- 橋本眞奈美（2012）「障害者介助にみる「社会モデル」の可能性—障害者が介助を利用するときの呼びかけと応答の関係」『共生の障害学 排除と隔離を超えて』明石書店、pp.88-103
- 福嶋あき江（1987）『二十歳 もっと生きたい』草思社
- 福原宏幸（2007）「社会的排除／包摂論の現在と展望—パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、pp.11-39
- 福原宏幸編（2007）『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社
- 星加良司（2007）『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院
- 堀正嗣（1998）『障害児教育とノーマライゼーション—「共に生きる教育」をもとめて』明石書店
- 堀正嗣（2012）「共生の障害学の地平」堀正嗣編『共生の障害学 排除と隔離を超えて』明石書店、pp.253-286
- 松丸修三・渡辺弘編（1994）『「援助」としての教育を考える』川島書店
- 松丸修三（2007）「「ねむの木学園」と宮城まり子との教育（Ⅱ）」『高千穂論叢』
- 松丸修三（2009）「宮城まり子のねむの木学園—学園設立を決意するまでの経緯」『高千穂論叢』44（3）、pp.33-66、2009-11
- 松丸修三（2013）「教育者・宮城まり子と教育思想家・福沢諭吉の<やさしさ>—その理論的意義—」『青山学院大学教育人間科学部紀要』
- 松丸修三（2018）『「助力」としての教育 福沢諭吉の教育思想,村井実の教育理論,宮城まり子の教育実践』川島書店
- 松本茂章（2015）『日本の文化施設を歩く』水曜社
- 宮城まり子（1957）『まり子の社会見学』婦人公論、連載第7回「知恵遅れの教室」
- 宮城まり子（1973）『ねむの木のこどもたち』ごま書房
- 宮城まり子（1975）「「ねむの木学園」と日本の社会福祉」『現代日本の公害と社会福祉』風媒社
- 宮城まり子（1976）『まり子のテレソン』三笠書房
- 宮城まり子（1978）「にんげん訪問 《聞き手》本誌千本健一郎 宮城まり子さん「ねむの木学園」の十年」、『朝日ジャーナル』20（37）1978-09-22、朝日新聞社
- 宮城まり子（1983）『まり子の目・子どもの目』小学館
- 宮城まり子（1985a）『神様にえらばれた子どもたち』海竜社
- 宮城まり子（1985b）『まり子の校長日記』小学館
- 宮城まり子（1999）『また あしたから』NHK出版
- 宮城まり子（2005）『ねむの木のこどもたちとまり子』ねむの木学園
- 宮城まり子（2007a）『時々の初心 「ねむの木学園」の40年』講談社

- 宮城まり子 (2007b) 「わたしの履歴書」『日本経済新聞』2007年3月
- 宮城まり子 (2007c) 『やさしくね やさしいことはつよいのよ』海竜社
- 宮城まり子 (2012) 『まり子の「ねむの木」45年』小学館
- 宮城まり子・ほんめとしみつ・ほんめつとむ (2014) 『まり子お母さんへ』海竜社
- 村井実 (1980) 「愛と純化の教育発見」『総合教育技術』第35巻第12号
- 山極寿一 (2007) 『暴力はどこからきたか 人間性の起源を探る』日本放送出版協会
- 山極寿一 (2016) 「連載対談 中島京子の「扉をあけたら」」、『月刊 本の窓』2016年6月号
小学館
- 山口浩平 (2007) 「イギリスにおける社会的包摂政策とボランティア組織の役割 近年の社会的企業への支援政策に着目して」福原宏幸編 (2007) 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、
pp.101-125
- 山下幸子 (2008) 『「健常」であることを見つめる～一九七〇年代障害当事者／健全者運動から～』
生活書院
- 山下祐介 (2015) 「限界集落の真実 一過疎の村は消えるのか? 市町村議会議員特別セミナー～自治体経営の課題」『アカデミア』vol.115、pp.8-13
- 要田洋江 (2004) 「障害をもつ人を排除しない地域社会の条件——日本の障害者政策の問題点——」
『ユニバーサル・サービスのデザイン——福祉と共生の公共空間』有斐閣、pp.103-140
- 横塚晃一 (2007→2010) 『母よ！殺すな』生活書院
- 吉藤オリィ (2019) 『サイボーグ時代 リアルとネットが融合する世界でやりたいことを実現する人生の戦略』きずな出版
- 渡辺一史 (2003) 『こんな夜更けにバナナかよ』北海道新聞社
- 渡辺弘 (1993) 「宮城まり子の教育思想と実践」『作新学院女子短期大学紀要』、pp.33-36
- 渡辺弘 (1997a) 「宮城まり子—「お手伝い」としての教育—」渡辺弘編『「援助」教育の系譜 近世から現代まで：その思想と実践』川島書店、pp.211-232
- 渡辺弘 (1997b) 「宮城まり子とねむの木学園 (II) —教育思想編—」『宇都宮大学教育学部教育実践研究指導センター紀要』、p.110
- Esping-Andersen, Gøsta (1990) , “*The Three Worlds of Welfare Capitalism*”, Polity Press=
(2001) 岡沢憲夫・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネ
ルヴァ書房
- Esping-Andersen, Gøsta (1999) , “*Social Foundations of Postindustrial Economies*”, Oxford
University Press=(2000) 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉
国家・家族の政治経済学』桜井書店
- Giddens, Anthony (2006) , “*Sociology 5th Edition*”=(2009) 松尾精文ほか (訳)『社会学第五版』
而立書房
- Goffman, E (1961) , “*Asylum: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other*

- Inmantes*”, Doubleday & Company Inc = (1984) 石黒毅 (訳) 『アサイラム 施設被収容者の日常世界』 誠信書房
- Maslow, A. H (1970) , “*Motivation and Personality, 2nd ed. Harper & Row*” = (1987) 小口忠彦 (訳) 『人間性の心理学 (改訂新版)』 産業能率大学出版部
- Oliver, Michael and Sapey Bob, (1983, 1998, 2006) , “*Social Work with Disabled People third edition*”, Palgrave Macmillan = (2010) 野中猛・川口尚子 (訳) 『障害学にもとづくソーシャルワーク』 金剛出版
- Zola, Irving Kenneth (1982→2004) , “*Missing Pieces: A Chronicle of Living With a Disability*”, Temple University Press
- Zola, Irving Kenneth (1977) , “*Healthism and disabling medicalization,*” in Illich et al, pp41-69 = (1984) 尾崎浩 (訳) 「健康主義と人の能力を奪う医療化」 I.イリイチほか『専門家時代の幻想』 新評論、pp.53-92

<引用資料>

〔新聞〕

- 『朝日新聞』「70歳・宮城まり子さんの夢『「ねむの木学園」育って村に」1997年6月26日付夕刊、p.1
- 『静岡新聞』「障害者の「アート」発信 NPO 理事長 久保田翠さん」2018年3月8日付朝刊、p.32
- 『静岡新聞』「れいわ・山本氏 最高得票で落選 97万票も特定枠影響」、2019年7月22日付夕刊、p.10
- 『日本経済新聞』「強制不妊救済法が成立 対象外の被害者どう対応 旧優生保護法改正前手術に限定」2019年4月25日付朝刊、p.38
- 『日本経済新聞』「あすへの話題 天才の育て方 経済学者松井彰彦」2019年5月23日付夕刊、p.1
- 『日本経済新聞』「衆院もバリアフリー検討、れ新2氏、参院選当選受け、設備・審議方法の対応急務」2019年7月30日付朝刊、p.4
- 『日本経済新聞』「バリアフリー国会、道半ば一ハード改善、ソフトに課題」2019年9月13日付夕刊、p.2
- 『日本経済新聞』「知的障害あるがままに④ クリエイティブサポートレッツ理事長久保田翠さん」2019年10月18日付夕刊、p.2
- 『日本経済新聞』「脳科学に異分野の知見 ノーベル賞の米MIT教授 利根川進氏に聞く」2019年10月28日付朝刊、p.9
- 『日本経済新聞』「第8部となりのロボ(1)分身ロボで出勤、宇宙カフェへ(Disruption 断絶の先に)」2019年11月6日付朝刊、p.12

『日本経済新聞』『教える』から『助ける』へ 松浦寿輝」2019年12月22日付朝刊、p.25
『読売新聞』「ねむの木50年 1000人祝う 宮城さん『みなさんのおかげ』」2018年10月29日
付朝刊、p.25
『読売新聞』「熱演に900人声援 ねむの木学園運動会」2019年10月28日付朝刊、p.27

〔ウェブ〕 2019年12月25日最終閲覧

ウェブで過去の地形図や空中写真を見る (Leaflet版)

<http://user.numazu-ct.ac.jp/~tsato/webmap/map/lmap.html?data=history>

大阪市立大学社会包摂型アートマネジメント・プロフェッショナル育成事業2「アートの活用形？」

<https://www.lit.osaka-cu.ac.jp/artsmanage/past/2015/about/index.html>

オリイ研究所 <https://orylab.com/>

掛川市 <http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/>

クリエイティブサポートレッツ <http://cslets.net/>

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

七十七銀行 HP「ユーロ対円相場(仲値)一覧表」 <https://www.77bank.co.jp/kawase/eur2018.html>

障害学会 <http://www.jsds.org/>

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

総務省主計局 <https://www.stat.go.jp/index.html>

太陽の家 <http://www.taiyonoie.or.jp/>

太陽の家「太陽の家WEBライブラリー(ベータ版)」 <http://www.taiyonoie.or.jp/library>

テレビ寺子屋 <https://www.sut-tv.com/show/terakoya/>

東京新聞 <https://www.tokyo-np.co.jp/>

内閣府 <https://www.cao.go.jp/>

日本テレビ 24時間テレビ愛は地球を救う <https://www.ntv.co.jp/24h/>

日本パラリンピック委員会 <https://www.isad.or.jp/paralympic/what/history.html>

ねむの木村 <https://www.nemunoki.or.jp/>

浜岡原子力発電所 <https://www.chuden.co.jp/energy/hamaoka/index.html>

文化庁 <https://www.bunka.go.jp/index.html>

文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

Google マップ <https://www.google.co.jp/maps/@34.825078,137.9955677,3702m/data=!3m1!1e3>

Het Dorp <https://www.siza.nl/het-dorp>

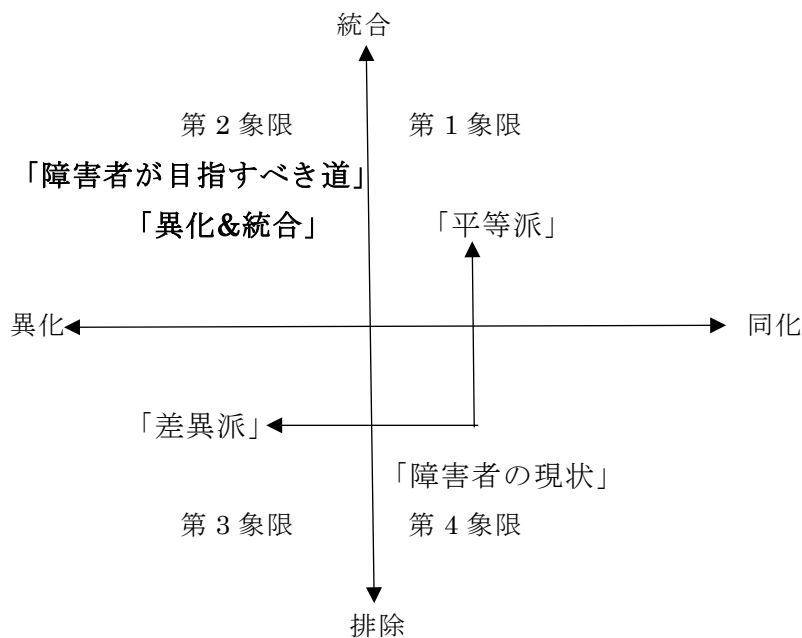
<参考文献>

石川准(2002)「ディスアビリティの削減、インペアメントの変換」倉本智明・長瀬修編『障害学の主張』明石書店、pp.17-46

- 今中博之 (2018) 『社会を希望で満たす働きかた ソーシャルデザインという仕事』朝日新聞出版
- 川井田祥子 (2013) 『通史 障害者の芸術表現 共生的なまちづくりにむけて』水曜社
- 金満里 (1996) 『生きることの始まり』筑摩書房
- 倉本智明・長瀬修編 (2000) 『障害学を語る』エンパワメント研究所
- 定藤邦子 (2011) 『関西障害者運動の現代史』生活書院
- 鈴木良 (2019) 『脱施設化と個別化給付 カナダにおける知的障害福祉の変革過程』、現代書館
- 立岩真也 (2002) 「ないにこしたことはない、か・1」石川准／倉本智明編著『障害学の主張』明石書店、pp.47-87
- 立岩真也 (2018) 『不如意の身体——病障害とある社会』青土社
- 立岩真也 (2018) 『病者障害者の戦後—生政治史点描』青土社
- 福屋靖子 (1993) 「社会福祉関連 8 法の改正について」『筑波大学リハビリテーション研究 2 (1)、57-58、1993-03-31
- 麦倉泰子 (2019) 『施設とは何か ライフヒストリーから読み解く障害とケア』生活書院
- 宮城まり子 (2001) 『淳之介さんのこと』文芸春秋
- Esping-Andersen, Gøsta (2009), " *The Incomplete Revolution Adapting to Women's New Roles*", Cambridge, Polity Press=大沢真理監訳 (2011) 『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』岩波書店
- Mairs, Nancy (1996), "*Waist-High in the World: A Life Among the Nondisabled*", Diane Pub Co=
- 青海恵子訳 (1999) 『車椅子の高さで』晶文社

図表

図 1 障害者の選択による「平等派」「差異派」「障害者が目指すべき道」



石川（2000、p.34）図を元に筆者作成

表 1 障害者数と施設入所者数とその割合

障害区分	(単位：万人)		(単位：%)	
	総数	在宅者数	施設入所者数	施設入所者数割合
身体障害児・者	436.0	428.7	7.3	1.7%
知的障害児・者	108.2	96.2	12.0	11.1%
精神障害者	419.3	389.1	30.2	7.2%
合計	963.5	914.0	49.5	5.1%

障害者内閣府 HP「令和元年版障害者白書 全文 参考資料 障害者の状況 図表 1 障害者数（推計）(p.233)」を元に筆者作成

表 2-1～表 2-4 日本と国外の障害者運動と障害者施策比較

表 2-1 日本と国外の障害者運動と障害者施策比較

西暦	国内	国外
1874	「恤救規則」公布	
1889	「大日本帝国憲法」発布	
1927	3月21日宮城まり子誕生 3月30日中村裕誕生	
1929	「救護法」公布	
1941	第二次世界大戦はじまる（～1945）	
1946	「日本国憲法」公布	UNESCO（国連教育科学文化機構）設立
1947	「教育基本法」、「学校教育法」公布（養護学校規定） 「児童福祉法」公布	
1948	「中学校の就学義務並びに盲学校及び聾学校の就学義務及び設置義務に関する政令」公布	世界保健機構（WHO）憲章効力発生 第3回国連総会「世界人権宣言」採択
1949	「身体障害者福祉法」公布	
1950	「生活保護法」公布 児童福祉法の改正	ILO勧告88号を採択（身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告）
1951	「社会福祉事業法」公布 「児童憲章」制定	第4回WHO総会（日本参加、加盟承認） 第3回ILO総会（日本参加、加盟承認） UNESCOに日本加盟
1952		第1回国際ストークマンデビル競技大会【イギリス】 アメリカで、障害者自身による会社「アビリティーズ社」設立
1953	「盲学校及び聾学校の就学に関する部分の規定の施行期日を定める政令」公布	世界障害者関係団体協議会（CW0IH）結成
1954	児童福祉法の改正 身体障害者福祉法の改正 「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布	第7回WHO総会（日本、常任理事国になる） 第37回ILO総会（日本、常任理事国になる）
1955		第38回ILO総会「障害者の職業リハビリテーションに関する勧告」（第99号勧告）採択
1956		第11回国連総会（日本加盟承認）
1959	社会福祉事業法の改正 「国民年金法」公布 中央教育審議会「特殊教育の充実振興について」	デンマーク「1959年法」制定（バンク・ミケルセンの唱えたノーマライゼーションの理念が基調になったもの）
1960	「精神薄弱者福祉法」公布	第1回パラリンピック競技大会【ローマ】（この大会以後、オリンピック開催年にパラリンピックを開催）
1961	学校教育法の改正 障害福祉年金支給開始	「身体障害者にアクセスしやすく使用しやすい建築整備に関するアメリカ基準仕様書」策定（世界で最初）
1962	久保田翠誕生	第11回国際ストークマンデビル競技大会【イギリス】（この大会以降、日本参加）
1963	老人福祉法制定	国際身体障害者スポーツ大会【オーストリア】（日本選手団12名） オランダ 身体障害児センターのクラブ・ワイク博士が、身体障害者のための住居を作るために23時間テレビを通じて、2100万ギルダー（日本円で25億円）の寄付を集める。
1964	母子福祉法制定	アメリカ「公民権法」制定 UNESUCO「障害者の教育に関する決議」採択 アジア地域で最初のパラリンピック東京大会開催 オランダ ヘット・ドルブ建設開始
1965	国民年金法等の改正 大分県に「太陽の家」設立 第1回全国身体障害者スポーツ大会【岐阜県】（以後毎年 秋季国体開催地で開催） 社会開発懇談会「コロニー設置の提言」	
1966	「特別児童扶養手当法」公布	
1967	身体障害者福祉法の改正 精神薄弱者福祉法の改正（授産施設の新設）	第51回ILO総会128号「障害、老齢及び遺族給付に関する条約」採択

表 2-1～表 2-4 の日本と国外の障害者運動と障害者施策の経緯については、文部科学省の「第 4 日本の障害者施策の経緯」、「令和元年版障害者白書の障害者施策の歩み」、立岩（1990→2012、pp.258-353）、要田（2004、pp.114-118）、柏倉（2017）、本稿第 4 章を元に筆者作成

表 2-2 日本と国外の障害者運動と障害者施策比較

西暦	国内	国外
1968	静岡県に「ねむの木学園」設立	〔国連の国際人権年〕 第23回国連総会「児童権利憲章」採択 オランダ ヘット・ドルブ入居
1969	「青い芝の会・神奈川県連合会」結成 肢体不自由児通園施設事業開始 心身障害者扶養保険制度実施	第11回RI世界会議【ダブリン】で「国際シンボルマーク」及び「リハビリテーションの十年」（1970～1980年）を採択
1970	「心身障害者福祉協会法」公布（コロニーの設置運営主体として、特殊法人心身障害者福祉協会設立） 「心身障害者対策基本法」公布 府中療育センター闘争	〔国連の国際教育年〕
1971	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」 心身障害者福祉協会国立コロニーのぞみの園（心身障害者用施設、高崎市）開所 養護学校の義務化実施に向けて中央教育審議会答申	第26回国連総会「知的障害者の権利宣言」採択
1972	第1回全国身体障害者スキー大会【長野県】 第1回全国身体障害者技能競技大会（アビリンピック）【東京】	イギリス「隔離に反対する身体障害者連合会（UPIAS）」結成
1973	「身体障害者モデル都市設置要綱」策定（厚生省） 心身障害児の養護教育を昭和54年4月から、小・中学校と同様に義務教育化することを閣議決定	アメリカ「リハビリテーション改正法」公布
1974	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」公布 東京都「重度脳性マヒ者等介護人派遣制度」	オーストラリア「障害者援助法」制定
1975	道路交通法施行規則の改正 第1回極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会（フェスピック）開催【大分市、別府市】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正	〔国連の「国際婦人年」〕 第30回国連総会「障害者の権利に関する宣言」採択 第60回ILO総会「心身障害者の職業更生及び社会復帰に関する決議」 アメリカ「全障害児教育法」制定 ドイツ「障害者社会保険法」制定 フランス「障害者福祉基本法」制定
1976	全国障害者解放運動連絡協議会（全障連）結成 身体障害者雇用促進法の改正	第1回パラリンピック冬季競技大会（スウェーデン） 第29回WHO世界保健総会「障害の防止とリハビリテーション」採択 パラリンピックトロント大会【カナダ】 第31回国連総会「国連障害者年（1981年）」決議〔テーマ「完全参加と平等」〕
1977		アメリカ「リハビリテーション法504条施行規則」公布
1978	道路交通法の改正	UNESCO「特殊教育分野におけるユネスコ活動の拡大に関する報告」採択 UNESCO「体育・スポーツ国際憲章」採択
1979	養護学校教育の義務制を実施 民法及び民法施行法の改正（身体障害者を準禁治産者の要件から廃止）	〔国連の「国際児童年」〕 第65回ILO総会「身体障害者に関する決議」採択 第34回国連総会「国際障害者年行動計画」決議〔各国に「国内長期行動計画」策定等を勧告〕
1980	身体障害者雇用促進法の一部改正（身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充）	パラリンピックアーヘン大会【オランダ】（この大会から脳性マヒ者が参加） WHO「国際障害分類試案」（ICIDH）発表（障害を「機能障害」、「能力低下」、「社会的不利」の3つのレベルに区分）
1981	第3セクター方式による最初の重度障害雇用企業「吉備松下（株）」操業開始 「障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律」公布（つんぼ・おし・盲を改める） 第1回大分国際車いすマラソン大会開催	〔国際障害者年（IYDP）〕 第1回国際アビリンピック（国際身体障害者技能競技大会）【東京都】（以後4年毎に開催） 障害者インターナショナル（DPI）第1回世界会議開催【シンガポール】 イギリス障害者団体協議会（BCODP）発足
1982	国際障害者年推進本部「障害者対策に関する長期計画」を決定 「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」を策定 道路交通法施行令の改正	第37回国連総会「障害者に関する世界行動計画」及び「障害者に係る世界国道計画の実施」採択「国連障害者の十年」（1983～1992年）の宣言
1983	「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設設備ガイドライン」策定（運輸省） 「障害者に関する用語の整理に関する法律」公布（不具・奇形・廢疾・白痴者を改める） 第1回障害者自転車競技大会群馬県で開催	〔「国連障害者の十年」開始年〕 第69回ILO総会「職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」（159号条約）、「職業リハビリテーション及び雇用に関する勧告」採択〔心身障害者に関する雇用〕

表 2-3 日本と国外の障害者運動と障害者施策比較

西暦	国内	国外
1984	第1回国際障害者レジャーレクリエーション・スポーツ大会（レスポ）【愛知県】 身体障害者雇用促進法の改正（障害者の範囲の拡大等） 身体障害者福祉法の改正（障害の範囲拡大、更生施設の整備、理念規定の整備）	DPI第1回アジア・太平洋地域会議開催【アデレード】
1985	「職業能力開発促進法」公布（職業訓練法を改称） 国民年金法の改正	
1986	国民年金法の改正による新しい年金制度（障害基礎年金制度の創設） 障害者インターナショナル（DPI）日本会議発足	〔国連の「国際平和年」〕 オーストラリア「障害者サービス法」制定 イギリス「障害者（援助・助言・代表）」制定
1987	身体障害者雇用促進法の改正 精神衛生法の改正	〔「国連障害者の十年」中間年〕 〔国連の「国際居住年」〕
1988	第16回国際リハビリテーション世界会議【東京都】	オーストラリア「アクセスと活動・設計に関するオーストラリア基準」を作成
1989	知的障害者のグループホーム制度化（知的障害者地域生活援助事業）（厚生省）	「ベリースペシャルアーツ」（障害者芸術祭）世界大会開催【ワシントン】 第5回極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会（フェスピック）【神戸市】（41か国、1、646名）
1990	福祉関係8法の改正（在宅福祉サービスの法定化、身体障害者福祉関係事務の市町村への一元化等）	ADA（障害を持つアメリカ人法）公布 韓国「障害者雇用促進法」制定 イギリス「国民サービス及びコミュニティ・ケア法」制定
1991	「官庁営繕における身体障害者の利用を考慮した設計指針」をすべて盛り込んだ『建築設計基準』を制定（建設省） 「鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針」を策定（運輸省） 全国自立センター協議会設立	中国「障害者保障法」制定
1992	道路交通法の改正 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正 社会福祉事業法等の改正	〔「国連障害者の十年」最終年〕 ILO第159条約の批准 第47回国連総会〔12月3日を国際障害者デー〕とする宣言を採択 オーストラリア「DDA法（連邦障害者差別禁止法）」制定
1993	「鉄道駅におけるエレベーターの整備指針」を策定（運輸省） 障害者基本法の公布（法律名称の改正、障害範囲の明確化、障害者の日を規定、障害者計画の策定等）	第48回国連総会「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択
1994	「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」を策定（運輸省） 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建物の促進に関する法律」（ハートビル法）公布 障害者基本法に基づく初めての「障害者白書」を刊行	〔国連の「国際家族年」〕 リレハンメルパラリンピック冬季競技大会 第49回国連総会『障害者の社会への完全統合に向けて、「障害者の機会均等化に関する標準規則」と「2000年及びそれ以降への障害者に関する世界行動計画を実施するための長期戦略」の実施』を採択
1995	「精神衛生法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正（厚生省）	イギリス「障害者差別法（DDA）」制定
1996	久保田社誕生	アトランタパラリンピック競技大会
1997	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律成立 難病患者等居宅生活支援事業開始	
1998	特定非営利活動促進法成立 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の公布（精神薄弱福祉法から知的障害者福祉法へ）	長野パラリンピック冬季競技大会
1999	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」の公布（厚生省） 成年後見制度の改正及び聴覚・言語機能障害者による公正証書遺言の利用を可能にする遺言の方式の改正を内容とする「民法の一部を改正する法律」等成立（法務省）	
2000	「介護保険法」施行（厚生省） 「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の成立（建設省） 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の公布（厚生省） 静岡県に「知的障害児者クリエイティブサポートレッツ」設立	シドニーパラリンピック競技大会

表 2-4 日本と国外の障害者運動と障害者施策比較

西暦	国内	国外
2001	「高齢者の居住の安全確保に関する法律」を公布（国土交通省） 「道路交通法」を改正（障害者等に係る自動車等の運転免許の欠格自由見直し等）（警察庁） 「学校教育法」を改正（文部科学省） 第1回全国障害者スポーツ高い【宮城県】（身体障害者と知的障害者の全国大会を統合）	WHO「国際生活機能分類（ICF）」採択
2002	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立（厚生労働省） 「身体障害者補助犬法」の成立（厚生労働省）	ソルトレークパラリンピック冬季競技大会
2003	身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、「措置制度」から「支援費制度」に移行（厚生労働省）	
2004	「障害者基本法一部を改正する法律」の成立〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕（内閣府） 「発達障害者支援法」制定 「クリエイティブサポートレッツ」とし認定NPO法人化した	アテネパラリンピック競技大会
2005	「発達障害者支援法」施行 「障害者自立支援法」制定	
2006	「障害者自立支援法」施行（3障害共通の制度、地域生活を応援） 「学校教育法」改正 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」成立（国土交通省）	2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会 国連総会で障害者の権利に関する条約（障がい者権利条約）採択
2007	「学校教育法等の一部を改正する法律」施行（盲学校、ろう学校及び養護学校が特別支援学校に一本化）	「障害者権利条約」署名
2009	障がい者制度改革推進本部設置 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の交付（除外率一律10%引き下げ）（厚生労働省） 「身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令」の公布（肝臓機能障害を追加）（H22年4月1日施行）	
2010		バンクーバー2010パラリンピック冬季競技大会
2011	改正障害者基本法が公布・一部を除き施行	
2012	一部修正された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が成立 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行	ロンドン2012パラリンピック競技大会
2013	「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」として施行するとともに、障害者の定義に難病等を追加し、2014年度から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化	
2014		日本政府は国連に批准書を提出、承認 ソチ2014パラリンピック競技大会
2015	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行（厚生労働省）	
2016	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務） 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が成立（厚生労働省）	第9回障害者権利条約締約国会議（外務省） 障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告を国連に提出（外務省） リオ2016パラリンピック競技大会
2017		石川准が国連の障害者権利委員会委員に就任（日本人初）（外務省）
2018	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（厚生労働省） 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立（国土交通省） 「学校教育法の一部を改正する法律」が成立（文部科学省） 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行	平昌2018パラリンピック競技大会
2019	「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（文部科学省）	

表 3 社会的排除／包摂の歴史

年	国・組織	出来事
1974	フランス	シラク内閣の社会相であるルネ・ルノワール『排除された人びとーフランス人の 10 人に 1 人』刊行
1975	フランス	障害者政策を総合的に規定する障害者法成立
1988	フランス	参入最低所得（RMI）として制度化が始まる
1989	EC	欧州委員会（欧州連合の政策執行機関）は「欧州社会憲章」において「社会的排除との闘い」決議を採択
1992	EU	初めて EU による定義の提示
1994	ILO	国際労働機関（ILO）は 1994 年から国連開発計画（UNDP）の資金援助の下で、多くの発展途上国における社会的排除の実態調査を実施
1997	EU	アムステルダム条約 社会的排除と闘う加盟各国の活動を支援
1997	イギリス	ブレア政権による社会的排除対策室の設置
1997	世界銀行	ウォルフェンソン総裁の就任にともなって 1997 年から社会的包摂政策の展開を開始
1998	EU	公式文書に使用されるようになる
1998	OECD	第 37 回閣僚理事会において社会的排除問題への取り組みを決定
1999	EU	アムステルダム条約発効
2000	EU	リスボン欧州理事会（EU サミット）社会的排除と闘う欧州モデルの構築：リスボン戦略で加盟国間の政策調整が開始 ニース欧州理事会で「貧困および社会的排除と闘うための共通目標」採択し、「社会的包摂に関するナショナル・アクション・プラン」の実施を加盟国に要請することを決定
2002	イギリス	社会的排除対策室は当時の副首相府下に移管
2005	EU	リスボン戦略の見直しと「再スタート」
2006	イギリス	再度内閣府の管掌「社会的排除タスク・フォース」に名称変更
2010	EU	社会的包摂の新しい展開「貧困と社会的排除と闘うヨーロッパ・イヤー」

福原編（2007）、宮本（2013）、岩田（2008）、阿部（2002、2007a、2007b）、榊原（2016）を参考に筆者作成

表 4 社会的排除指標に用いられた項目

次元	項目
1.基本ニーズ	①食料 家族が必要とする食料が金銭的な理由で買えない 過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」 ②衣類 家族が必要とする衣類が金銭的な理由で買えない (過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」) ③医療 必要な時に、経済的な理由で医者にかかれない
2.物質的剥奪	①耐久財 以下の10項目のうち1項目以上が「経済的に持てない」 参考 テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、冷暖房機器、湯沸し器 電話、ビデオデッキ、ステレオ、礼服 家族全員に十分なふとん
3.制度からの排除	①選挙の投票 「行かない」「あまり行かない」のうち関心がないを除く ②公的年金制度 公的年金にも個人年金にも未加入 ③医療保険制度 公的医療保険制度にも民間医療保険も未加入 ④公共施設・公共サービス 以下の公共施設・サービスのうち少なくとも1つを使うことができない 参考 図書館、公共のスポーツ施設(公営プールなど) 役所、保健所、公会堂・公営ホール・町内会など 公園・広場、公共の交通サービス(公営バス・電車など) ⑤ライフライン ライフライン(電気、ガス、電話)の停止経験
4.社会関係の欠如	①人とのコミュニケーション 人(家族を含む)と2~3日に1回以下しか話しをしない(電話やEメールも含む)割合 ②交友 友人・家族・親戚に会いに行くことが経済的にできない ③親戚とのつながり 親せきの冠婚葬祭への出席することが経済的にできない ④社会ネットワーク 以下の6項目について「同居の家族以外に頼れる人がいない」が1項目以上 参考 病気の時の世話、寂しい時の話し相手 1人ではできない家の周りの仕事の手伝い 転職・転居・結婚などの人生相談 配偶者・家庭内でのトラブルの相談 子どもや老親の世話と時々してくれる
5.適切な住環境の欠如	①住環境の不安定 過去1年間の家賃の滞納経験 ②住環境 住居に関する6項目(以下)のうち3項目以上が「経済的にもてない」 参考 家族専用のトイレ、家族専用の炊事場(台所) 家族専用の浴室、炊事場と別の洗面所 寝室と食卓が別、複数の寝室
6.レジャーと社会参加の欠如	①旅行 泊りがけの家族旅行が年1回以下(関心がないを除く) ②外食 家族での外食が「月1回以下・まったくない」 ③社会活動 以下6つの項目のうち1項目以上の欠如 参考 町内会・子供会・老人会・婦人会・PTAなど ボランティア・社会奉仕活動、趣味・スポーツ 宗教団体、政党、労働組合
7.主観的貧困(家計の状況)	①主観的経済状況 暮らし向きが大変くるしい ②家計状況 家計が毎月赤字 ③貯蓄 「殆どしていない」「まったくしていない」「貯蓄を取り崩している」
8.所得ベースの相対的貧困	①世帯所得 等価世帯所得の中央値50%以下

阿部(2007a, p.31)を元に筆者作成

表 5-1～5-13 宮城まり子とねむの木学園 年表

表 5-1～表 5-13 の宮城まり子とねむの木学園年表については、ねむの木村 HP（新旧）「学園小史」、宮城まり子著の引用文献と表 2-1～2-4 を元に筆者作成

※個人情報保護の観点からリポジットリにおいては略

表 6-1 宮城まり子への第 1 回インタビュー概要：2017 年 7 月 9 日実施

1. 日時	2017（平成 29）年 7 月 9 日（日）午後 1 時 45 分～3 時 05 分
2. 場所	ねむの木学園応接室
3. 概要	当日の午前 10 時半から吉行淳之介文学館へ川勝県知事夫妻の訪問があった。県知事の訪問は当初 15 分間の予定が 1 時間半かかったため、午後 1 時に予定していた宮城まり子へのインタビューは、45 分遅れて始まった。録音の許可を得て、約 1 時間 20 分のインタビューを行うことができた。宮城は、現在 90 歳ということもあり、車椅子でパジャマの上に白いロングドレス姿であった。御自分でも、「耳が遠い」とおっしゃっていたが、質問に対しては概ね答えてくださった。印象としては、御高齢でありながら聞き手にも心配りをしてくださり、ねむの木の障害者や職員に対する深い愛情を感じた。
4. 主な予定質問と結果（他記式）	
※個人情報保護の観点からリポジットリにおいては略	

表 6-2 宮城まり子への第 2 回インタビュー概要：2017 年 9 月 20 日実施

1. 日時	2017（平成 29）年 9 月 20 日（水）午後 4 時 30 分～6 時 30 分
2. 場所	ねむの木学園にある宮城邸
3. 概要	午後 2 時からのインタビューの予定であったが、宮城が運動会の練習の総指揮を行ったため、練習を見学した後、宮城の私邸でインタビューをした。運動会の練習では、すべての内容について宮城の意向が反映されていた。宮城は大きな声を張り上げ、時々冗談も交え、全員が参加する完成度の高い演目を模索していた。ただ、インタビューそのものは、宮城が非常に疲れていたこともあり、話は次から次へとされたため予定した質問ができなかった。
4. 主な質問と結果（他記式）	
※個人情報保護の観点からリポジットリにおいては略	

表 6-3 宮城まり子への第 3 回インタビュー概要：2018 年 4 月 18 日実施

1. 日時	2018（平成 30）年 4 月 28 日（土）午後 2 時～4 時
2. 場所	ねむの木学園応接室
3. 概要	それまでインタビューさせていただきたいと、何回かお願いしたが叶わなかった。この時はこれまでに書いたものを持っていったら、体調が悪いにも関わらずなぜかお話を伺うことができた。
4. 主な予定質問と結果（他記式）	
※個人情報保護の観点からリポジットリにおいては略	

表 7 榛村純一へのインタビュー概要：2017年8月16日実施

1. 日時	2017（平成 29）年 8 月 16 日（水）午後 1 時 30 分～2 時 30 分
2. 場所	大日本報徳社 仰徳学寮 1 階応接室
3. 概要	<p>榛村元市長は、半袖の水色のストライプのワイシャツで、机の上には黒いジャケットが置いてあった。83 歳のお年にしては、お元気であり記憶もしっかりされていた。ただ、声がやや弱く、具体的な名称については、たまに出てこないこともあった。インタビュー後の写真撮影の時にはジャケットを着るなど、長く政治の世界で活躍されてきたことやマスコミにも注目されてきたことを感じさせられた。政策については、わかりやすく理論的に説明してくれた。特に五共益体制については、エコポリスの成功例をあげて、ねむの木移転にも当てはめて説明してくれた。宮城まり子さんのことを次のように語っていた。「宮城まり子に似ている女はいない。宮城まり子はすべての女に似ている。だけど、宮城まり子に似ている女はいない、と。そのくらい価値のある女だと。だから、変わったところがある、わがままな女っていえば、それも言えるし、ユニークで天才的で他の追随を許さない、かっこ良く言う。そういう褒めて言う言い方もある。そのくらい毀誉褒貶の大きな人はいって」榛村元市長の人を見る目の確かさと優しさを感じた言葉である。</p> <p>なお、榛村元市長は、インタビュー後の 2018 年 3 月 7 日に急逝している。</p>
4. 主な予定質問と結果（他記式）	
※個人情報保護の観点からリポジトリにおいては略	

図2 浜岡町ねむの木学園（1990年）と掛川市ねむの木村（2019年）の比較

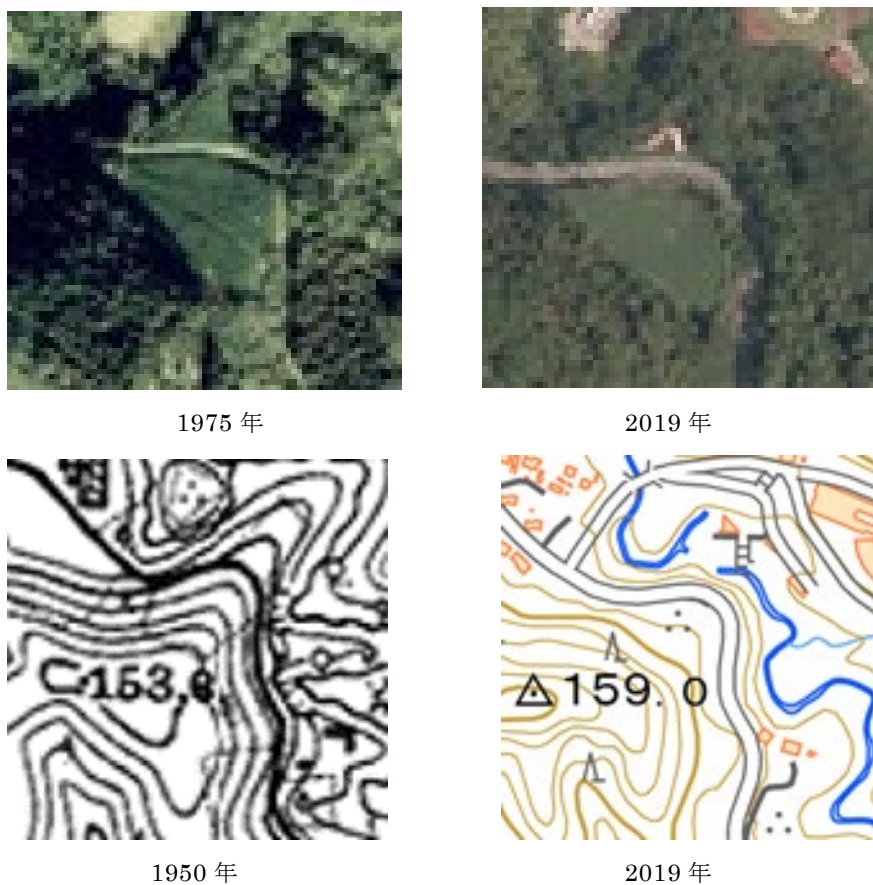


浜岡町ねむの木学園（1990年）

掛川市ねむの木村（2019年）

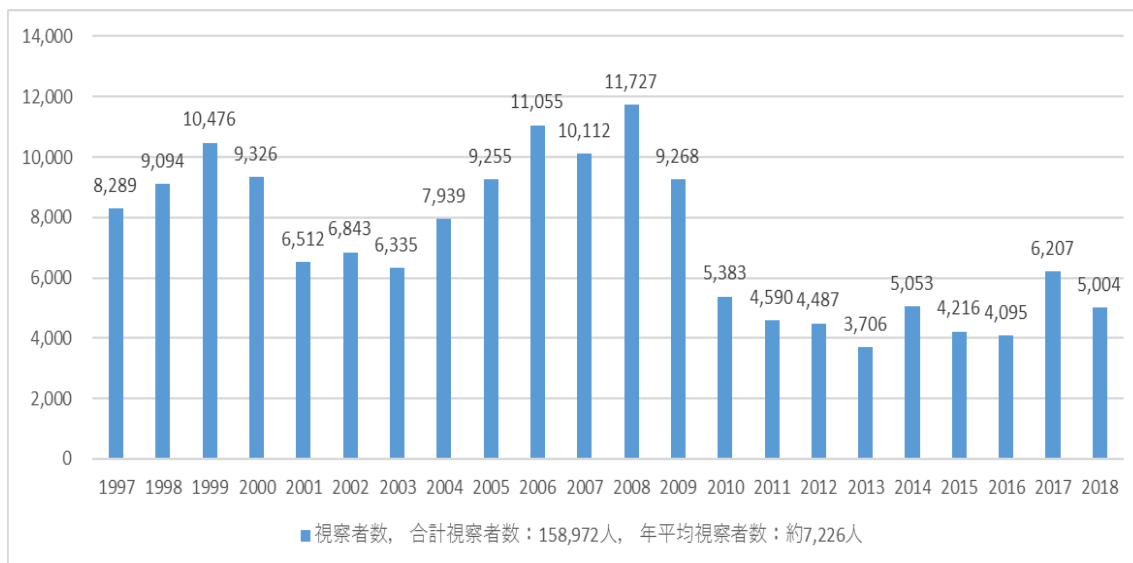
Google マップ HP、ウェブで過去の地形図や空中写真を見る（Leaflet 版）HP から筆者作成

図3 航空写真(1975年)・地図(1950年)と航空写真(2019年)・地図(2019年)の比較



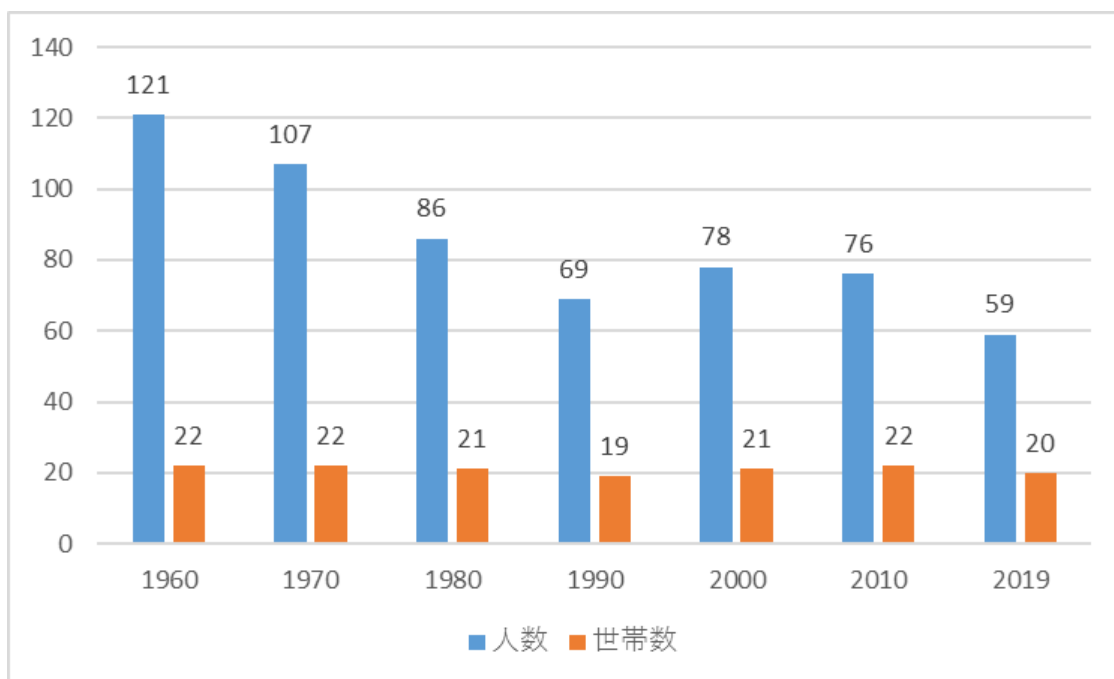
Google マップ HP、ウェブで過去の地形図や空中写真を見る（Leaflet 版）HP から筆者作成
※1975年の航空写真と1950年の地図の組み合わせであるのは、対応する資料がなかったため

図4 ねむの木学園への視察者数推移



2017年8月6日と2019年8月9日にねむの木学園から提供された資料を元に筆者作成

図5 知連山中地区住民数推移



2017年8月7日～13日と2019年8月15日に筆者調査により作成

表 8 知連山中地区住民インタビュー（ねむの木学園移転以前からの住民）

内容	1 ねむの木学園移転前の考え					2 ねむの木村設立以後の考え				
	ア賛成	イヤ賛成	ウなし	エやや反対	オ反対	ア良	イヤ良	ウなし	エやや悪	オ悪
22人調査	10	7	5	0	0	17	2	2	1	0
1の移転前に賛成の場合の具体的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致は賛成。発展への期待 6 ・道を広くしてもらいたかった 2 ・よくわからなかった 1 ・反対する理由がなかった 1 					<ul style="list-style-type: none"> ・道路が広がった（良くなった） 17 ・にぎやかになった（観光バスなど） 6 ・環境面できれい、開けた、明るい 6 ・定期バス運行 5 				
2の移転後に良かった場合の具体的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・父親が推進していたから 1 					<ul style="list-style-type: none"> ・水道敷設 3 ・土地（畑）が売れた 2 ・障害者への理解が深まり（行事へ参加） 2 ・働くところがあった 1 				
1反対、2悪						<ul style="list-style-type: none"> ・車の通りが激しくなり、くつろげない 1 				
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地は最低限の値段（坪2,000円くらい） 									
2の（ア良くなった17人）のうち、1では（ア賛成9人、イヤ賛成6人、ウなし2人）										
2の（ウどちらでもなし2人）のうち、1では（イヤ賛成1人、ウなし1人）										
2の（エやや悪くなった1人）は、1では（ウなし1人）										

2017年8月11日～15日に筆者調査により作成

表 9 知連山中地区住民インタビュー（ねむの木学園移転以前からの住民）

ねむの木村設立以後に移ってきた住民の考え
<ul style="list-style-type: none"> ・道路が良くなった（退職後居住） ・まり子さんが何を目標しているかわからない
<ul style="list-style-type: none"> ・不便な方が面白い ・水道が来ていないのが良かったのに残念
<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が良い ・がけ条例のため、新築できない ・紹介すれば、買う人はいる
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の中で暮らしたかった ・この辺の雰囲気が気に入った ・開発されていない場所だから良い ・交通の便が良い（新幹線、東名インター） ・家を買って、最低限は大工さんに依頼、壁などは自分たち夫婦で塗った

2017年8月11日～15日に筆者調査により作成

図 6-1 ねむの木村の景観① ねむの木村入口からさくらパン工房へ

		
<p>ねむの木村入口のタイル画</p>	<p>地元住民が植えた花木</p>	<p>宮城が植えた桜</p>
		
<p>電車とバス</p>	<p>ねむの木学園バス停</p>	<p>ねむの木学園への橋</p>
		
<p>ねむの木学園施設</p>	<p>障害者支援施設</p>	<p>タイルで飾られた噴水</p>
		
<p>絵が描かれた建物</p>	<p>敷地内に咲くねむの木の花</p>	<p>バス停とお店の通り</p>
		
<p>毛糸屋さん</p>	<p>ねむの木学園職員住宅</p>	<p>さくらパン工房</p>

2017年から2019年に筆者撮影

図 6-2 ねむの木村の景観他② 最初に建てた集会場からゲストハウスへ、ハンカチなど

 <p>最初に建てた集会場</p>	 <p>吉行淳之介文学館</p>	 <p>宮城が植えた遠くの桜</p>
 <p>桜木池</p>	 <p>森の喫茶店 MARIKO</p>	 <p>喫茶店の コーヒーカップとソーサー</p>
 <p>公衆トイレ</p>	 <p>ねむの木美術館バス停とバス</p>	 <p>ねむの木美術館どんぐり</p>
 <p>どんぐり美術館の壁の絵</p>	 <p>ねむの木美術館緑の中</p>	 <p>ゲストハウスと公園</p>
 <p>かぐや姫弁当</p>	 <p>包装紙も絵をデザインして作製</p>	 <p>絵をハンカチにデザイン</p>

2017年から2019年に筆者撮影

図 7-1 オランダ



Google マップ HP を元に筆者作成

図 7-2 オランダ アルンヘム



Google マップ HP を元に筆者作成

表 10-1 施設比較：ねむの木学園とヘット・ドルブ

章節	3章	4章1節
施設名	ねむの木学園	ヘット・ドルブ
創設者	宮城まり子	クラックワイク
創設者立場	歌手・女優	医師（整形外科医）
創設年	1968（昭和43）年	1962年寄付、1964年建設開始、1968年入居
所在地	静岡県掛川市上垂木	オランダ アーヘム市
運営団体 マーク	社会福祉法人 ねむの木福祉会 学校法人 ねむの木学園	政府出資 非営利の医療機関 Siza
モットー	やさしくね やさしくね やさしいことはつよいのよ	オランダ人の人々の心と ヘット・ドルブのドアを 開けた資金提供マラソン テレビの紋章（創設当時）
理念	わたしたちは 造形の神のたまわれた試練を 恩恵とうけとり あらゆる困難にたえ 楽しく 強く そしてたよることなく やさしく あくまでもやさしく 感謝し ものごとに対処し 根気よく 自分の造形に挑戦したい 心おどるであろう これがわたしたちのやったことだと	選択政策—ヘット・ドルブ、そこでのチームは居住者を選びます、そこは、これらの構成員の幸せの大部分に最も貢献できる雰囲気において、身体障害者が生活して、社会的であり、働く機会が確実であることを望みます。 基準： 1 ヘット・ドルブは、すべての信条の障害者に開かれています。 2 ヘット・ドルブは、原則として、あらゆる年齢の障害者を対象とします。しかし、実際は、障害がある青年は通常まだ18歳または20歳までは機能回復訓練中です、また少なくとも現在60歳または65歳より年齢の高い障害者は老人ホームにいるのが望ましいものです。（基準は8までであるが以下略） （創設当時の基準で現在では使われていない）
年齢	3～73歳	18歳以上
設立当初利用者数	12人	413人
現在の利用者数	74人	200人弱
施設	福祉型障害児入所施設 ねむの木学園 やさしいお家 障害者支援施設 ねむの木学園 星に折る 障害者支援施設 ねむの木学園 感謝の心 特別支援学校ねむの木（小・中・高等部）	身体障害者用住居（介護者常駐） パン屋 ジム（トレーニング計画も作成） ※創設当時は、セントラルキッチン・スーパーマーケット・ガソリンスタンド・劇場・郵便局・教会等多数の施設があったが現在は使われていない。新しいリハビリテーション施設と住居を建築中
サービス	生活介護 特別支援教育（小中学部・高等部）	生活介護 パソコン指導とポスター・リーフレット等の受託事業 ジム（計画作成・相談） パン屋における職業訓練（知的障害者）
仕事（作業）	茶室「和心庵」で呈茶 「森の喫茶店MARIKO」のウェイター 「雑貨屋さん」「糸屋さん」等お店の店員 絵画・織物・ガラス工芸の製作	共同→個人 パン屋「自分の生地から」 パソコン
教育	特別支援教育（小・中・高等部）	パソコン パン屋での職業訓練 社会復帰のための職業訓練
芸術・スポーツ	芸術（絵画・コーラス・詩・織物・ガラス工芸） スポーツ（ダンス）	芸術（ポスター、リーフレット） スポーツ（ジム）
社会と交流するための施設	ねむの木こども美術館（緑の中、どんぐり） 吉行淳之介文学館（茶室「和心庵」併設） 森の喫茶店MARIKO 雑貨屋さん、糸屋さん、ガラス屋さん、お花屋さん、ねむの木やさしいお店	パン屋「自分の生地から」
社会との交流	美術館における絵画展示、お店における雑貨等の販売 各地での展覧会・公演（ダンス・コーラス） 年に一度の運動会	パンの製造・販売 パソコンによるポスター等の製作
職員数	80人（非常勤職員も含む）	245人（ヘット・ドルブのみ）
職員の職種・資格	教諭・生活支援員・介護福祉士・栄養士・調理師・保育士・看護師・理学療法士・作業療法士・介護職員	介護職員・カウンセラー・ヘルスケア心理士・ソーシャルワーカー・理学療法士など 新しいリハビリテーション施設用（チームリーダー・ヘルスケアのための調査員・設計士）

ねむの木村 HP、Zola(1984→2004)、ヘット・ドルブ HP、インタビューにより筆者作成

表 10-2 施設比較：太陽の家とクリエイティブサポートレッツ

章節	4章2節	4章3節
施設名	太陽の家	クリエイティブサポートレッツ
創設者	中村裕	久保田翠
創設者立場	医師（整形外科医）	家族（母親）
創設年	1965（昭和40）年	2000（平成12）年
所在地	大分県別府市亀川他、京都市、愛知県蒲郡市	静岡県浜松市連尺町・入野町
運営団体 マーク	社会福祉法人 太陽の家 	NPO法人 クリエイティブサポートレッツ
モットー	保護より機会を！ No charity, but a chance!	『あたりまえ』から『あるがまま』へ “ひとがしあわせに生きるとは”を考える現場が レッツです。
理念	世に身心障害者（児）はあっても、 仕事に障害はあり得ない。 No one is so disabled as to be unable to work at all. 麦にはきびしさがありません 麦は踏まれても踏まれても ぐんぐん成長します 太陽に向かって のびつづける 麦の形には団結を 意味するものがあります	NPO法人クリエイティブサポートレッツは、 障害や国籍、性差、年齢などあらゆる「ちがいを乗 り越えて 人間が本来もっている「生きる力」「自分を表現する 力」を見つめていく場を提供し、様々な表現活動を実 現するための事業を行い、全ての人々が互いに理解 し、分かち合い、共生することのできる社会づくりを 行う。 特に、知的に障がいのある人が 「自分を表現する力」を身につけ、文化的で豊かな人 生を送ることの出来る、社会的自立と、その一員とし て参加できる社会の実現を目指す。 そして、知的に障がいのある人も、 いきいきと生きていけるまちづくりを行っていく。
年齢	18歳以上	11～59歳
設立当初利用者数	15人	数人
現在の利用者数	1,104人	40人弱
施設	施設入所支援 障害者支援施設 ゆたか他 短期入所（ショートステイ）ゆたか他 特別養護老人ホーム 太陽の家他 身体障害者福祉ホーム ひまわり他 別府第1ワークセンター・別府工場 別府第2ワークセンター・「サンストア」（スーパーマーケット） 共同出資会社 オムロン太陽株式会社 共同出資会社 デンソー太陽株式会社他多数	アルス・ノヴァ（連尺町・入野町） たけし文化センター連尺町 のヴァ公民館（入野町） 隣接する古民家（入野町）
サービス	生活介護 日中一時支援 身体障害者ディサービス 就労支援A型 就労支援B型 就労移行支援	生活介護 日中一時支援 就労継続支援B型 放課後ディサービス のヴァ公民館事業 インクルージョン事業
仕事（作業）	企業の下請け	特に決めていない
教育	職業訓練	児童の放課後等ディサービス
芸術・スポーツ	スポーツ（パラリンピック・フェスティバル大会・車椅子 マラソン大会）	芸術（自由な工作・楽器演奏・歌・詩・映像制作）
社会と交流する ための施設	別府市亀川：コミュニティセンター（多目的ホー ル）、サンスポーツセンター（体育館、トレーニング ルーム他）、公衆浴場「太陽の家」、スーパーマー ケット「サンストア」	アルス・ノヴァ（連尺町・入野町） たけし文化センター連尺町 のヴァ公民館（入野町） 隣接する古民家（入野町）
社会との交流	スーパーマーケット スポーツセンター コミュニティセンター（多目的ホール、体育館、喫茶 店、図書館分室）	スタ☆タン!! 表現未満、プロジェクト（文化祭） タイムトラベル100時間ツアー 週刊あるす・のヴァ（YouTube） 各種イベントに参加（路上演劇祭@浜松、ふれあいス ポーツ大会・元気ライブ・遠州横須賀ちっちゃな文化 展）
職員数	317人（内障害者16人、健常者301人）	25人弱
職員の職種・資格	サービス管理責任者 看護師・保育士・生活支援員・介護職員 職業指導員・工学系の知識を持っている職員	サービス管理責任者免許取得者（6人） 世話人・生活支援員 児童発達支援管理責任者・管理者・児童指導員・指導 員・保育士

太陽の家 HP、クリエイティブサポートレッツ HP、インタビューを元に筆者作成

図 8 オランダの電車とヘット・ドルプ

 <p>自転車と車椅子のマーク</p>	 <p>ヘット・ドルプへの道路</p>	 <p>工事中の場所を隠すバナー</p>
 <p>ヘット・ドルプ案内板</p>	 <p>博士の銅像と紋章の記念碑</p>	 <p>アカデミー・ヘット・ドルプ</p>
 <p>知的障害者が働くパン屋</p>	 <p>デジドーム</p>	 <p>スポーツセンター</p>
 <p>常駐職員の待機部屋</p>	 <p>住居の外観</p>	 <p>共有部分にある冷凍庫</p>
 <p>住居内の台所</p>	 <p>モデル・ルームの外観</p>	 <p>モデル・ルームの台所</p>

2018年に筆者撮影

図9 太陽の家

		
<p>別府医療センター</p>	<p>太陽の家の看板</p>	<p>別府本部車いす用スロープ有</p>
		
<p>歴史資料館 中村医師</p>	<p>歴史資料館 展示品</p>	<p>歴史資料館 選挙運動宮城</p>
		
<p>共同出資会社</p>	<p>共同出資会社 三菱商事</p>	<p>共同出資会社 富士通</p>
		
<p>太陽の家 ジム・体育館</p>	<p>スーパーマーケット サンストア</p>	<p>障害者用住宅団地</p>
		
<p>日の出事業所 サン・コミュニティ大神</p>	<p>日の出事業所に隣接する 障害者用住宅</p>	<p>障害者用住宅 台所</p>

2019年に筆者撮影

図 10 クリエイティブサポートレッツ



2018年と2019年に筆者撮影

図 11 図 1 に家族軸を加えた図

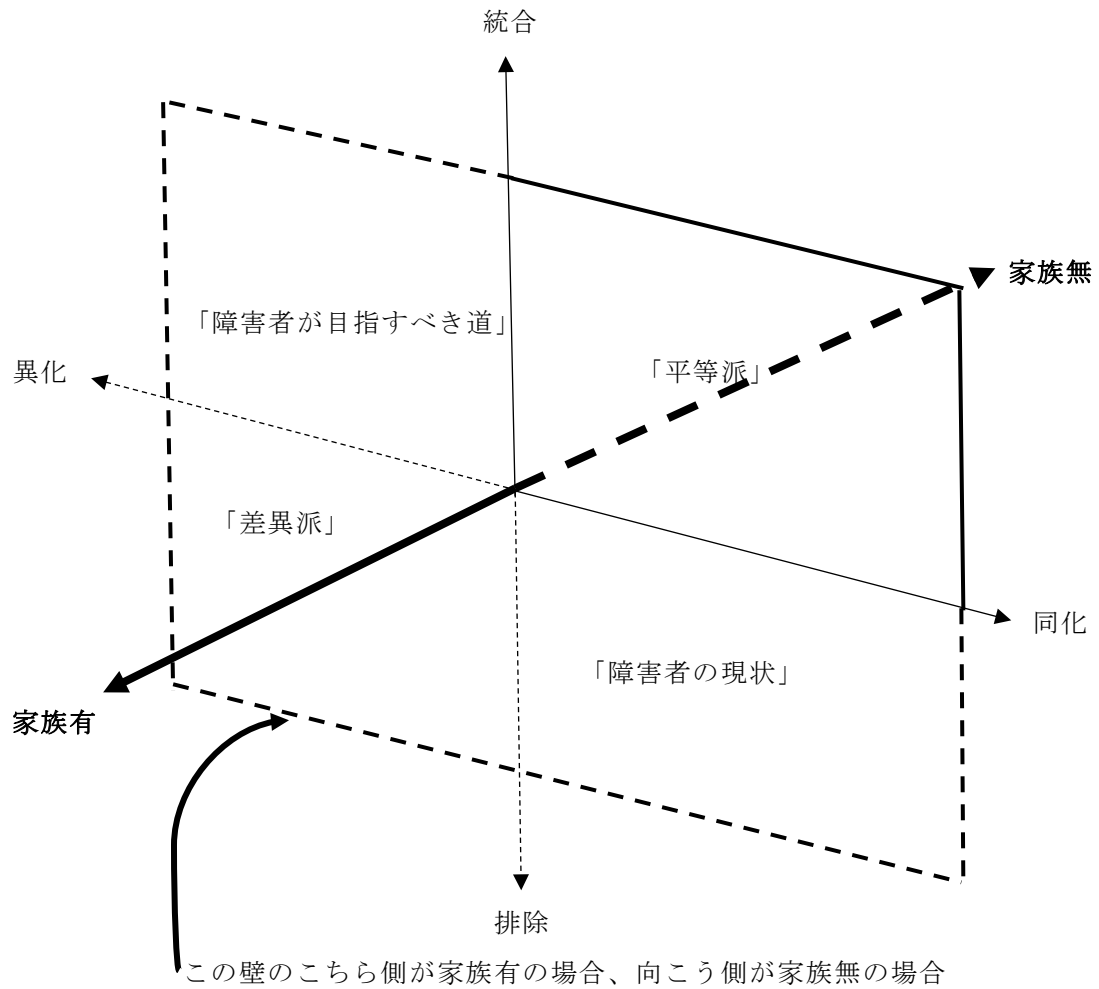


図 1 を元に筆者作成